

津和野町景観計画 (素案)

令和〇年〇月改定
津和野町

目 次

第1章 計画の背景と目的

1. 計画の背景	1-1
2. 計画の位置づけ	1-2
3. 計画の構成	1-2

第2章 津和野町景観形成基本計画

1. 津和野町の歴史	2-1
2. 景観の特性	2-2
3. 景観の構造	2-17
4. 景観の課題	2-22
5. 計画の基本理念と方針	2-24
6. 景観形成の運用および将来対応の方針	2-27

第3章 津和野町景観計画区域

1. 景観形成の目的	3-1
2. 区域	3-1
3. 届出対象行為	3-2
4. 良好な景観の形成に関する方針	3-5
5. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	3-5
6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項	3-17
7. 公共施設等における景観形成の方針	3-19

第4章 景観形成重点地区

1. 殿町景観形成重点地区	4-1
---------------	-----

第5章 景観形成地区

1. 景観形成地区に関する基本的事項	5-1
2. 重伝建景観形成地区	5-8
3. 重伝建周辺景観形成地区	5-15

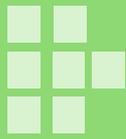
4. 城山景観形成地区	5-22
5. 津和野盆地景観形成地区	5-31
6. 山並景観形成地区	5-41
7. 麓耕景観形成地区	5-49
8. 日原景観形成地区	5-57
9. 堤田景観形成地区	5-64
10. 青野山眺望景観形成地区	5-71
11. 左鐙・川筋景観形成地区	5-79
12. 枕瀬景観形成地区	5-86
13. 高津川筋景観形成地区	5-93
14. 景観形成基準一覧表	5-100
15. 建築物・工作物の色彩基準	5-106

第6章 景観遺産、重要公共施設

1. 景観遺産	6-1
2. 重要公共施設	6-8

第7章 今後の景観づくりの取り組み

1. 住民・事業者・行政および関係者の連携協働による景観づくり	7-2
2. 事業の推進体制	7-4



第1章 計画の背景と目的

1. 計画の背景

津和野町は、古くから「山陰の小京都」「日本のふるさと」と称され、武家屋敷が残る区域や町家の町並み、石垣や堀割、山林や棚田など、多様で豊かな景観資源に恵まれています。

これらの景観は、町民の暮らしの歴史を映し出すとともに、訪れる人々を魅了し、地域の誇りとして大切に守り伝えられてきました。

昭和48年(1973年)には、良好な景観の保全と継承を目的として、全国に先駆けて「津和野町環境保全条例」が制定され、歴史的町並みの保全や景観づくりの基礎として重要な役割を果たしてきました。しかし、社会環境や生活様式の変化、町域の拡大などを背景に、従来のみでは町全域の景観を総合的に守り育てることが難しくなってきました。

特に、平成17年の津和野町と日原町の合併以降、自然景観、歴史文化、農林業、観光など多分野にまたがる景観形成への期待が高まり、町全体で共有する景観の理念や将来像の構築が求められるようになりました。また、平成16年に景観法が制定され、自治体による総合的な景観行政を進める制度的基盤が整えられました。

こうした動きを受け、津和野町では、歴史的景観保全の取組を継承しつつ、町域全体を対象とした景観計画を平成20年に策定し、さらなる景観の保全と景観づくりを進めてきました。

また、平成25年には後田・橋北地区の一部が重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。さらに、「津和野百景図」に描かれた江戸時代以来の町並みや伝統行事、自然景観などが町民によって守り伝えられ、昔と今を対比・体感できる町として日本遺産に認定されるなど、高い評価を受けています。

一方で、脱炭素社会の実現、観光スタイルの変化、空き家活用や地域資源の再評価など、近年の社会環境はさらに大きく変化しています。景観はこれらの課題と密接に関わり、未来のまちづくりにおける重要な基盤として位置づけられています。

本計画は、近年の社会変化や将来のまちづくりを見据え、津和野町の景観資源を将来にわたり守り育てるため、景観法に基づき町全域を対象とした景観計画として策定するものです。町民・事業者・行政が協働し、津和野町らしい魅力ある景観を次世代へ継承していくことを目指します。

*1 「津和野町環境保全条例」

津和野町条例第16号として昭和48年3月29日に施行。同施行規則(津和野町規則第3号)は昭和52年4月1日に施行されました。

なお、平成17年9月25日に津和野町条例第133号として改正されています。

*2 景観づくり

当計画において景観づくりとは、景観の保存・保全・顕彰・創造など、景観に関わる多様な行為を総合的に捉えた概念を指します。

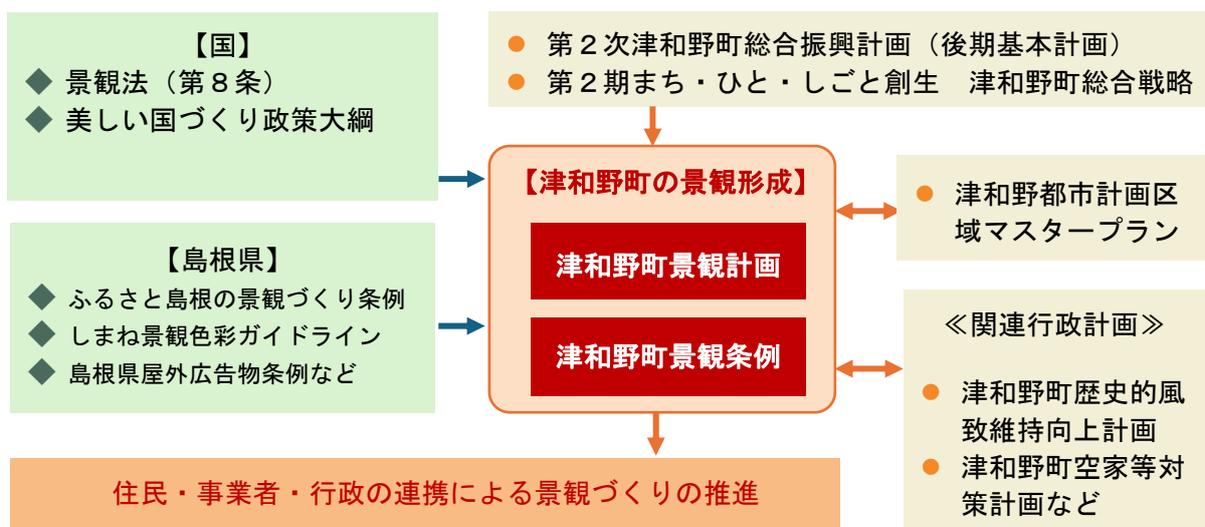
*3 景観法

平成15年に策定された「美しい国づくり政策大綱」を受け、景観に関する総合的な法制度として、平成16年6月に景観法(平成16年6月18日法律第110号)が公布され、同年12月に施行されました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、景観法（第8条）に基づく法定計画であり、津和野町景観条例（第7条）に基づき定める事項を含むものです。また、第2次津和野町総合振興計画（令和4年度～令和8年度）に即し、都市マスタープランなどに適合するとともに、津和野町の景観形成に関する総合的な方策を示すものとして位置づけます。

本計画は、町民・事業者・行政で共有し、ともに守るべきものとしての役割を担っています。



■ 津和野町景観計画の位置づけ

3. 計画の構成

津和野町景観計画は、法に基づく景観形成の方針や基準などを示すものであり、津和野町全域を「景観計画区域」として定め、ゆるやかな規制、誘導を行うとともに、津和野城下町エリア、日原天領地エリア、国道沿いなど、重点的に景観形成を図るべき区域を「景観形成地区」、さらに津和野を代表する景観である殿町エリアを「景観形成重点地区」として定め、よりきめ細やかな基準により規制・誘導を図るものです。

■津和野町景観計画の構成

第1章 計画の背景と目的

第2章 津和野町景観形成基本計画

津和野町の景観特性や景観形成の基本的な方針などを示します。

【区域別の計画】

第3章 津和野町景観計画区域【津和野町全域】

景観形成上影響が大きい大規模な建築物や工作物の建設行為などに対し、ゆるやかな規制・誘導を行います。

【景観形成地区】

良好な景観を保全し、また今後とも良好な景観の形成を図るため津和野町が指定する地区に、きめ細かな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図ります。

第4章 景観形成重点地区【特に重点的に景観形成を図るエリア】

城下町津和野の歴史を今に伝える重要なエリアを指定し、伝統的様式で統一された沿道景観を維持保存するための方針、基準を示します。

【保全ゾーン】 1. 殿町景観形成重点地区

第5章 景観形成地区【重点的に景観形成を図るエリア】

各地区の景観特性の景観形成の方針、景観形成基準を示します。

【保全ゾーン】

1. 重伝建景観形成地区

【調和ゾーン】

2. 重伝建周辺景観形成地区

3. 城山景観形成地区

4. 津和野盆地景観形成地区

【共生ゾーン】

5. 山並景観形成地区

6. 麓耕景観形成地区

7. 日原景観形成地区

8. 堤田景観形成地区

9. 青野山眺望景観形成地区

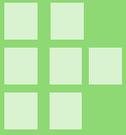
10. 左鐙・川筋景観形成地区

11. 枕瀬景観形成地区

12. 高津川筋景観形成地区

第6章 今後の景観づくりの取り組み

これまでの景観に係わる取組状況を踏まえた、今後の景観まちづくりの方向性を示します。



第2章 津和野町景観形成基本計画

1. 津和野町の歴史

津和野町は、古代から津和野川・高津川流域の集落として開け、荘園時代の中世集落を経て、鎌倉末期に吉見氏が当地に入って以来、その名が日本の歴史に登場するようになります。

元寇警備のため石見国に入ったと伝えられる吉見氏は、当初、町域北部に居を構えていました。当時は本格的な城塞や治水が未発達であったため、津和野川支流で小山を背後にした郷士の居館を形成し、今日でも中世の名残をとどめる集落景観が各所に見られます。また、高津川沿いの山間部一帯には平家の落人伝説が残り、険しい山並みに歴史を想起させる風景が点在しています。

その後、益田氏・大内氏・陶氏らの抗争の中で、吉見氏は津和野城や下瀬山城を築き、当時は城山の西北側が城下の中心的居住地となりました。

江戸期に入ると坂崎氏が封ぜられ、さまざまな土木技術を導入して津和野城および城下町の整備を進めました。のちには藩主亀井氏の居城として発展し、現在のような城下町としての姿が整えられました。一方の日原地域は江戸期に天領となり、両地域は東西それぞれの拠点として発達しました。石見地方の山間に位置したため、亀井氏は藩の殖産振興に努め、今日の産業の基礎となる和紙・蠟燭・茶・生糸の生産を広めました。また、主水畑と呼ばれる段々畑の開墾や植林、治水を行うとともに、藩校を開いて人材育成を図ったことで、西周や森鷗外をはじめ多くの文化人を輩出しています。

こうした文化的・歴史的資源は今日にも各所に残り、町の大きな特色となっています。盆地とそれを囲む山並みに加え、高津川水系や幹線道路を景観軸として、中世以来の歴史的佇まい・文化的景観・落ち着いた町並みが重なり合い、豊かで奥深い景観を形成しています。

明治期以降は、旧津和野藩と天領が津和野町・日原町として継承され、近年の両町の合併により広がった町域には、津和野川・高津川流域に発達した田畑や集落の農村景観、あざやかな中にも素朴さを感じさせる石州瓦葺の家並み、それを取り囲む自然の山々が残されています。中世以来の歴史的雰囲気や今に伝えつつ、歴史と生活文化、そして自然が見事に調和した「日本の原風景、心のふるさと」と呼べる、詩情豊かな文化の薫り高い風土が受け継がれています。

また、津和野町の歴史的な町並みや自然、信仰、暮らしの風景は、明治末から大正初期にかけて描かれた『津和野百景図』にも克明に記録されています。

百景図に描かれた城下町の構造、山々を借景とした町並み、社寺や水路、祭礼の情景は、現在の津和野の景観と高い連続性を有しており、先人たちが築き、守り伝えてきた景観が今日まで受け継がれていることを示しています。

2. 景観の特性

(1) 町全体の景観の特色

町内の景観には、次の特色があります。

① 大きな全体景観（総体的景観特性）

- 箱庭のようにまとまりのある優れた景観
- 景観の象徴・焦点となる山や川の存在



箱庭のような津和野の町並み



箱庭のような日原の町並み

百景園に描かれた具体的な景観要素



青野山（国天然及び名勝）



津和野百景園 第八十回 妹山の景



陶ヶ嶽



津和野百景園 第五十九回 陶ヶ嶽

② 自然景観・風景

- 豊かな山野、森林、河川がつくる自然景観
- 貴重な植生や生態系がみられる自然環境の景観



豊かな自然景観（大魚峡）



堤田のオオクスノキ

百景図に描かれた具体的な景観要素



鷲原八幡宮の大杉(町天然)



津和野百景図 第三十七図 鷲原愛宕神社の大杉

③ 地形が生み出す特色ある景観

- 円頂状の孤立峰がつくる象徴的な景観
- 河岸段丘が生み出す河川景観や、山間部の溪谷景観
- 山間・谷間に点在する集落や、小平野・小盆地に形成された一体感ある集落景観



円頂状の孤立峰（青野山）と山麓の集落



河岸段丘が生み出す河川景観

④ 文化的景観（農業生産景観）

- 小平野や小盆地、里山を背景にした農林業の生産風景と集落が一体となった田園景観



直地集落と田園景観



左鏡集落と田園景観

⑤ 歴史が感じられる景観・風景

- 城下町ならではの景観

- ア 石州赤瓦を中心とした統一感のある家並み
- イ 歴史的な連続性が保たれた町並み景観

- 地域の特徴を示す歴史的な町並み

- ア 石州赤瓦を用いた、まとまりのある家並み
- イ 古社寺や社叢、地区ごとに存在する象徴的景観



石州赤瓦の家並み



歴史的な連続性が保たれた町並み（本町通り）



杵築神社の大クスノキ



三渡八幡宮

百景圖に描かれた具体的な景観要素



津和野城跡(国史跡)



津和野百景圖 第一圖 三本松城



太鼓谷稲成神社



津和野百景圖 第二十一圖 太鼓谷稲荷社



旧津和野藩家老多胡家表門・藩校養老館(国重伝建)



津和野百景圖 第二十三圖 殿町



殿町通り・本町通り(国重伝建)



津和野百景圖 第二十六圖 殿町惣門

(2) 各地域の景観の特色

「日本のふるさと」を構成する、各地域の景観には、次のような特色があります。

① 借景・象徴的景観の見える町

■ 見渡す景観

- ア 見上げる景観（仰角景観）
- イ 見通しのきく景観
- ウ 見下ろす景観（俯瞰景観）



見通しのきく景観（左：殿町通り 中：国道9号）

俯瞰景観（津和野城跡）

■ 象徴的景観

- ア 象徴的景観
- イ 注視点（焦点）
- ウ 象徴的景観を背景とした場風景観



象徴的景観（左：下瀬山 右：青野山と津和野川）

青野山を背景とした町並み

■ 眺望点

- ア 景色の良い場所・整った眺望地点
- イ 日常生活空間から得られる眺望



眺望地点（左：津和野城下町見晴らし広場 中：太鼓谷稲成神社）右：後田地区より青野山を望む

③ 景観の軸となる道景・路地景

■ 景観軸となる道路

- ア 町全体の大きな景観軸を形成する幹線道路
- イ 津和野地区・日原地区の景観を特徴づける主要道路

■ まちの街路

- ア 見通しのきく街路と、それに沿う町並み景観
- イ 歴史的町並み景観
- ウ 生活空間としての、人間尺度の街路空間景

■ 峠の景観

- ア 盆地の町への導入口となる峠道（町への入口・導入空間、および町を見下ろす地点）



景観軸（国道9号）



見通しのきく街路と町並み

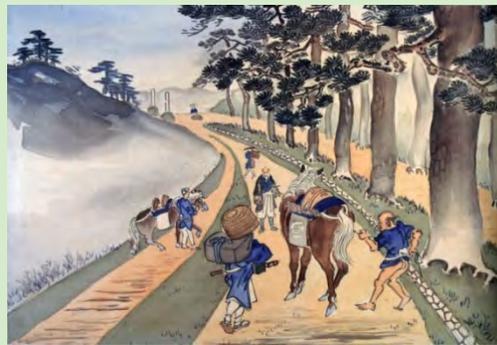


人間尺度の街路空間

百景図に描かれた具体的な景観要素



山陰道「野坂峠越」(国史跡)



津和野百景図 第六十図 野坂



山陰道「徳城峠越」(国史跡)



津和野百景図 第八十八図 とくじやうの峠

④ 景観の軸となる水景・水路景観・河川および清流の景観

■ 景観軸となる河川景観・水景

■ 山間の清流・溪谷の景観

ア 支流沿いの山あいの集落景観・清流景観

イ 滝のある景観

■ 水路の景観

ア まちなかの水路（河川取水水路）、邑（むら）の水路（谷水取水水路）

■ 池・沼の景観

ア 水路とつながる町の小さな池

イ 農業用水としての池・沼、自然生態の豊かな池・沼

■ 地域における四季の景観・風物

ア 河川流域に広がる四季折々の景観

イ 鮎釣りやホタルの舞う風景など、季節の風物



景観軸（高津川）



景観軸（津和野川）



自然生態が豊かな地倉沼



支流沿いの山あいの集落（左鏡）

百景圖に描かれた具体的な景観要素



鳴滝・鳴滝神社



津和野百景図 第六十七図 鳴瀧



雄滝



津和野百景図 第七十七図 小直の雄滝



雌瀧



津和野百景図 第七十八図 小直の雌滝



高津川の鮎



津和野百景図 第八十六図 左鏡の香魚

⑤ 津和野らしさを感じさせる歴史的建造物の景観

■ 樹木などの緑と赤瓦屋根の鮮やかな景観

ア 周囲の緑と補色関係（茶褐色・朱色）にある、鮮やかな石州赤瓦による集落景観

■ 石景・石垣の景観

ア 野面石垣による棚田の景観

イ 大きな石の基礎・石土台を持つ町家や土蔵、土塀の景観

■ 町家建造物および町並みの景観

ア 白壁の町家景観

イ 格子などを備えた町家様式の景観

ウ 平入りの町家と妻入りの土蔵が並ぶ町並み

エ 裏通りにある蔵長屋の景観

オ 江戸時代から近代化遺産に至る、多様な建築物群による町並み景観

■ 武家門のある景観

ア 家老屋敷などに見られる武家門の景観



緑と赤瓦屋根の景観



石土台をもつ町家



野面石垣の景観



多様な建築物群による町並み



町家様式の景観



白壁の町家景観



平入の町家と妻入りの土蔵



裏通りの蔵長屋



旧津和野藩家老多胡家表門

■ 生け垣・土塀のある景観

ア 生け垣による景観

イ ろうそく型断面をもつ土塀による町並み景観

■ 庭園の景観

ア 堀庭園、亀井別邸、永明寺庭園などの景観

■ 史跡・歴史的な民家建築物の景観

ア 文人などの旧居建築とその周辺の景観

イ 歴史的な民家建築の景観

ウ 歴史的な商家などの建築景観

エ SL やトンネルなどの交通建造物、土木遺構の景観

オ 歴史的な公共・文化施設などの建築景観



ろうそく型断面の土塀



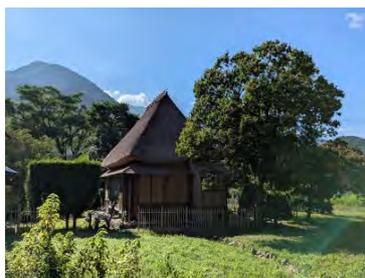
生垣の景観



旧堀氏庭園



森鷗外旧宅



西周旧居と周辺景観



SL 転車台



津和野町郷土館



歴史的な商家建築



歴史的な民家住宅

⑥ 文化的景観

■ 各所に点在する棚田の景観

- ア 歴史的な棚田や「主水畑」の景観
- イ 圃場整備によって形成された段畑や水田の景観

■ 果樹のある農家の景観

- ア 柿や栗などの果樹がある農家の景観

■ 地場農業の生産景観

- ア 茶畑、わさび田、三極などの農業生産風景

■ 里山・裏山と田畑、集落が織りなす田園集落の景観

- ア 照葉樹林の里山・裏山や杜叢と、田畑・集落が一体となった、のどかな田園景観



主水畑



照葉樹林の里山と田園集落



茶畑

⑦ 自然と一体となった里の歴史的景観

■ 社寺・社叢・鎮守の杜の景観

- ア 鎮守の森や杜叢が残る、里の歴史的景観
- イ 山あいの景観を形成する社寺の佇まい
- ウ 祠や荒神社（氏神）、神木などの景観

■ 里のシンボリック樹木がある景観

- ア 地域のシンボルとなる樹木が見える景観

■ 花のある景観（四季折々の野の風景）

- ア 四季折々の花が咲く、彩り豊かな景観



須川八幡宮と社叢



祠、神木



大元神社

⑧ その他

■ 祭り・祭事・イベントの景観

- ア 伝統的な祭りの風景
- イ 現代の祭りや地域イベントの風景

■ 四季折々の風物

■ 夜の風景

- ア 路地の行灯（あんどん）や家々からこぼれる灯り
- イ 建物や風景のライトアップ景観
- ウ ホタルが舞う幻想的な夜の風景

■ 音・気候・香りに関する景観

- ア 津和野町に見られる特徴的な音の景観
- イ 天気や気候によって変化する空の景観（天空景観）
- ウ 季節や植物に由来する香りの景観

■ 地域の生物・植物の景観

- ア まちのシンボルとなる植物のある風景
- イ サギなどの野鳥や小動物が生息する自然景観

百景図に描かれた具体的な景観要素



弥栄神社の鷺舞神事(国意民)



津和野百景図 第十七図 祇園会鷺舞



鷺原八幡宮の流鍋馬(町意民)



津和野百景図 第三十六図 鷺原のやつさ

百景圖に描かれた具体的な景観要素



奴行列(町庶民)



津和野百景圖 第三十二圖 鷲原口屋外



鷲原八幡宮流鏝馬馬場(県史跡)春



津和野百景圖 第三十九圖 鷲原の桜



松林山天満宮秋の大祭



津和野百景圖 第七十二圖 天神祭



津和野踊(県庶民)



津和野百景圖 第九十九圖 盆踊



掘割の鯉と菖蒲



まちのシンボルとなる植物つわぶき



弥栄神社の輪くぐり神事



にちはら賑わい創出拠点・かわべ



永明寺の紅葉



天空景観



ホタルが舞う幻想的な風景

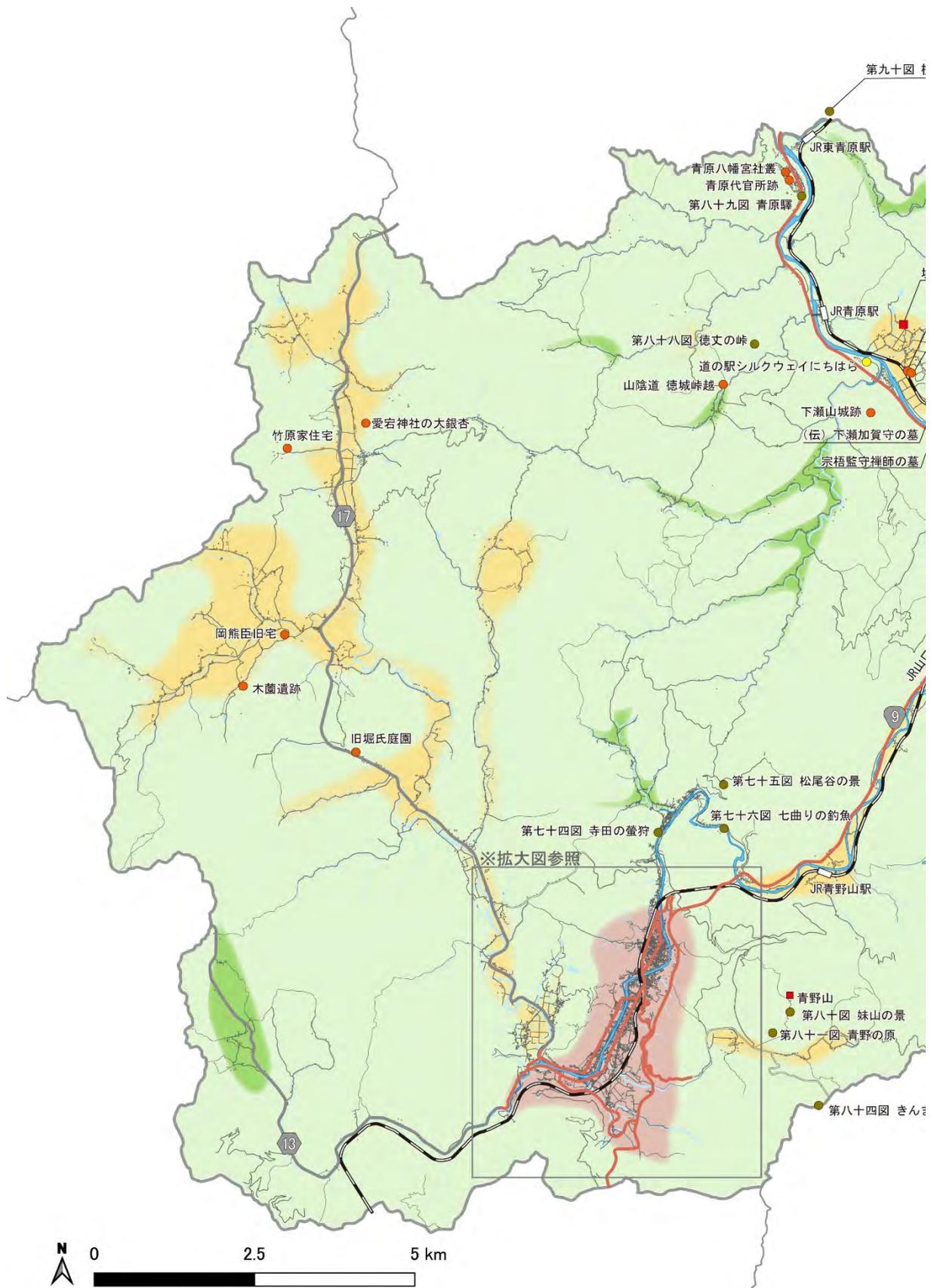


城跡のライトアップとまちの夜景

3. 景観の構造

町内の景観には、次のような構造概要があります。

景観領域 景 域	<p>■景観の特性から6つの景域に分けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none">● まちの景：歴史的町並み景域、まち集落景域● 里の景：田園集落景域● 川の景：川筋景域● 山の景：山間集落景域、山並み景域
象徴的景観 象 徴	<p>■町内や各景域を代表する象徴的景観が、景観づくりの柱の一つとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 町を代表する象徴的景観：山・川等● 景域や地区を代表する象徴的景観：杜、建造物等● 景観遺産など点的に位置する景観資源の景観
軸となる景観 景 観 軸	<p>■町内や各地区への導入空間、あるいは移動しながら眺望を楽しむことができる空間として、また開かれた空間として、幹線道路や大きな河川などが景観軸を構成しています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 水景軸：主要河川である高津川や津和野川などの本支流域● 道路軸：町や地区の表情を映し出す国道9号、国道187号、および主要地方道などの幹線道路
景観軸などの 結節部の景観 結 節 点	<p>■水系軸となる主要河川の合流点や幹線道路の交差点部等は、異なる景観の交わる場所となり、景観が変化すると同時に広がりのある景観を形成しています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高津川と津和野川の合流部等● 国道や主要な幹線道路の交差点部
眺望の優れた場所 眺 望 点	<p>■町内の優れた景観を眺める場所及び眺める対象を眺望点とします。景観の定点的観測のポイントにもなります。</p> <ul style="list-style-type: none">● 見通しの良い場所や空間（見通し景観、眺望景観）● 見上げる、眺望の優れている場所や空間（仰角景観）● 見下ろす、眺望の優れた場所や空間（俯角景観、俯瞰景観）
まとまりのある景 観の縁となる場所 縁	<p>■まとまりのある景域の境や景観軸周辺の景観が該当し、景観どうしを際立たせるなど、形成上重要な役割を果たします。</p> <ul style="list-style-type: none">● 川筋や山麓周辺の景観、景域と景域の境界部● まとまりのある景域を際立たせる周辺の山々等（盆地周辺の山麓緑地、台地を取り巻く照葉樹林、川沿いの緑地など）



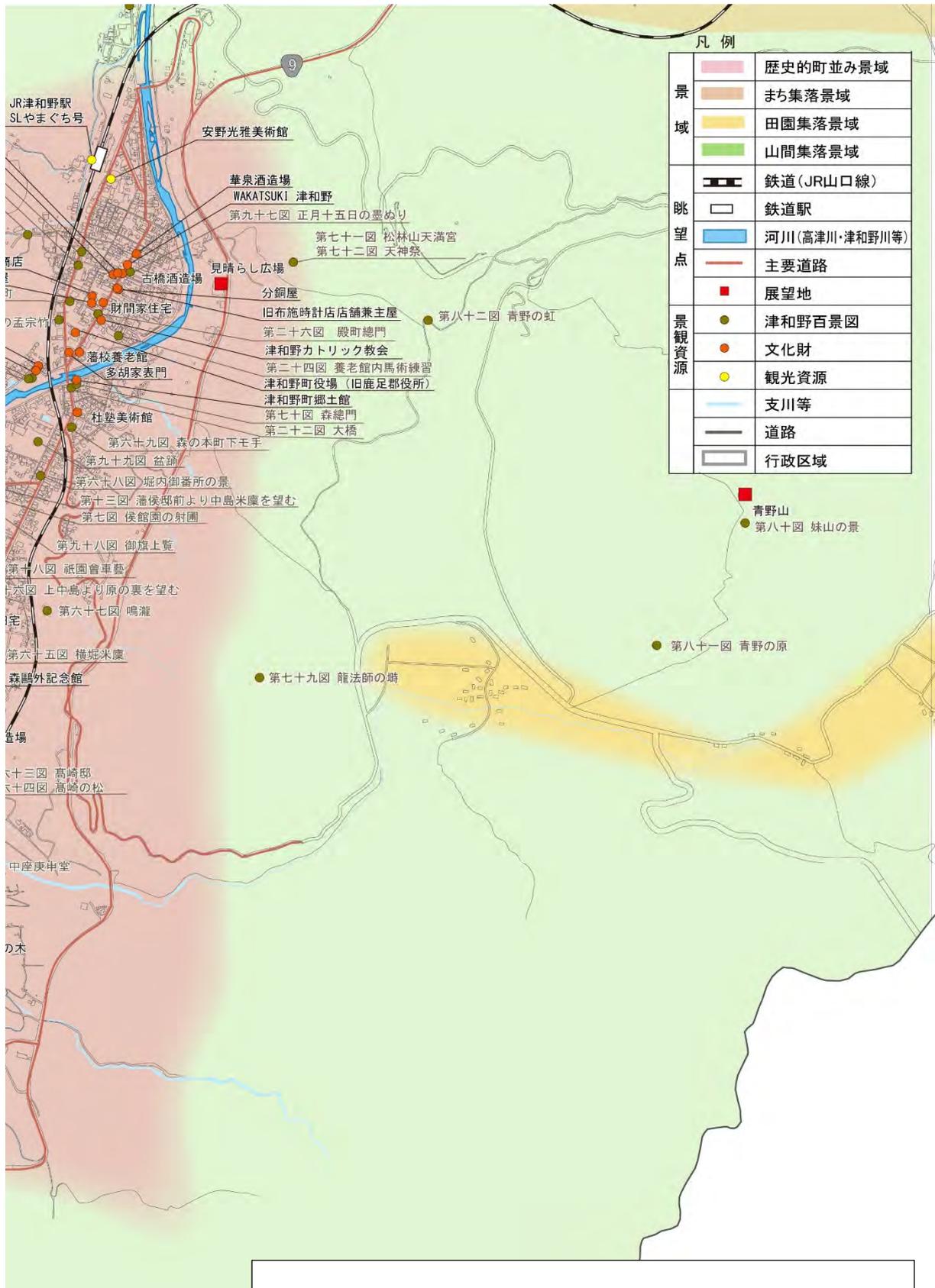
横田の渡船場



まんごくの景

景観ゾーニング・地域資源図





景観ゾーニング・地域資源図（拡大図）

4. 景観の課題

1. 歴史文化に関する課題	<ul style="list-style-type: none">■ 歴史的町並みや景観資源の保全・維持・修景<ul style="list-style-type: none">○ まとまりのある箱庭的景観の保全 (箱庭的景観を守るための建築物の高さ制限、屋外広告物等に関するルールづくり など)○ 「津和野百景図」に描かれた景観要素の保全・維持
2. 地域景観の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 場所の特性や個性を生かした景観づくり<ul style="list-style-type: none">○ 象徴的な山々の眺望景観の保全・維持○ 町並み周辺に広がる中景の保全・維持・修景○ まとまりのある箱庭的景観の保全
3. 水辺の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 水路などの保全と活用■ 河川および河川周辺景観の保全・管理・修景<ul style="list-style-type: none">○ 津和野川などにおける水質の保全および改善○ 土砂等の採取に対する景観への配慮
4. 自然景観の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 各地社叢の巨樹、森林、里山等の緑地の保全<ul style="list-style-type: none">○ 山の自然景観の維持管理と緑地の保全■ 貴重な植物や生物の保全と活用
5. 文化的景観の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 田畑などの生産田園風景の維持・管理・保全<ul style="list-style-type: none">○ 集落や家屋の活用・維持(空き家対策など)および修景○ 棚田や段々畑などの文化的景観の維持・管理・保全
6. 公共空間・施設の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 公共の建造物・建築物における景観的配慮<ul style="list-style-type: none">○ 土手・橋・道路・法面等公共施設の景観への配慮○ 公共建築物等の景観への配慮
7. 景観を眺める場の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 眺望点の確保や、景観定点観測<ul style="list-style-type: none">○ 峠・高台・橋上等の眺望点の確保や景観定点観測の活用
8. 景観づくり活動の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 地域に根ざした景観づくりの推進■ 景観意識の啓発と醸成(景観づくりの支援・運動化)■ 景観施策の持続的推進(生活に根ざした景観づくり)<ul style="list-style-type: none">○ 景観づくりに取り組む行政内体制や住民との協働体制づくり

【課題】

ひとりひとりが考え、みんなで守り育て伝えていく 「日本のふるさと・津和野」の景観づくり

- 誇りと愛着を育む、津和野の景観づくり
- 住民による、生活に根ざした身近な景観づくり（日常からの景観づくり）
- 津和野のまちに適した景観づくりの手法（地域特性に応じた具体的な方法の展開）
 - まちづくりの一環としての景観づくりの推進
 - 景観ルール策定の共有（マナーの共有、ルールづくり、持続可能な体制の構築）
 - モデル的な景観形成の推進（景観地区等による先導的な取組）
 - 景観づくりに関する啓発・支援・運動の展開（協働による景観づくりの促進）
- 次世代へ受け継ぐ、津和野らしい魅力的な景観づくり
 - 景観資源の掘り起こし・顕彰・磨き上げと、その継承

【計画の目指すもの】

誇りと愛着を育む、津和野の景観づくり

地域の価値観に根ざした、生活環境や文化としての美しい景観づくりを進めていくためには、住民が津和野のまちにおける景観イメージや美意識を共有していくことが求められます。そのうえで、津和野の景観に対する誇りと愛着を育み、それらが景観を守り、磨き、育て、そして次世代へと伝えていく力となっていきます。

住民による、生活に根ざした身近な景観づくり

景観づくりの取り組みを持続し、次世代へと受け継いでいくためには、無理のない、身近な日常生活からの景観づくりであることが重要です。また、だれもが参加できる景観づくりであることで、住民の意思による主体的な景観形成が可能となります。

津和野のまちに適した景観づくりの手法

誇りと魅力ある津和野のまちの景観を形成していくためには、まちづくりの一環としての多様な取り組みにおける「作法」が求められます。総合的な景観づくりのルール策定の整備や、持続可能な景観づくりの体制・システムの構築、さらにはモデル的な景観形成の取組などを踏まえ、津和野ならではの景観づくり・まちづくりを推進していくことが重要です。

次世代へ受け継ぐ、津和野らしい魅力的な景観づくり

住民が地域の資源に目を向け、その良さを理解し、景観資源の掘り起こしや顕彰の取組を通じて、さらに自信と誇りを育みながら、津和野の文化として磨き上げ、次の世代へと継承していくことは、私たち住民の重要な責務といえます。そのためにも、こうした取組を促す「気づき」のきっかけや仕掛け、そして取り組みの「作法」を工夫することが大切です。

地域の特性や景観資産を生かす景観づくり

景観は、先人たちや現在そのまちに暮らす人々の価値観の結晶です。地域の特性や資源を生かし、さらに磨きをかけていくことによって、地域景観の個性や魅力が一層発揮されます。それが、景観に対する誇りや愛着を高める原動力となります。

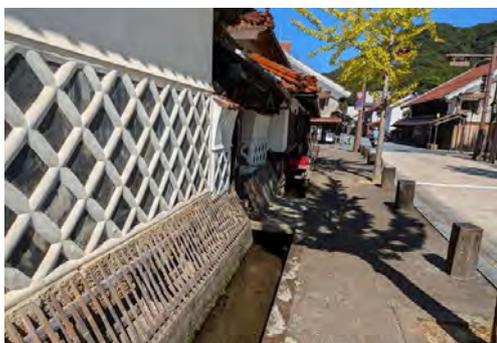
5. 計画の基本理念と方針

(1) 基本理念・基本姿勢

ひとりひとりが考え、みんなで守り育て伝えていく
日常の生活に根ざした景観づくり

「景観のための景観づくり」ではなく、自然体で住民一人ひとりが考え、参加し、みんなで守り育て、次の世代へと受け継いでいく景観づくり。日常の暮らしの中に根ざした景観づくりを進めていくことを、基本的な取り組み姿勢および理念とします。

- 住民一人ひとりが考え、実践する景観づくり
- 住民みんなで守り、育てていく景観づくり
- 住民・行政・企業・関係団体が協働で進める景観づくり
- 次世代へ受け継いでいく景観づくり
- 日常生活の中に根ざした、身近な景観づくり
- 生活環境としての景観づくり



殿町通りの白壁と水路



国道9号線沿いの集落と茶畑（直地地区）



JR 日原駅前



新畑地区の棚田風景

(2) 基本テーマ

「日本のふるさと・津和野」の景観づくり

本計画で掲げる「日本のふるさと・津和野」の景観は、単に眺める対象としての景観ではなく、百景図に描かれた歴史的風景を、現在のまちなかで体感し、歩き、学ぶことのできる景観です。こうした「歩いて感じる景観」を将来にわたって守り、育て、伝えていくことが、本計画の重要な役割です。

「日本のふるさと」と称され、かつて全国各地に見られたノスタルジックな風景が、今なお各所に残る津和野町です。その原風景の魅力や「日本のふるさと」の原型イメージを大切にしながら、こうした景観づくりへの想いを込めて、本計画のテーマを「日本のふるさと・津和野」の景観づくりとします。

- 多くの地域で失われつつある「ふるさとの風景」が、今なお各所・各場面に残る町
- 多様な「日本のふるさと」の原型イメージや原風景
 - 山・川・森・林、鎮守の杜を背景に、棚田や段々畑、小平野や小盆地に広がる農業生産の風景
 - 所々に佇む赤瓦の民家と、庭に柿の木のある集落景観など、田園の原風景を感じさせるイメージ
 - 中世の城下町の面影を残す城跡を中心に、まちの骨格が形成されている歴史的な町並み
 - 社寺の佇まいを含め、歴史が目に見えるまちのイメージ
 - 川を中心に、特徴的な山々に囲まれた小盆地がつくる箱庭的な景観「小京都」とも呼ばれるまちのイメージ
 - 象徴的な山や川、樹木などを背景とした、どこを切り取っても絵になる借景的な景観
 - 日常生活の営みがにじみ出る、生活とともにある景観のイメージ
 - これまで育まれてきた、景観づくりの意識が息づくまちのイメージ
- 先人たちが築き、育て、受け継いできた多様な地域の特性やふるさとの原型イメージ、景観資源を活かした景観づくり



赤瓦の屋根によるまとまりのある歴史的な町並み



青野山・津和野川の自然と、赤瓦の集落

(3) 基本方針

基本理念、基本テーマをもとにして、津和野町の景観づくりについての基本方針を次のように設定します。

1. 固有の景観づくり

個性と魅力あるまちづくりを進めていくためには、「日本のふるさと」としてのイメージを持つ、町内各地に残された多様な地域資源や特性を生かすことが重要です。

景観づくりによるまちづくりの一環として、地域の特性に根ざした個性的な景観づくり、そして津和野町らしい景観の形成を推進していくことが求められています。

2. 身近な景観づくり

地域の景観は、先人たち、そして現在そこに暮らす人々の日常の生活や慣習など、身近な活動の積み重ねによって形づくられてきたものと言えます。

地域の伝統や文化に支えられ、身近な空間を整え、美しくしていく行為の積み重ねが、美しく魅力的な景観を生み出します。

町の人々の気配りや、ちょっとした行為・活動による身近な景観づくりから、地域の公共施設に至るまで、地域の思いや活動と連携した景観づくりを推進していくことが求められています。

3. みんなの景観づくり

まちの人々の思いや価値観に支えられ、美しく、親しみのある質の高い景観づくりを進めていくためには、町民の皆さんによる景観づくりを計画の基礎とすることが重要です。

そのためにも、一人ひとりが考え、参加し、町民・事業者・行政がともに話し合い、行動しながら、それぞれの立場で役割を分担し、協働して取り組んでいく景観づくりの推進が求められます。

6. 景観形成の運用および将来対応の方針

(1) 基本的な運用の考え方

津和野町の景観形成は、地域の暮らしや経済活動の上に成り立つものであり、町民が誇りをもって住み続けられる持続可能なまちづくりを目的とします。

景観保全のための誘導や配慮は、経済活動の自由や日常生活を尊重し、これらを過度に制限するものではありません。地域の実情に応じて、柔軟かつ合理的に運用します。

本計画は、景観法に基づく努力義務として定めるものであり、強制や監視を目的とするものではありません。住民・事業者・行政が相互に理解し、協力しながら景観を守り育てるための「まちの約束」として位置づけます。

(2) 景観形成地区のゾーニングの考え方

津和野町の多様な景観特性を踏まえ、景観形成地区の設定に当たっては、地区ごとの役割や価値に応じて、次の3つの基本ゾーンの考え方を導入します。

① 保全ゾーン

歴史的・文化的価値が特に高く、津和野町の象徴となる景観を保全する区域

- 重要伝統的建造物群保存地区（歴史的町並みの核となる区域）

このゾーンでは、歴史的な町並みの連続性や伝統的な景観を損なわないことを最優先とします。

建築物の高さ、形態、色彩、素材、屋外広告物等について、一定の基準に基づき厳格に運用します。原則として「現状の価値を守る」ことを基本とし、変更や更新は周辺景観との厳格な調和を求めます。

② 調和ゾーン

歴史的な町並みや自然景観を継承し、新たな暮らしや活動と調和する区域

- 重要伝統的建造物群保存地区周辺や歴史的町並みの残る区域
- 町のブランド性や観光資源として重要な景観資産を含む区域

このゾーンでは、周辺景観とのバランスや連続性を意識した運用を基本とします。

建築や開発にあたっては、周辺環境との調和を図るため、色彩・素材・高さ・配置等に配慮し、地域固有の景観を継承しながら重要な景観軸や眺望を保全することを求めます。

③ 共生ゾーン

周辺の自然景観を保全しながら、地域の活力と新しい景観価値を創出する区域

- 幹線道路沿道において沿道景観や自然景観を形成する区域

このゾーンでは、高津川周辺や田園景観等を保全しながら、地域特性を生かした景観づくりを前提に、新たな景観価値を目指します。

画一的な制限ではなく、自然景観との調和を意識した色彩・素材・配置による景観への配慮、地域資源を活かした魅力的な景観づくりなど、創意工夫を尊重した創造的な取り組みにより、地域の発展と景観が共生する良好な景観形成を図ります。

(3) 将来への対応

今後、社会の変化や技術の進展により、本計画に想定していない建築様式、設備、色彩、素材等が出現する場合があります。

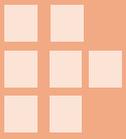
その際には、津和野町景観審議会が個別に景観上の妥当性や地域との調和を審議し、答申を行うことができるものとします。

これにより、固定化した規制に陥らない柔軟な運用、将来世代への対応力の確保を図ります。

(4) 伝統的要素の取扱い

稲成神社の朱色の鳥居のように、長年にわたり地域の信仰や文化とともに受け継がれてきた色彩や形態は、景観調和を損なうものではなく、むしろ津和野らしさを象徴する重要な要素です。

こうした伝統的景観要素については、地域の歴史性・文化性・観光資源としての価値を踏まえ、地域の判断により柔軟に尊重します。



第3章 津和野町景観計画区域

1. 景観形成の目的

本計画は、町全域において、町にふさわしい景観づくりを推進するとともに、周辺の景観に新たな価値を付加しながら、豊かで個性ある地域景観を創造・育成していくことを目的としています。

特に、景観形成に大きな影響を及ぼす大規模な建築物や工作物などの建設行為（以下「大規模行為」といいます）については、町民共有の財産である重要な景観資源への配慮と、周囲の景観との調和を図るために必要な措置を定めます。

これにより、周辺の町並みや自然景観と調和の取れた、質の高い景観形成を目指します。

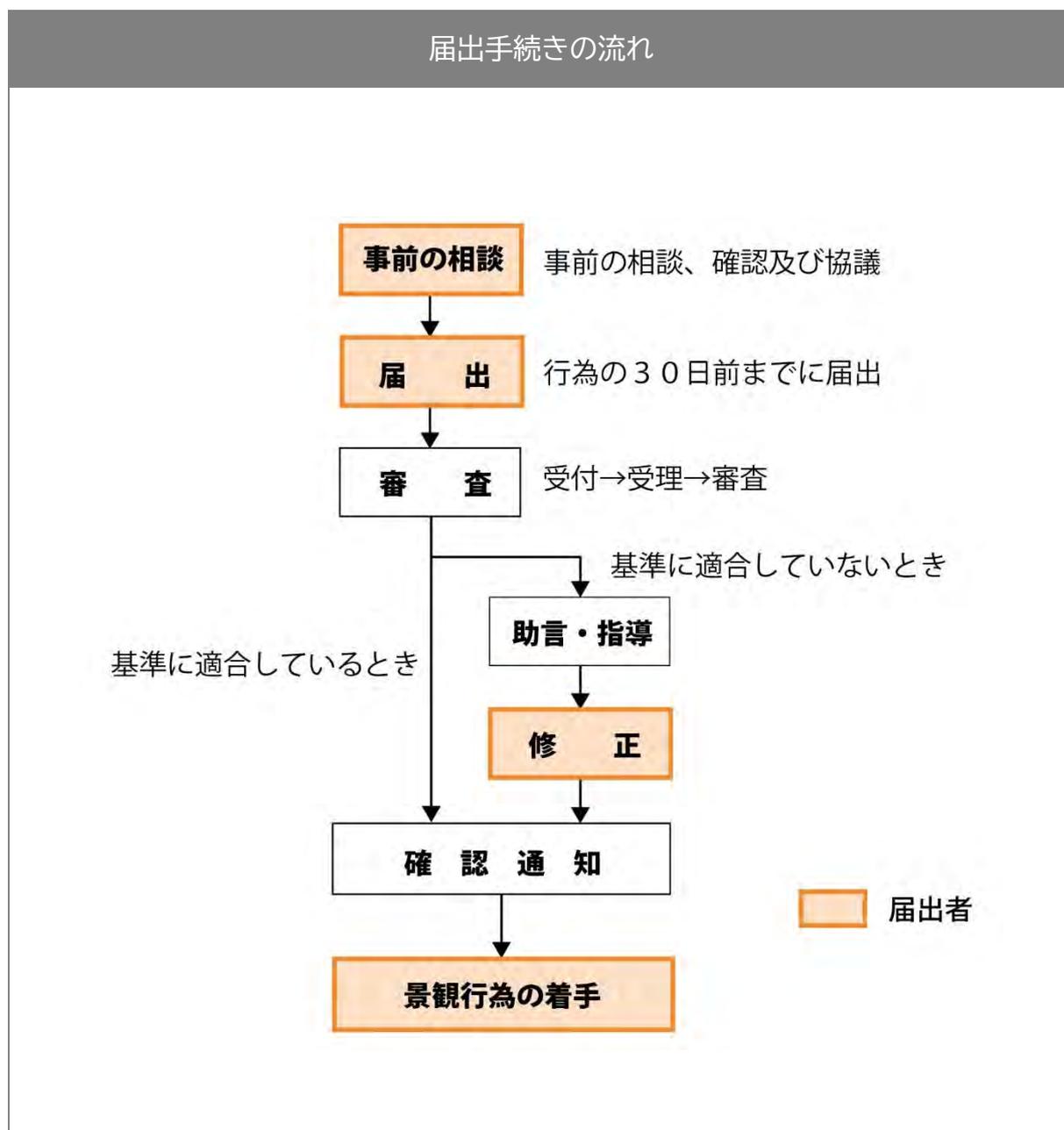
2. 区域（法第8条第2項第1号関係）

津和野町の優れた景観を保全し景観づくりを推進していくために、景観法第8条第2項第1号に規定する区域として、津和野町全域を指定します。



3. 届出対象行為 (法第 16 条関係)

津和野町景観計画区域（津和野町全域）で、次頁の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。また、景観法の規定により、届出の受理の日から 30 日間（最大 90 日間）は、行為に着手することができませんが、行為に着手することができない期間は短縮できる場合があります。



[届出対象行為]

行 為		左のうち届出を要しない行為	備考
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去		① 高さが13m以下及び4階建て以下で、かつ、建築面積が1,000㎡以下のもの ② ①の規模を超える増築又は改築で、床面積の合計が10㎡以下のもの ③ ①の規模を超える外観の変更で、変更の面積が10㎡以下のもの	景観法第16条第1項第1号
は工作物の新設又は増築・改築・移転・外観を変更することとなる修繕・模様替え・若しくは撤去	門、垣(生垣を除く)、柵、塀、金網(フェンス)等	高さが2m以下、かつ、長さが5m以下のもの	景観法同条第1項第2号
	擁壁	高さが2m以下のもの	
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵、処理する施設 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等	高さが13m以下で、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの 注1：工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが5m以下、若しくは、地盤面から工作物の上端までの高さが13m以下のもの	
	自動車車庫の用に供する立体的施設	高さが13m以下で、かつ、築造面積が500㎡以下のもの(注2：注1と同じ)	
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線(アンテナ)等(これらの支持物を含む)	高さ13m以下のもの(支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の高さが5m以下、若しくは、支持物の上端までの高さが13m以下のもの)	
	自動販売機	全て	
	物干し場	全て	
	太陽光発電設備等 *同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの	①建築物と一体となって設置されるものであって、その設置面積が1,000㎡以下のもの ②同一敷地、一団の土地又は同一水面に設置するものであって、敷地面積が1,000㎡以下のもの	
	屋外広告物、特定屋内広告物	特定屋内広告物	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	高さ5m以下で、かつ、その用途に供される土地の面積が1,000㎡以下のもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更又は水面の埋立て	面積が3,000㎡以下のもの *ただし、法面又は擁壁の高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるものを除く		
都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為			
木竹の伐採	①高さが10m以下の木竹の伐採(伐採面積が3,000㎡を超える場合は除く) ②森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採(伐採面積が3,000㎡を超える場合は除く)		

[届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする。

- I 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの
 1. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 2. 仮設の工作物の建設等
 3. 次に掲げる木竹の伐採
 - ア. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ. 仮植した木竹の伐採
 - オ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 4. 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ①建築物の建築等
 - ②工作物の建設等
ただし、道路(私道を除く)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く
 - ③木竹の伐採
 - ④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
ただし、高さが1.5m以下の場合を除く
 - ⑤特定照明
 - ウ. 農業、林業、漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ①建築物の建築等
 - ②高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ③用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - ④土地の開墾
 - ⑤森林の皆伐
 - ⑥水面の埋立て又は干拓
- II 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- III 国の機関又は地方公共団体が行う行為
*届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
- IV 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 1. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
 2. 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項若しくは第21条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為
 3. 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為
 4. 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
 5. 島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第14条第1項若しくは第35条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項(同条例第29条又は第36条において準用する場合を含む。)若しくは第28条第1項の規定により届け出て行う行為
 6. 島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)第11条第4項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第13条第1項の規定により届け出て行う行為
 7. 津和野町文化財保護条例(平成17年津和野町条例第220号)第13条第1項の規定により許可を受けて行う行為
 8. 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定により許可を受けて行う行為
- V 設置期間が90日を超えない工事、催し、行事等に必要な仮設の建造物の景観行為
- VI 既着手行為

4. 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

大規模な建築物や工作物*など（以後、建造物と呼びます。）の建設等は、周辺の景観に対し大きな影響を与える可能性があります。そのため、一定規模以上の建造物について、形態・意匠・色彩をはじめとする良好な景観形成に関する制限を定めます。

また、大規模な造成など土地の形質の変更や木竹の伐採、ゴミや保存物の堆積・放置、土砂の採取などの行為も景観に大きな影響を与える可能性があります。これら良好な景観形成に影響や支障を及ぼす恐れのある行為について、良好な景観形成に関する制限を定めます。

※大規模な建築物や工作物とは、津和野町景観計画区域で届出を要する行為

5. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

(1) 基本事項

- ア 大規模行為が周辺の景観に多大な影響を及ぼすことから、地域の個性や特性を尊重し周辺景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成に努めること。
- イ 大規模行為にあたり、津和野町景観計画を遵守し良好な景観の形成に努めること。
- ウ 景観形成上重要な区域・地区、景観遺産等（景観建造物、景観樹木、生活文化景観、眺望景観）、道路や水路河川・JR等の景観軸および景観公共施設の周辺地については、特に良好な景観の形成に配慮すること。

(2) 共通事項

- ア 大規模行為の事業計画地（以下「行為地」という）の位置選定にあたり、景観の良好な地域、景観遺産や景観軸、景観公共施設等の周辺の景観を損なうことのないよう配慮すること。
- イ 大規模な行為を行おうとするときは、周辺展望地からの眺望景観に配慮すること
- ウ 行為にあたり、敷地内に複数の建築物・工作物等の建造物を設ける場合には、施設間の調和やまとまりのある景観形成に努めること。
- エ 行為の期間中にも、取付け道路や工事景観の整理整頓など周辺の良好な景観に配慮し、また、緑化や工事塀等による修景に工夫すること。

(3) 個別事項

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築、もしくは移転、外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更	01 位置	<p>ア 行為地が、景観形成上重要な地区、良好な景観を形成している地区、景観遺産や主要な景観軸、景観公共施設等に近接する場合、また、良好な景観を形成する必要がある地域では、その保全に配慮した配置・位置とするよう努めること。</p> <p>イ 行為地周辺の建築物や環境について、景観の調和に配慮した配置・位置とするよう努めること。</p> <p>ウ 行為地が幹線道路や景勝地に通じる道路等に接する場合は、道路景観や景勝地への影響が少ないよう当該道路から後退した位置での行為とし、修景に努めること。</p> <p>エ 道路など公共空間の境界部について、空地の確保や緑化整備等を図り周辺景観との調和を図るよう努めること。</p> <p>オ 行為地が山稜の近傍にあるときは、稜線景観を遮らないよう尾根から低い位置とするよう努めること。</p> <p>カ 駐車場や工事の出入口は、その数や幅を最小限とし、位置や隣接する道路景観について配慮するよう努めること。</p>
	02 外構	<p>ア 道路など公共空間の境界部分について、沿道との一体感や連続性を確保するよう努めること。</p> <p>イ 塀や柵・垣等について、周辺景観に調和する高さや形態意匠、色彩材料とするよう努めること。</p>
	03 規模	<p>ア 景観形成上重要な区域・地区では、主要な展望地からの眺望を妨げることのない規模や配置等にするよう努めること。</p>
	04 高さ	<p>ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。</p> <p>イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げない高さとするよう努めること。</p>
	05 形態・意匠	<p>ア 地域の景観と調和するよう努めること。</p> <p>イ 景観形成上重要な区域・地区に近接する場合、また良好な景観を形成する必要がある地域での行為は、さらに優れた景観の保全・育成に努めること。</p> <p>ウ 周辺に圧迫感を与えない形態意匠とするよう努めること。</p> <p>エ 建築物の屋外階段や壁面施設・屋上設備など、建造物と一体感・統一感のある形態意匠に配慮すること。やむをえないときは、主要な展望地や道路など公共空間から直接見えないよう、被覆形態・配置などの工夫を行うよう努めること。</p> <p>オ 建築物に設置する看板や広告塔などの屋外広告物は、設置を控え、やむを得ないときはその規模を最小にとどめ、建造物や周辺景観と調和した形態意匠とするよう努めること。</p>
	06 色彩	<p>ア 基調となる色彩は、落ち着いたある色彩および無彩色・素材色を用いることを原則とし、原色や原色に近い彩度の高い色彩の使用は避け、周辺の景観との調和に努めること。</p> <p>イ 敷地内の屋外施設や工作物・その他の建造物の色彩は、大規模建築物本体および周辺の景観との調和に努めること。</p> <p>* 「第3章-4-(4)建築物・工作物の色彩基準」参照</p>
	07 素材	<p>ア 地域の景観を特徴づける素材に配慮するとともに、周辺の景観や町並みと調和する材料・素材の使用に努めること</p>

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築、もしくは移転、外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更	08 付属建築物および付属施設	<p>ア 建築物の屋外階段、壁面施設、屋上施設など付属建築物や付属施設について主体となる建築物と調和し、一体感・統一感のある形態・意匠、色彩・素材になるよう努めること。</p> <p>イ 車庫、自転車置場、倉庫、機械設備、ごみ集積所等付属建築物や付属施設について、周辺の景観と調和した形態・意匠、色彩・素材、配置に努めること。</p>
	09 太陽光発電施設	<p>ア 眺望点*1からの景観に配慮し、過度に目立たないように努めること</p> <p>イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること</p> <p>ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること</p>
	10 緑化	<p>ア 敷地内はできる限り緑化に努め、また、敷地の境界部分は生け垣等による緑化に努めること。</p> <p>イ 樹様や樹勢の優れた樹木が位置しているときは保全し、敷地内の修景に活用するよう努めること。</p> <p>ウ 地域固有の樹木や四季の演出に優れた植栽に努めること。</p>
	11 照明	<p>ア 過剰な照明を避け、使用光源は穏やかなものとし、周辺景観との調和した演出・修景に努めること。</p>
	12 その他	<p>ア 屋外駐車場は、出入口を最少に限定するとともに、安全を確保したうえで、生け垣や塀等により駐車の様子が直接見えないよう努めること。</p> <p>イ アンテナや電線・架線・電柱等の共同集約化に努めること。</p> <p>ウ 耐久性のある材料・塗料を用い、また、適切な維持管理により、その外観形態や色彩、景観の保守に努めること。</p>

行為	事項	景観形成基準
工作物の新設、増築、改築、もしくは移転、外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更	01 位置	<p>ア 行為地が、景観形成上重要な地区、良好な景観を形成している地区、景観遺産や主要な景観軸、景観公共施設等に近接する場合、また、良好な景観を形成する必要がある地域では、その保全に配慮した配置や位置とするよう努めること。</p> <p>イ 行為地周辺の建築物や環境について、景観の調和に配慮した配置・位置とするよう努めること。</p> <p>ウ 行為地が幹線道路や景勝地に通じる道路等に接する場合は、道路景観への影響が少ないよう当該道路から後退した位置での行為とすること。また、修景に努めること。</p> <p>エ 道路など公共空間の境界部について、空地の確保や緑化整備等を図り周辺景観との調和を図るよう努めること。</p> <p>オ 行為地が山稜の近傍にあるときは、稜線景観を遮らないよう尾根から低い位置とするなど、景観に配慮するよう努めること。</p>
	02 外構	<p>ア 道路など公共空間の境界部分について、沿道との一体感や連続性を確保するよう努めること。</p> <p>イ 塀や柵・垣等について、周辺景観に調和するよう、高さや形態意匠、色彩材料等に配慮するよう努めること。</p>

行為	事項	景観形成基準
工作物の新設、増築、改築、もしくは移転、外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更	03 規模	ア 景観形成上重要な区域・地区では、主要な展望地からの眺望を妨げることをしないよう規模や配置等に配慮するよう努めること。
	04 高さ	ア 周辺の景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることをしない高さにするよう努めること。
	05 形態・意匠	ア 地域の景観と調和するよう努めること。 イ 景観形成上重要な区域・地区に近接する場合、また良好な景観を形成する必要がある地域での行為は、さらに優れた景観の保全・育成に努めること。 ウ 周辺に圧迫感を与えない形態意匠とするよう努めること。
	06 色彩	ア 基調となる色彩は、落ち着いた色彩および無彩色・素材色を用いることを原則とし、原色や原色に近い彩度の高い色彩の使用は避け、周辺の景観と調和するよう努めること。 *「第3章-4-(4)建築物・工作物の色彩基準」参照
	07 素材	ア 地域の景観を特徴づける素材に配慮するとともに、周辺の景観や町並みと調和する材料・素材の使用に努めること
	08 緑化	ア 敷地内はできる限り緑化に努め、また、敷地の境界部分は生け垣等による緑化に努めること。 イ 樹様や樹勢の優れた樹木が位置しているときは保全し、敷地内の修景に活用するよう努めること。 ウ 地域固有の樹木や四季の演出に優れた植栽に努めること。
	09 再生可能エネルギー施設（自立式の太陽光発電施設等）	ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並みには設置しないこと。 イ 稜線および山頂付近への設置を避けること。 ウ 眺望点*1から見えない位置に設置するよう努めること。 エ 特に突出したものは設置しないよう努めること オ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること カ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること キ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること
	10 その他	ア 耐久性のある材料・塗料を用い、また、適切な維持管理により、その外観形態や色彩、景観の保守に努めること。

行為	事項	景観形成基準
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	01 変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とするよう努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とするよう努めること エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
	02 緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
	03 伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
	04 環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、土地の形質の変更	01 遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 景観の良い展望地や道路等の公共空間から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
	02 事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とするよう努めること。
	03 緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。また、自然環境の復元に努めること。
木竹の伐採	01 伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
	02 環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	01 遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 景観の良い展望地や道路等の公共空間から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
	02 堆積の方法	ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。 イ 眺望点*1から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
水面の埋立	01 変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和する形態、素材等とするよう努めること。

*1「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

(4) 建築物・工作物の色彩基準

建築物及び工作物（以下「建造物等」）の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕や模様替えまたは色彩の変更（以下「景観行為」といいます。）において、色彩は次のように使用することを基本とします。

① 景観を整える色彩の基本的な配慮事項

建造物等は周囲の景観になじむ色彩を基本とします。

① -1 周囲の景観に調和する色彩を基本とします

- ア 周囲の緑地や河川等の自然景観、田畑や集落の田園景観等との一体感、町並みの連続性やまとまり等に配慮し、周辺と調和する形態・意匠、素材、色彩を用いる事を基本とします。
- イ 原色や原色に近い色彩などけばけばしい色彩を避け、低明度、低彩度の落ち着いたのある色彩及び無彩色の使用を基本とします。

【色彩の定義①】

- 無彩色：白色、灰色、黒色等の色相を持たない色
- 素材色：塗装材以外の使用する素材そのものの色彩
- 落ち着いたある色彩及び色調：
原色に白・灰・黒等の色彩を混色した彩度の低い色彩
- 原色：基本色及びさらに彩度の高い色彩
- 明るい色彩及び色調：彩度がやや高く、明度の高い色彩・色調

- ウ 強調色、アクセントカラーとして用いる色数はできるだけ少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限にとどめます。

【色彩の定義②】

- 基調色：建造物の外観全体及び視認できる面の大部分を占める色彩
ベーシックカラー
- 強調色：強調する色彩。適度な変化や演出効果をあげる、又は対象となる建造物等を強調・顕在化し、全体を引き締める効果もあります。
アクセントカラー
- 配合色：基調色の補色として活用する色彩。相性の良い組み合わせ色を使用する。形や材質感を活かせる色彩として用います。
アソートカラー

① -2 建造物の慣例色を中心に色彩を計画します

- ア 津和野町では、暖色系の彩度の低い色（低彩度色）が多く使われています。建造物等に使われてきた慣例色は、町の風土や生活・習慣、機能、美観などの地域に根ざした価値観などで培われてきたもので、地域の合理的な基本色であり、これを中心に配色していくことを基本とします。

② 建築物の色彩基準

町内全域において、外壁等に使用する基調色は、次を基本とします。

■ 使用を避ける色彩

- ア 原色や原色に近い色彩などけばけばしい色彩は避けます。
- イ 周辺の景観における慣例色と調和しない色調は避けます。

色相	明度	彩度
共通	明度 7 以上の色彩の場合は、	彩度 2 を超える色の使用を避けること。
	明度 5 以上 7 未満の色彩の場合は、	彩度 3 を超える色の使用を避けること。
	明度 5 未満の色彩の場合は、	彩度 4 を超える色の使用を避けること。

■ 使用を推奨する色彩

【ア 景観計画区域（全町）における基調色、配合色】

- 低明度・低彩度で落ち着いたある色彩、または無彩色を基本とします。
- 木材や石材などの自然素材を使用する場合は、この限りではありません。

	色相	明度	彩度
基調色 配合色	N（無彩色）	0.0～9.9	—
	R（赤）		6 以下
	YR（黄赤）		
	Y（黄）	0.0～4.9Y 5.0～9.9Y	
	GY（黄緑）		4 以下
	G（緑）		
	BG（青緑）		2 以下
	B（青）		
	PB（青紫）		
	P（紫）		
	RP（赤紫）		

【イ 景観計画区域（全町）における強調色】

- 強調色の使用は、色数をできるだけ少なくするとともに、使用面積は最小限度にとどめます。
- 景観にまとまりのある歴史的地域や、景観が整った地区では、強調色を使用しないこととします。
- 通常は、外壁の立面面積の 1/5 以下を表示面積の目安とします。対象が大規模な場合は、外壁の立面面積の 1/20 以下を目安とします。

	色相		明度	彩度
強調色	N (無彩色)	0.0~9.9	全範囲	—
	R (赤)			10以下
	YR (黄赤)			
	Y (黄)	0.0~4.9Y		8以下
		5.0~9.9Y		
	GY (黄緑)			6以下
	G (緑)			
	BG (青緑)			
	B (青)			
	PB (青紫)			
	P (紫)			
RP (赤紫)				

【ウ 景観計画区域（全町）における屋根の色】

- 低明度・低彩度で落ち着いたある色彩、または無彩色を基本とします。
- 石見瓦を使用する場合は、この限りではありません。
- 景観形成重点地区、景観形成地区などで、個別に定めた屋根色に関する制限事項は、各地区で定めた方針で制限されます。

	色相		明度	彩度
屋根色	N (無彩色)	0.0~9.9	8以下	—
	R (赤)		6以下	6以下
	YR (黄赤)			
	Y (黄)	0.0~4.9Y	6以下	4以下
		5.0~9.9Y		
	GY (黄緑)			
	G (緑)			
	BG (青緑)			
	B (青)			
	PB (青紫)		3以下	3以下

③ 工作物の色彩基準

町内全域において、工作物に使用する基調色は、次を基本とします。

■ 使用を推奨する色彩

【ア 景観計画区域（全町）における工作物の色】

- 茶系の低明度・低彩度で落ち着いたある色彩、または無彩色を基本とします。
- 木材や石材などの自然素材を使用する場合は、この限りではありません。
- 屋外広告物等の表示面については、「イ 屋外広告物（表示面）等における基調色・配合色」「ウ 屋外広告物（表示面）等における強調色」の基準によるものとします。
- 鳥居等にみられる朱色の使用は、日本古来の伝統的な色彩として認めるものとしませんが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意するものとします。
- 自動販売機については、企業イメージを表す固有の色彩を使用することができます。ただし、殿町景観形成重点地区、重伝建景観形成地区、重伝建周辺景観形成地区、については、個別に定めた自動販売機の色彩基準に関する制限事項（歴史的風致と調和したものとすること）で制限されます。

	色相		明度	彩度
基調色 配合色	N（無彩色）	0.0～9.9	全範囲	—
	R（赤）			6以下
	YR（黄赤）			
	Y（黄）	0.0～4.9Y 5.0～9.9Y		4以下
	GY（黄緑）			
	G（緑）			2以下
	BG（青緑）			
	B（青）			
	PB（青紫）			
	P（紫）			
	RP（赤紫）			

【イ 屋外広告物（表示面）等における基調色、配合色】

- 低明度・低彩度で落ち着いたある色彩、または無彩色を基本とします。
- 木材や石材などの自然素材を使用する場合は、この限りではありません。

	色相		明度	彩度
基調色 配合色	N（無彩色）	0.0～9.9	全範囲	—
	R（赤）			6以下
	YR（黄赤）			
	Y（黄）	0.0～4.9Y 5.0～9.9Y		4以下
	GY（黄緑）			
	G（緑）			2以下
	BG（青緑）			
	B（青）			
	PB（青紫）			
	P（紫）			
	RP（赤紫）			

【ウ 屋外広告物（表示面）等における強調色】

- 強調色の使用は、色数をできるだけ少なくするとともに、使用面積を最小限度にとどめます。
- 景観にまとまりのある歴史的地域や、景観が整った地区では、強調色の基準は設けるが、区域に調和されているかによっては、使用しないこととします。

	色相		明度	彩度
強調色	N (無彩色)	0.0~9.9	全範囲	—
	R (赤)			1 2 以下
	YR (黄赤)			
	Y (黄)	0.0~4.9Y		9 以下
		5.0~9.9Y		
	GY (黄緑)			
	G (緑)			
	BG (青緑)			
	B (青)			
	PB (青紫)			
	P (紫)			
RP (赤紫)				

【エ 強調色の表示面積について】

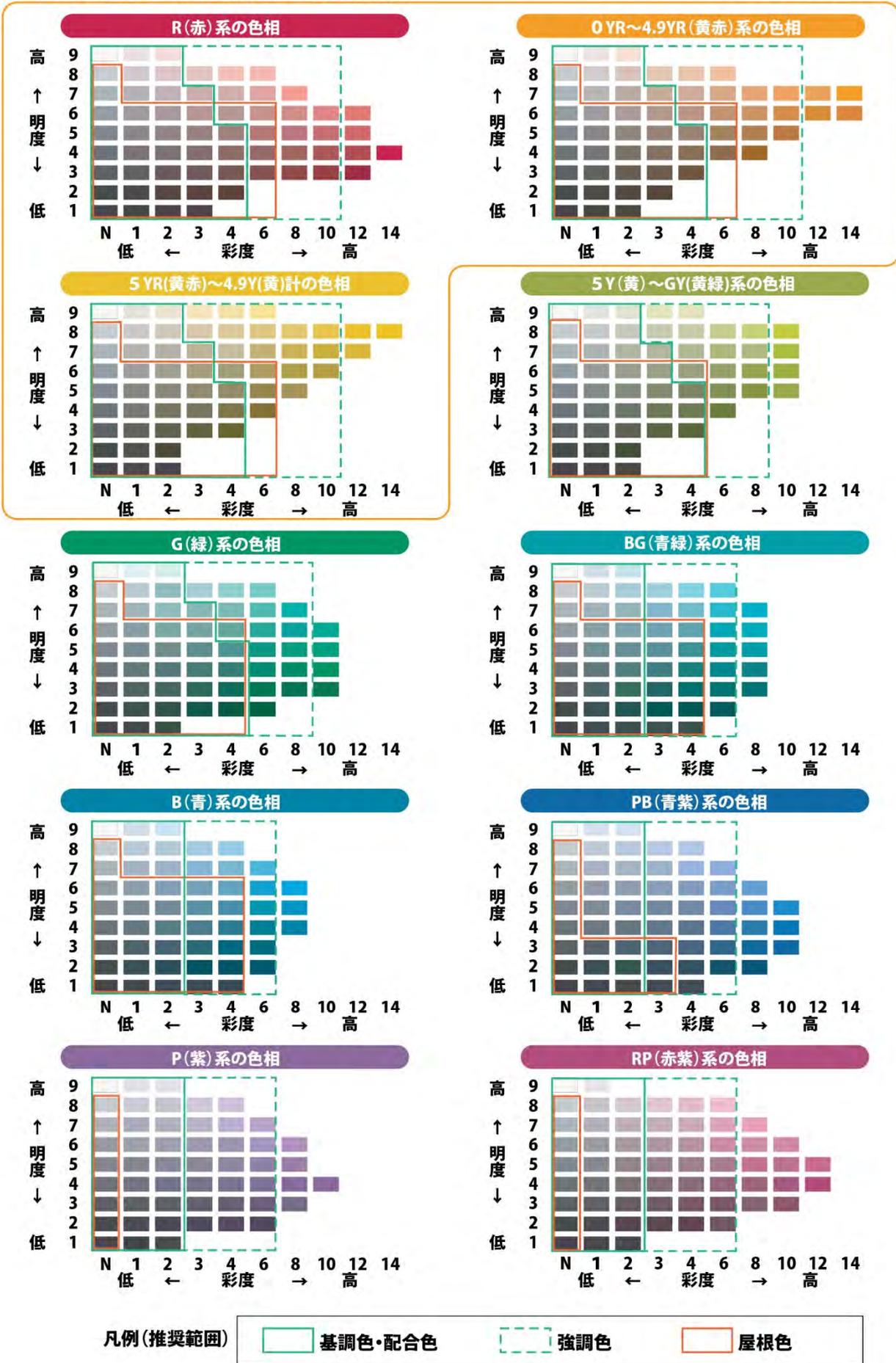
- 強調色を使用する場合は、使用する部分の総面積が表示面積の【下表に示す割合】以内となるようにすること。

景観計画区域	景観形成重点地区・ 景観形成地区を除く町全域	50%
--------	---------------------------	-----

色彩基準の例(主なマンセル表色系を抜粋)

景観計画区域(町全域)

■建造物の推奨色 暖色系(津和野町の建造物の慣例色)



6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第4号関係)

町全域に適用される津和野町屋外広告物についての許可基準は、島根県屋外広告物条例に準拠し次の事項を定めます。また、景観形成地区などで、個別に定めた屋外広告物に関する制限事項は、各地区で定めた方針で制限されます。

(1) 基本事項

今日の経済活動に屋外広告物は不可欠ですが、これを放置すると、無秩序な広告物が氾濫し、自然風致や町の美観が損なわれるため、周辺景観と調和した適切な広告物の表示・設置が望まれます。屋外における広告物については景観行政と屋外広告物行政を一体的に行うものとし、今後、景観法第8条第2項第4号のイに規定する『屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限』に関わる事項を定めるものとします。また、「良好な景観の形成及び風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」という観点から基準を定めるものとします。

- ア 建築物に設置する看板や広告物は、必要最小限の規模及び設置箇所数にとどめること。
- イ 建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。
- ウ 建築物の全体壁面を利用した広告、開口部への広告掲示、テント広告、広告網等については設置しないこと。
- エ 公共空間を占用する屋外広告物は、基本的に設置しないこと。

(2) 屋外広告物の許可手続

■ 事前相談と届出

広告物等を掲出しようとするときには、津和野町役場と事前に相談し、場所や規模、形態や色彩等について届け出てから、指導等を受け、その終了後、着工すること。

届出対象範囲	規制地域	備考
町全域	広告物の掲出が制限される区域	表1の区域
	広告物の掲出が制限されない区域	上記以外の範囲

表1 広告物の掲出が制限される区域

1.	伝統的建造物群保存地区【都市計画法】
2.	重要文化財等の周囲で知事が定める区域（指定なし）、史跡名勝天然記念物等に指定された地域（津和野城跡、森鷗外旧宅、西周旧居、山陰道（徳城峠越・野坂峠超）、青野山、旧堀氏庭園）【文化財保護法】
3.	県指定有形文化財に指定された建造物の周囲で知事が定める地域
4.	（鷲原八幡宮の境内、旧津和野藩家老多胡家の敷地の区域、永明寺の境内、三渡八幡宮の境内）、県指定史跡名勝天然記念物（大元神社境内）に指定された地域【島根県文化財保護条例】
5.	国立公園・国定公園の区域【自然公園法】
6.	県立自然公園の区域【島根県立自然公園条例】
7.	古墳、墓地、火葬場及び葬祭場

(3) 許可基準

事項	景観形成基準
01 規模	<p>ア 広告物の掲出が制限される区域においては、原則として広告物を表示しないこと。ただし、自家用広告物、管理用広告物については、表示総面積の合計を7㎡以内とすること ※重点地区における表示総面積の合計は5㎡以内とする</p> <p>イ 広告物の掲出が制限されない区域においては、各区域に定める表示総面積の基準によるものとする ※景観計画区域における表示総面積の合計は30㎡以内とする</p> <p>ウ 建築物の屋上に設置する広告塔または広告板は、良好な景観が形成されている区域および眺望の良い地点の周辺においての新設は認めない</p> <p>エ 建築物または工作物を利用した突き出し看板は、道路占用許可基準に適合するものとし、良好な景観が形成されている区域および眺望の良い地点の周辺においては掲出を禁止する</p> <p>オ 道路上を横断して設置するアーチ型看板は新設を認めない</p> <p>カ 道路上に立て看板を設置しないこと</p> <p>キ 電柱、街灯柱、消火栓標識等を利用した添付看板および巻付看板は、1本の柱につき1か所を原則とし、表示面積を1㎡以内とすること</p>
02 形態・意匠	<p>ア 建築物の投影面を超えないこと</p> <p>イ 形態、意匠および取付方法は、建築物と一体的に行うこと</p> <p>ウ 周辺の景観と調和し、落ち着いた意匠および形態とすること</p>
03 色彩・素材	<p>ア 原色などの派手な色調を避け、設置する建築物および周辺の景観に調和する落ち着いた色彩および素材とすること 彩度および明度の低い色彩を基本とし、建築物と調和する色彩を一体的に配慮すること</p> <p>* 「第3章-5-(4)建築物・工作物の色彩基準 ③工作物の色彩基準」参照</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと</p>
04 その他	<p>ア 自家の広告物を基本とし、貸し看板の設置はできる限り行わないこと</p> <p>イ 木造建築物の屋根に屋外広告物を設置しないこと</p>

7. 公共施設等における景観形成の方針

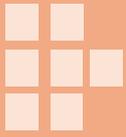
■ 使用を推奨する色彩

公共建築物、道路・橋梁等の交通施設、河川・水辺施設、公園・緑地施設、上下水道・電力等のインフラ施設、防災施設、案内板や照明等の附属施設など、公共空間を構成する諸施設を整備する際は、周辺環境と調和した色彩とするよう努めることとします。

- 茶系の低明度・低彩度で落ち着いた色彩、または無彩色を基本とします。
- 木材や石材などの自然素材を使用する場合は、この限りではありません。

■ 特例的取扱い

- 町内には、過去に建設された橋梁や公共施設において、計画の基調色と異なる青色や赤色などの原色が使用されている事例があります。これらは、当時の技術的要件、耐候性、反射防止、安全性、予算措置などを考慮した結果として採用されたものであり、一概に景観調和を損なうものとして扱うことは適当ではありません。
- 今後、同様の公共建築物や橋梁の改修・更新・新設を行う場合には、景観形成上の配慮を基本としつつも、機能性、安全性、長寿命化などの実用的な要件を勘案して、柔軟に色彩・素材・構造を検討します。
- 体育館や防災拠点施設など、構造上または法令上の要件により一定の高さや規模を必要とする建築物については、景観計画の理念に沿うよう努めたいうで、地域との調和が図られる限りにおいて高さや形態を許容します。
- このような場合には、津和野町景観審議会が個別に審議を行い、景観上の妥当性および公共的必要性を総合的に判断し、その答申をもって町の方針を定めます。これにより、景観保全と公共機能の両立を図ります。



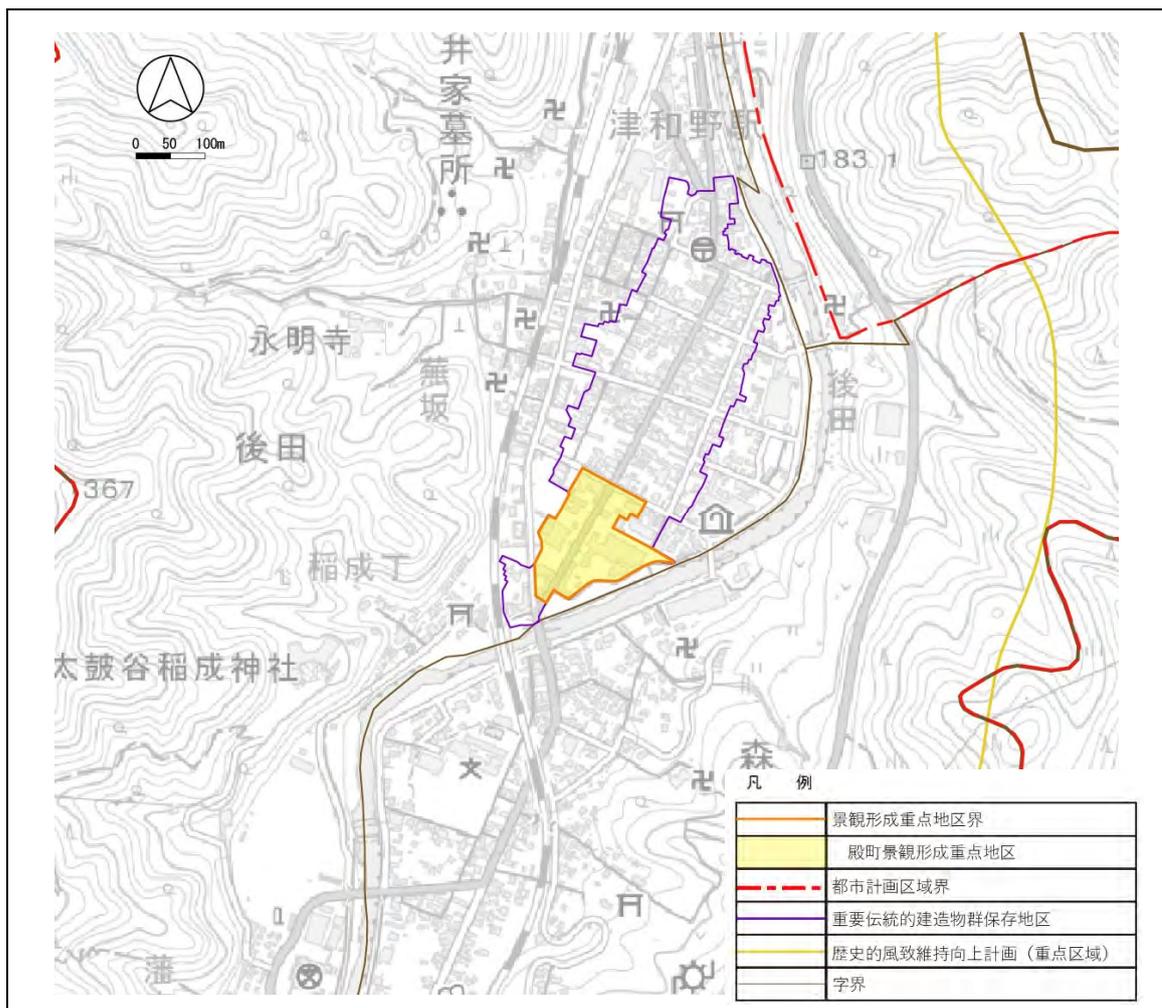
第4章 景観形成重点地区

1. 殿町景観形成重点地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 城下町の歴史景観づくり (歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承)

- 津和野藩校養老館や多胡家老門、津和野カトリック教会、津和野町役場(旧鹿足郡役所)など指定等文化財の集積する殿町通りを中心とし、この通りに面する建物を含む範囲を「殿町景観形成重点地区」に指定します。
- 指定等文化財の他、町民センターや幼稚園等の公共施設や歴史的雰囲気を残す町家、鯉の群遊する掘割と白壁土蔵、街道松の巨木などが残り、津和野城下町の雰囲気を色濃く残す地区です。



(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

津和野町の中心に位置する殿町地区は、城下町津和野の歴史を今に伝える重要なエリアです。江戸時代に坂崎氏・亀井氏ら歴代の藩主が藩政を敷き、坂崎氏の時代には藩邸があったと言われます。その後、藩邸が移転し、武家屋敷や藩校養老館などが整備されました。殿町地区は、武士階級の居住区域として計画的に造成され、武家屋敷が並ぶ端正な町割りと、白壁・堀割・石垣が調和した景観が形づくられました。

特に江戸時代中期以降、藩政の安定に伴って屋敷町の整備が進み、土塀や長屋門、庭園を備えた武家屋敷群が形成されます。また、明治期以降地区内には、堀割が作られて錦鯉が放たれ、住民の暮らしを潤す水路として機能しました。

このような景観は現在も受け継がれ、津和野の「山陰の小京都」と呼ばれる風情を特徴づけています。

近年の整備としては、平成15年度に県道事業として殿町通りの改修が行われ、電線類の地中化、歩道の拡張、石畳舗装などが実施されました。その後、平成25年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、津和野の歴史と文化を象徴する町並みとして、観光や教育の場としての役割を担っています。

【景観特性】

1. 武家屋敷と町割りの歴史性

白壁・長屋門・石垣を備えた武家屋敷群が整然と並び、江戸期城下町の原型をよく残しています。町割りは直線的で、武家町の威厳と格式を感じさせる構造となっています。

2. 水路と錦鯉の景観

堀割に清水が流れ、錦鯉が泳ぐ景観は全国的にも稀少であり、殿町地区の象徴的な風景を形成しています。水と生き物が一体となった景観は「動的な美しさ」を備えています。

3. 自然環境との調和

背後には青野山をはじめとする山並みが迫り、屋敷町と自然環境が一体化している点の特徴です。城下町景観の中に自然が溶け込み、津和野独自の風致を作り出しています。

4. 文化資産との連続性

藩校養老館やカトリック教会などの文化資産が近接しており、町並み全体が歴史・宗教・教育といった多面的な文化的価値を内包しています。

【景観形成上の課題】

1. 建築物の老朽化への対応

通りに面した建築物が老朽化した場合、現状の景観を尊重しつつ補修や改修を行う必要があります。また、やむを得ず建替えを行う際にも、周辺景観と調和し、現状と同程度の歴史的な形態・意匠を再現することで、町並みの連続性を損なわない工夫が求められます。

2. 歴史的景観の保存

津和野城跡や津和野城下町見晴らし広場から一望できる殿町地区は、地域全体が眺望景観の一部を構成しています。そのため、歴史的様式を持つ塀の保存、建築物の屋根・壁の意匠の統一など、細部に至るまでの景観保全への配慮が重要です。

3. 山並みの眺望保全

殿町通りから望む青野山、野坂山、陶ヶ嶽、津和野城跡といった背後の山並みは、町並みと一体となった景観を形成しています。この眺望を妨げないよう、建築物の高さや配置に対する調整が必要です。

4. 不調和な建築物の立地防止

伝統的な町並み景観と調和しない建物や工作物が立地することは、景観価値を損なう恐れがあります。そのため、規制や誘導を通じて景観に適合する形態を維持する取り組みが求められます。

5. 水辺環境の保全

殿町地区の象徴である堀割と錦鯉は、町並み景観に動的な美を添えています。これを維持するためには、水質の保全、鯉の適正な管理、さらに花菖蒲など水辺植栽の手入れを継続的に行うことが課題となります。

【景観形成基本方針】

津和野町殿町地区は、城下町の歴史的景観と自然環境が調和した町並みを特徴としています。今後、この貴重な景観を継承するため、以下の基本方針を掲げます。

1. 建築物の形態・意匠・色彩の調和

- 伝統的な町並みと調和した形態意匠・色彩を基本とし、町並みの連続性を確保します。
- 老朽化した建物については、修繕・建替えの際に歴史的意匠を尊重し、現状と同等の景観価値を保全します。

2. 歴史的町並みの保存と継承

- 殿町界隈に特徴的な堀割、白壁、土塀、長屋門などの歴史的要素や、「津和野百景図」に描かれた景観を保存し、景観資源として継承します。
- 電線類地中化や石畳舗装など、現代的生活基盤の整備と調和しながら、歴史的景観の質を高めます。

3. 自然環境と眺望景観の保全

- 殿町通りから望む青野山・野坂山・陶ヶ嶽および津和野川といった周囲の自然環境と

の調和を重視します。

- 建築物の高さ・配置を調整し、山並みや河川の眺望を妨げない景観形成を図ります。

4. 景観との不調和防止

- 伝統的景観と不調和な建築物や工作物が立地しないよう、規制・誘導を行います。

5. 水辺環境の保全

- 掘割の水質を維持し、錦鯉や花菖蒲など水辺景観を構成する要素を適切に管理します。
- 水と生き物が織りなす「動的な景観」を津和野らしい町並み資源として保全します。



白壁と石州赤瓦の藩校養老館 背後に青野山を望む



殿町通り（石畳舗装） 野坂山・陶ヶ嶽を望む



なまこ堀の武家屋敷 津和野城跡を望む



カトリック教会



掘割を泳ぐ錦鯉

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 建物は町並み壁面線を考慮して建てること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 原則として2階建て以下とすること。 ウ 棟の高さは10m以内とし、軒及び庇の高さは周りの伝統的建造物の高さを考慮して決めること。 エ ただし、地域の公共的な活動や防災機能の確保を目的とする体育館等の大規模集会施設については、内部空間の機能上やむを得ない場合に限り、建築物の最高高さを15m以下とすることができる。 この場合においても、周辺景観との調和を図るため、外壁色彩・屋根形状・軒線の処理等に十分配慮すること。
形態 意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 2階建ての場合は原則として1階と2階の間に庇を設けること。 ウ 歴史的風致と調和したものとする。
色彩 素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いた色調とすること。 (色彩基準シート1)
敷地内の緑化	ア 歴史的風致と調和したものとする。
屋根	ア 勾配屋根を使用すること。 イ 石州瓦で赤茶色を基本とすること。
附属建築物及び施設	ア 歴史的風致と調和したものとする。
照明	ア 歴史的風致と調和したものとする。
建築設備 (ガス、暖房、 冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備（太陽光パネルを除く） ア 原則として通りから望見できない位置に設置すること。 ただし、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 原則として通りから望見できない位置に設置すること。 ただし、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じること。 イ 眺望点*1からの景観に配慮し、目立たないようにすること。
施設や土地の利用	ア 歴史的風致と調和したものとする。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板垣、ブロック垣、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 歴史的風致と調和したものとする。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。 イ 歴史的風致と調和したものとする。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 歴史的風致と調和したものとする。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの * 独立した建造物	ア 歴史的風致と調和したものとする。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	ア この地区への設置は避けること。
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む。） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。 ウ 歴史的風致と調和したものとする事。 エ 鉄塔の設置は避けること。 オ 電線・電柱等は、整理統合し、できる限り目立たない位置となるよう努めること。
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。 イ 歴史的風致と調和したものとする事。
物干し場	ア この地区への設置は避けること。
屋外広告物	ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。 イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。 ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とすること。（色彩基準シート1） エ 点滅するネオンサインを使用しないこと。 オ 表示総面積5㎡以内とすること。 カ 仮設的な屋外広告物（旗、のぼり）の掲出を禁止する。ただし、地域の活性化に資する催し等に伴い、期間を限定して必要最低限掲出する場合はその限りではない。
再生可能エネルギー施設（自立式の太陽光発電施設等）	ア この地区への設置は避けること。

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*1から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
堆積の方法	ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないこと。 イ 眺望点*1から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 眺望点*1から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 イ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 ウ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事項	景観形成基準
伐採	ア 歴史的な町並み景観への影響に配慮するよう努めること。 イ 通りから見える樹木及び、地区を特徴付けている樹木等は伐採しないこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合には、歴史的景観にふさわしく、かつ周辺樹木と同種のものを基本とした植栽を施すこと。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

* 重伝建区域内における行為については、重伝建の許可を優先し、景観計画はその基準の補完として運用する。

* 1 「景観ゾーニング・地域資源図」(第2章 18-21P) 参照

(4) 建築物・工作物の色彩基準

建築物及び工作物（以下「建造物等」）の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕や模様替えまたは色彩の変更（以下「景観行為」といいます。）において、色彩は次のように使用することを基本とします。

① 景観を整える色彩の基本的な配慮事項

景観計画区域（全町）における基準*に準じます。

② 建築物の色彩基準

■ 使用を避ける色彩

景観計画区域（全町）における基準*に準ずる。

■ 使用を推奨する色彩

【ア 景観計画区域（全町）における基調色、配合色】

景観計画区域（全町）における基準*に準ずる。

【イ 景観計画区域（全町）における強調色】

景観計画区域（全町）における基準*に準ずる。

【ウ 景観形成重点地区における屋根の色】

殿町景観形成重点地区の屋根の色の推奨値は、下表のとおりです。

	色相	明度	彩度
屋根色	N（無彩色）	0.0～9.9	8以下
	R（赤）		6以下
	YR（黄赤）		

③ 工作物の色彩基準

■ 使用を推奨する色彩

【ア 景観計画区域（全町）における工作物の色】

景観計画区域（全町）における基準*に準ずる。

【イ 屋外広告物（表示面）等における基調色、配合色】

景観計画区域（全町）における基準*に準ずる。

【ウ 屋外広告物（表示面）等における強調色】

- 強調色の使用は、色数をできるだけ少なくするとともに、使用面積を最小限度にとどめます。

- 強調色の基準は設けるが、区域に調和されているかによっては、使用しないこととします。

	色相		明度	彩度
強調色	N (無彩色)	0.0~9.9	全範囲	—
	R (赤)			10以下
	YR (黄赤)			
	Y (黄)	0.0~4.9Y		8以下
		5.0~9.9Y		
	GY (黄緑)			6以下
	G (緑)			
	BG (青緑)			
	B (青)			
	PB (青紫)			
	P (紫)			
RP (赤紫)				

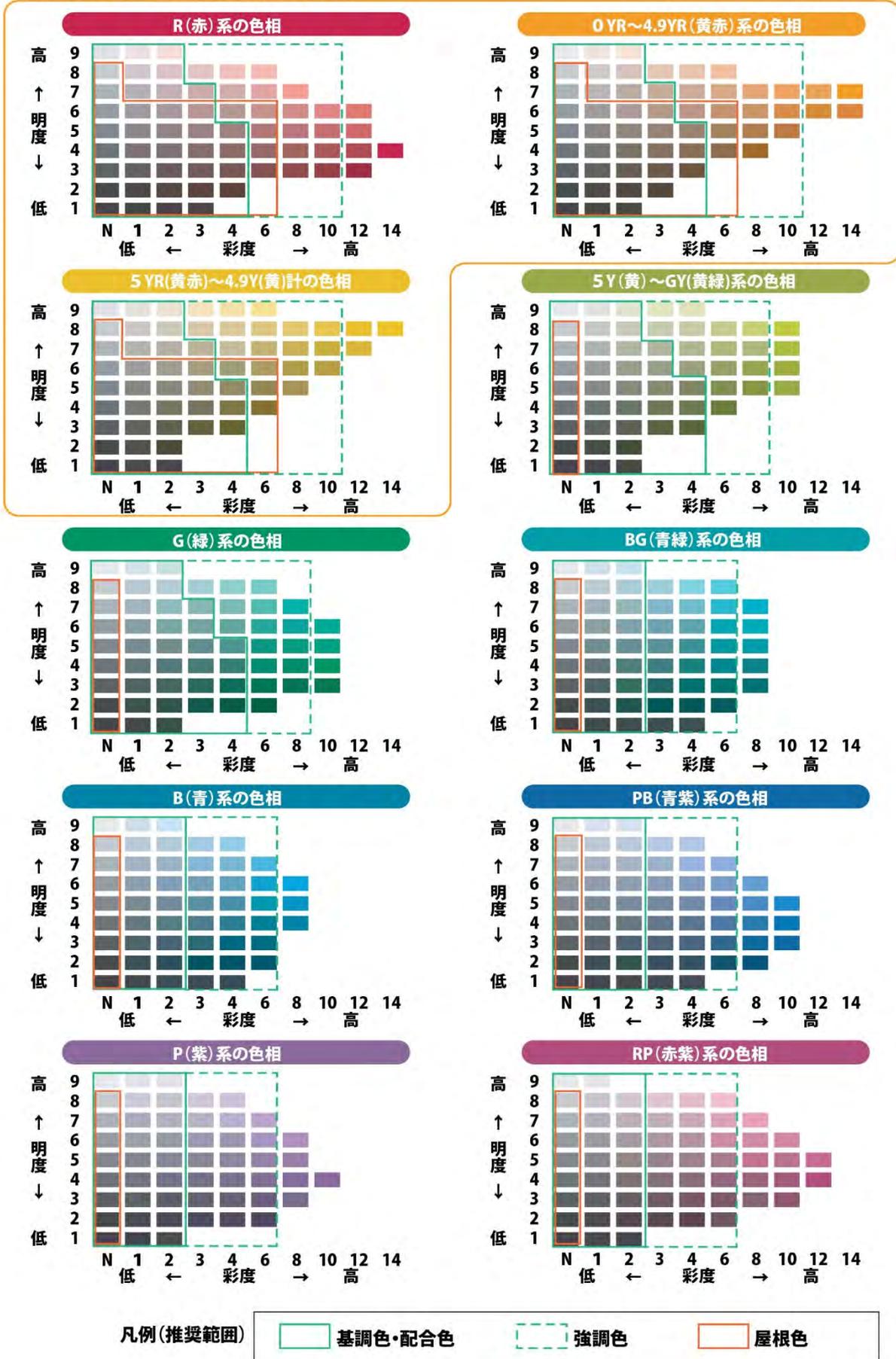
【エ 強調色の表示面積について】

- 強調色を使用する場合は、使用する部分の総面積が表示面積の【下表に示す割合】以内となるようにすること。

ゾーン別	景観形成地区等	割合
保全ゾーン	殿町景観形成重点地区	20%

* 「第3章-5-(4)建築物・工作物の色彩基準 (第3章-10P)」参照

■推奨色 暖色系(津和野町の建物の慣例色)



(5) 届出対象行為 (法第 16 条関係)

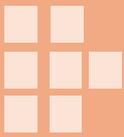
[届出対象行為]

行 為	左のうち届出を要しない行為	備考	
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去	① 高さが 5 m 以下で、かつ、床面積が 10 m ² 以下のもの ② 高さが 5 m 以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積の合計が 10 m ² 以下のもの ③ 2 階建て以下の建築物に附帯する屋外階段	景観法第 16 条第 1 項第 1 号	
し 工 く 作 は 物 色 の 新 設 の 変 更 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 移 転 ・ 外 観 を 変 更 す る こ と と な る 修 繕 ・ 模 様 替 え 若 し く は 色 彩 の 変 更 又 は 撤 去	門、垣(生垣を除く)、柵、塀、金網(フェンス)等	高さが 1.5m 以下、かつ、長さが 5 m 以下のもの	
	擁壁	高さが 1.5m 以下のもの	
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵、処理する施設 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 自動車車庫の用に供する立体的施設 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線(アンテナ)等(これらの支持物を含む)	高さが 5 m 以下のもの	景観法同条第 1 項第 2 号
	自動販売機	—	
	物干し場	—	
	太陽光発電設備等 * 同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの	① 建築物と一体となって設置されるものであって、その設置面積が 10 m ² 以下のもの ② 同一敷地、一団の土地又は同一水面に設置するものであって、敷地面積が 10 m ² 以下のもの	
	屋外広告物、特定屋内広告物	特定屋内広告物	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	高さ 1.5m 以下で、かつ、その用途に供される土地の面積が 100 m ² 以下のもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更又は水面の埋立て	面積が 1,000 m ² 以下のもの * ただし、法面又は擁壁の高さが 1.5m を超え、かつ、長さが 5 m を超えるものを除く		
都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為その他政令で定める行為			
木竹の伐採	高さが 10m 以下で、かつ、地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1 m 以下の木竹の伐採		

[届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする。

- I 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの
 1. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 2. 仮設の工作物の建設等
 3. 次に掲げる木竹の伐採
 - ア. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ. 仮植した木竹の伐採
 - オ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 4. 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ①建築物の建築等
 - ②工作物の建設等
ただし、道路(私道を除く)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く
 - ③木竹の伐採
 - ④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
ただし、高さが1.5m以下の場合を除く
 - ⑤特定照明
 - ウ. 農業、林業、漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ①建築物の建築等
 - ②高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ③用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - ④土地の開墾
 - ⑤森林の皆伐
 - ⑥水面の埋立て又は干拓
- II 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- III 国の機関又は地方公共団体が行う行為
*届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
- IV 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 1. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
 2. 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項若しくは第21条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為
 3. 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為
 4. 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
 5. 島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第14条第1項若しくは第35条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項(同条例第29条又は第36条において準用する場合を含む。)若しくは第28条第1項の規定により届け出て行う行為
 6. 島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)第11条第4項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第13条第1項の規定により届け出て行う行為
 7. 津和野町文化財保護条例(平成17年津和野町条例第220号)第13条第1項の規定により許可を受けて行う行為
- V 設置期間が90日を超えない工事、催し、行事等に必要仮設の建造物の景観行為
- VI 既着手行為



第5章 景観形成地区

1. 景観形成地区に関する基本的事項

(1) 景観形成地区の目的

景観計画区域（津和野町全域）のうち、特に良好な景観についてこれを保全し、今後とも良好な景観の形成を図るため、町が独自に自主的な内容項目として景観形成地区を指定し、景観づくり活動を誘導・支援するものとします。

景観形成地区……良好な景観を保全し、また今後とも良好な景観の形成を図るため津和野町が指定する地区

(2) 景観形成地区に関する方針

①基本方針

本計画では津和野町全域を景観計画区域の対象としていますが、さまざまな地域景観の多様性や個性・特性から、住民の意識づくりや合意形成を図り、地域や地区の状況に準じた個別の景観計画を策定し、きめ細やかな景観づくりを推進することとします。

②景観形成地区等の指定基準

景観形成地区の指定に際し、次のような条件から選定します。

ア 景観の優れた地区

- 落ち着いた佇まいや調和のとれたまとまりのある景観など、現にある良好な景観をとどめ今後も保全・継承を含めた景観形成が求められる地区

イ 地域の個性的景観のある地区

- 津和野町の貴重な自然・風土や歴史・文化・生活感をとどめ、今後も地域にふさわしい良好な景観の保全・形成を推進する必要がある地区
- 地域の代表的・象徴的な景観のある地区

ウ 人々に親しまれている地区

- 住民に親しまれ、眺望景観・眺望点が優れている地区

エ 総合的な景観づくりが求められる地区

- 良好な景観づくりとして、総合的に景観形成が求められる地区

オ 景観づくりが急がれる地区

- 地域の土地利用の動向や景観の変化等からみて景観づくりが急がれる地区
- 上位・関連計画等により、新たな景観づくりが望まれる場所

カ 景観づくりの取り組みに意志のある地区

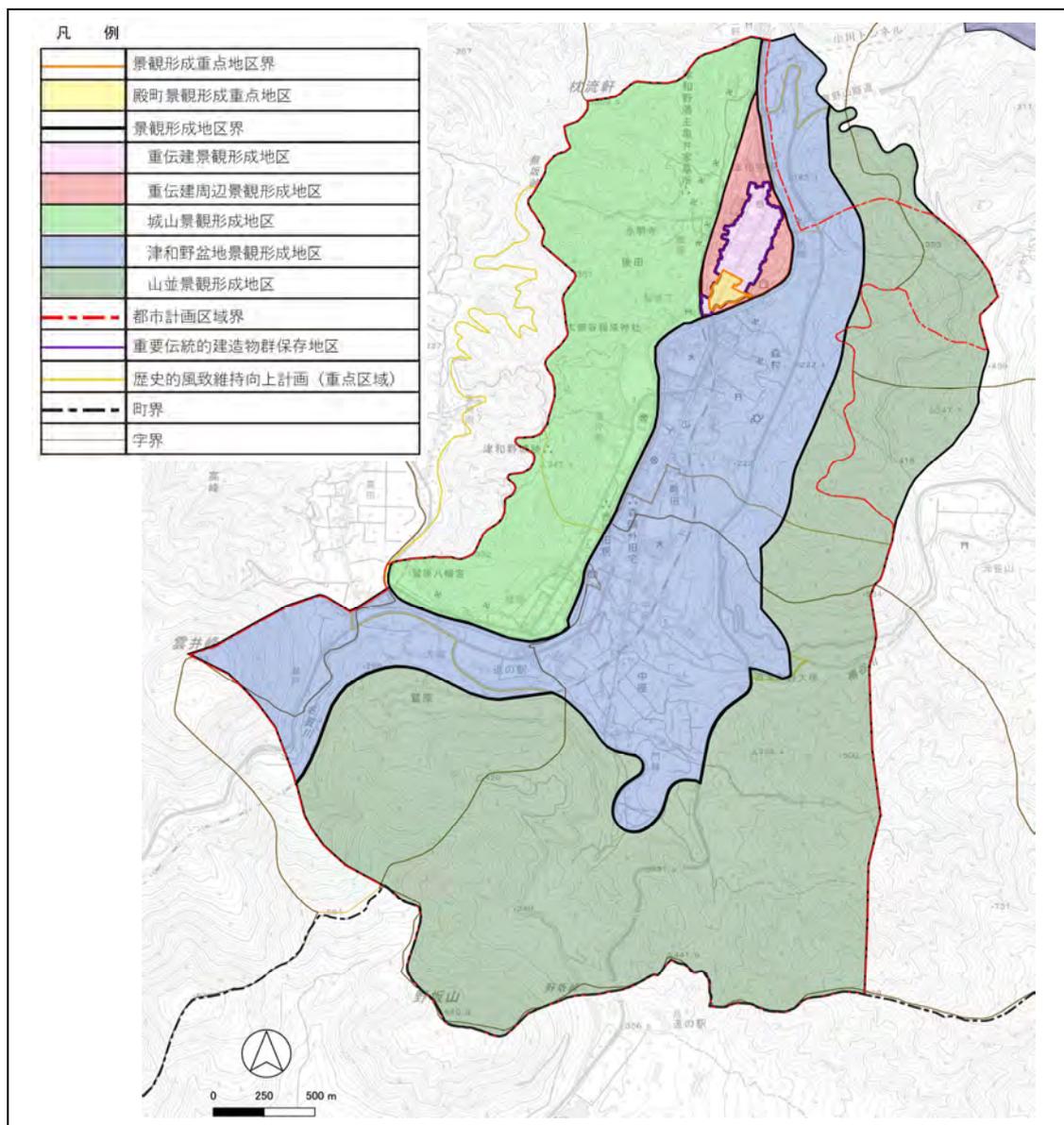
- 地域住民の景観づくりの意向や意志のある地区
- 地区住民等がまちづくりや景観づくり等を推進してきた実績のある地区

(3) 景観形成地区

① 津和野地域の景観形成地区

これまでの津和野町環境保全条例の対象地区である中心市街地区域を基本とし、この区域は津和野盆地において面的に広がる、まとまりのある景観を形成しています。この地域については、それぞれの地区特性に応じて5つの地区にゾーニングを行います。

このうち、重伝建景観形成地区は、歴史的・文化的価値の高い景観を保全する「保全ゾーン」、重伝建周辺、城山、津和野盆地景観形成地区は、歴史的な町並みと自然景観を継承し、新たな暮らしや活動と調和する「調和ゾーン」、山並景観形成地区は、周辺の自然景観を保全しながら、地域の活力と新しい景観価値を創出する「共生ゾーン」として位置づけ、歴史的風致と調和した景観形成を目指します。

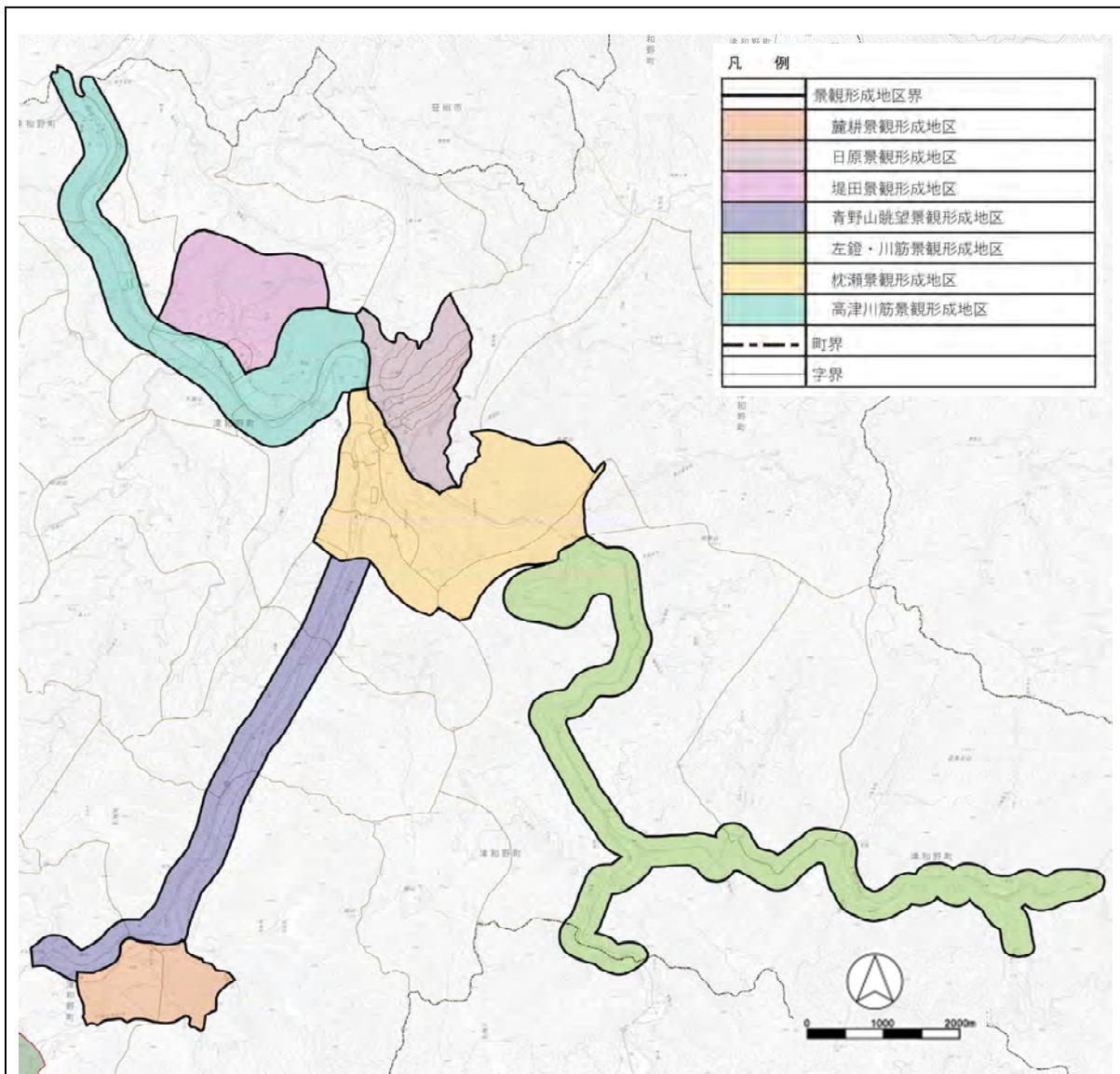


② 町内各所の景観形成地区

これまでの津和野町環境保全条例の対象地区以外の地域のうち、特に主要な河川景観軸や道路景観軸として軸線状に広がる景域、津和野らしい農村田園景観が広がるモデル的景域、そして町の中心的な市街地となる地区を、景観形成地区として位置づけます。

これらの地域については、それぞれの地域特性に応じて7つの地区にゾーニングを行います。

これらの全てのゾーンは、周辺の自然景観を保全しながら、地域の活力と新しい景観価値を創出する「共生ゾーン」として位置づけ、経済活動と景観への配慮のバランスを図ることを目指します。



■景観形成重点地区及び景観形成地区 形成基準【INDEX】

区分		景観づくりのテーマ	景観形成基準 掲載ページ
保全ゾーン	殿町 景観形成重点地区	城下町の歴史景観づくり（歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承）	4-1
	重伝建 景観形成地区	本町通りを中心とした歴史的町並みの景観づくり	5-8
調和ゾーン	重伝建周辺 景観形成地区	重伝建地区と調和し、歴史を伝え訪れる人を迎える景観づくり	5-15
	城山 景観形成地区	自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり	5-22
	津和野盆地 景観形成地区	歴史的景観と調和する、津和野盆地の田園景観づくり	5-31
共生ゾーン	山並 景観形成地区	津和野盆地周辺の山麓田園景観づくり	5-41
	麓耕 景観形成地区	青野山を背景にした田園集落景観づくり	5-49
	日原 景観形成地区	天領の歴史と水辺が息づく景観づくり	5-57
	堤田 景観形成地区	里山に囲まれた田園の集落景観づくり	5-64
	青野山眺望 景観形成地区	国道9号沿いの、青野山を象徴としたまとまりのある眺望景観づくり	5-71
	左鏡・川筋 景観形成地区	高津川本支流の、自然と一体的な川筋集落景観づくり	5-79
	枕瀬 景観形成地区	川とまちが共生し、賑わいが広がる景観づくり	5-86
高津川筋 景観形成地区	高津川流域の、まとまりのある田園集落景観づくり	5-93	

(4) 届出対象行為 (法第 16 条関係)

[届出対象行為]

行 為	左のうち届出を要しない行為	備考
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去	① 高さが 5 m 以下で、かつ、床面積が 10 m ² 以下のもの ② 高さが 5 m 以下で、かつ、外観の変更に係る部分の面積の合計が 10 m ² 以下のもの ③ 2 階建て以下の建築物に附帯する屋外階段	景観法第 16 条第 1 項第 1 号
は工 作 彩 物 の 変 更 又 は 増 築 ・ 改 築 ・ 移 転 ・ 外 観 を 変 更 す る こ と と な る 修 繕 ・ 模 様 替 え 若 し く	門、垣(生垣を除く)、柵、塀、金網(フェンス)等	高さが 1.5m 以下、かつ、長さが 5 m 以下のもの
	擁壁	高さが 1.5m 以下のもの
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵、処理する施設 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 自動車車庫の用に供する立体的施設 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線(アンテナ)等(これらの支持物を含む)	高さが 5 m 以下のもの
	自動販売機	—
	物干し場	築造面積が 10 m ² 以下のもの
	太陽光発電施設 * 同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの	① 建築物と一体となって設置されるものであって、その設置面積が 10 m ² 以下のもの ② 同一敷地、一団の土地又は同一水面に設置するものであって、敷地面積が 1,000 m ² 以下のもの
	屋外広告物、特定屋内広告物	特定屋内広告物
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	高さ 1.5m 以下で、かつ、その用途に供される土地の面積が 100 m ² 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更又は水面の埋立て	面積が 1,000 m ² 以下のもの * ただし、法面又は擁壁の高さが 1.5m を超え、かつ、長さが 5m を超えるものを除く	
都市計画法第 4 条第 12 号に規定する開発行為その他政令で定める行為		
木竹の伐採	高さが 10m 以下で、かつ、地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m 以下の木竹の伐採	

[届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする

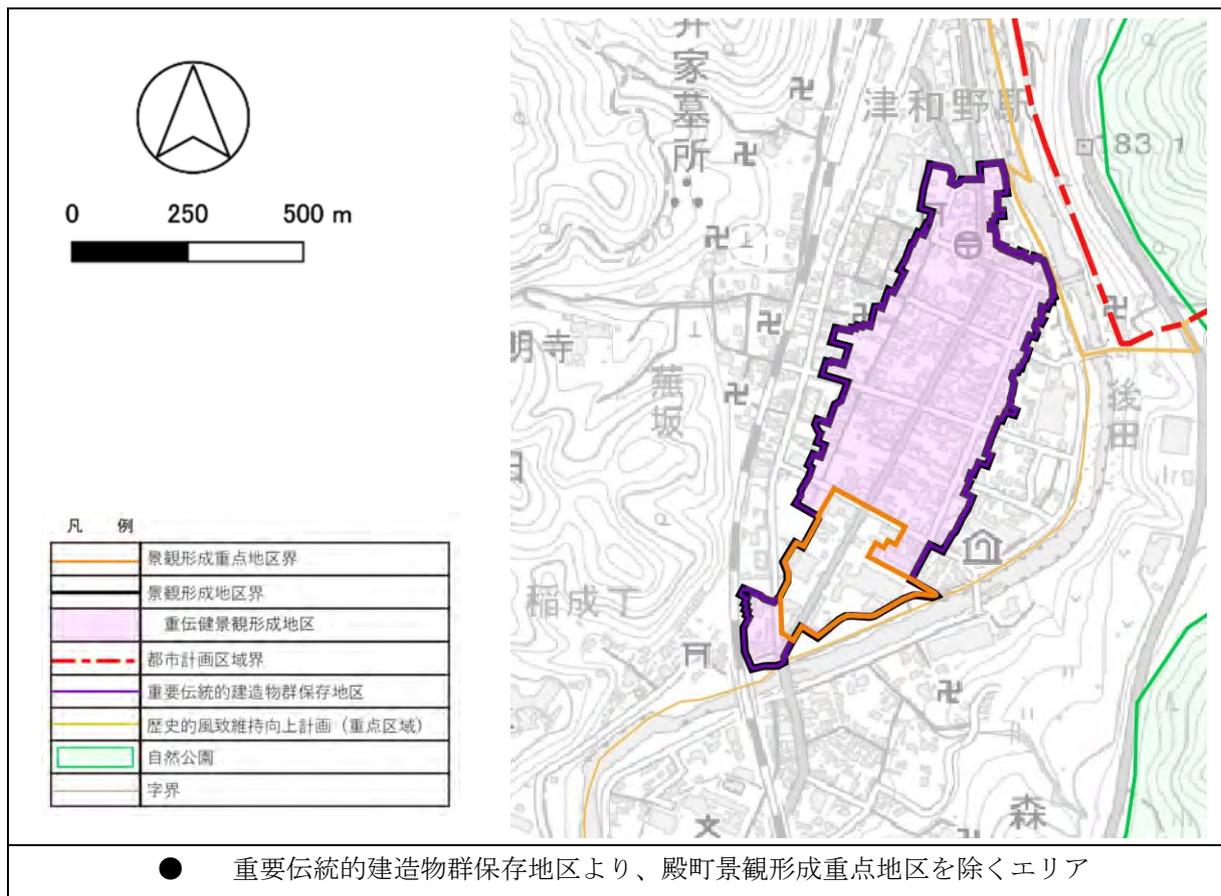
- I 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの
 1. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 2. 仮設の工作物の建設等
 3. 次に掲げる木竹の伐採
 - ア. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ. 仮植した木竹の伐採
 - オ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 4. 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ①建築物の建築等
 - ②工作物の建設等
ただし、道路(私道を除く)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く
 - ③木竹の伐採
 - ④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
ただし、高さが1.5m以下の場合を除く
 - ⑤特定照明
 - ウ. 農業、林業、漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ①建築物の建築等
 - ②高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ③用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - ④土地の開墾
 - ⑤森林の皆伐
 - ⑥水面の埋立て又は干拓
- II 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- III 国の機関又は地方公共団体が行う行為
*届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
- IV 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 1. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
 2. 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項若しくは第21条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為
 3. 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為
 4. 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
 5. 島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第14条第1項若しくは第35条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項(同条例第29条又は第36条において準用する場合を含む)若しくは第28条第1項の規定により届け出て行う行為
 6. 島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)第11条第4項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第13条第1項の規定により届け出て行う行為
 7. 津和野町文化財保護条例(平成17年津和野町条例第220号)第13条第1項の規定により許可を受けて行う行為
 8. 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定により許可を受けて行う行為
- V 設置期間が90日を超えない工事、催し、行事等に必要仮設の建造物の景観行為
- VI 既着手行為

2. 重伝建景観形成地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 本町通りを中心とした歴史的町並みの景観づくり

- 津和野城下町のうち、商人町・職人町など往時の町人町の雰囲気は今に伝える区域を「重伝建景観形成地区」に指定します。この区域には、本町・新丁・祇園丁・万町・風呂屋丁・今市通りなどが含まれ、現在も町名に歴史をとどめています。
- この地区は、江戸から明治・大正・昭和に至る多様な歴史的町家が立ち並ぶ地域を対象としています。石州赤瓦による統一感のある葺の景観をはじめ、白壁やなまこ壁、土蔵、格子戸などの木製建具を備えた町家、さらにろうそく型土塀などが調和し、落ち着いたきのある歴史的景観を形成し、津和野重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。



(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

重伝建景観形成地区は、津和野城下町の一角として藩政時代に成立しました。城の麓に武家町・寺町が整備される一方で、その外縁部には町人町が形成され、商人町・職人町などの町割りが展開しました。本町や新丁、祇園丁、万町などの町名は、当時の職能や町の役割を今に伝えるものです。

江戸時代には、藩政を支える商業・手工業の中心地として町並みが発展し、石州赤瓦を用いた町家や白壁・なまこ壁、土蔵、格子戸を備えた建物が次第に整えられました。また、伝統的な形式のろうそく型土塀が作られ、景観の統一性が高められました。

近年では、平成17年度に県道事業として本町・祇園丁通りの改修が行われ、電線類の地中化、石畳舗装、照明等の改修が実施されました。その後、平成25年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、津和野の歴史と文化を象徴する町並みとして、観光や教育の場としての役割を担っています。

【景観特性】

1. 歴史的町並みの形成

藩政時代に成立した商人町・職人町を起源とし、本町・新丁・祇園丁・万町など、町名に往時の生活や職能の痕跡が残されています。

2. 多様な時代の町家の共存

江戸から昭和にかけての町家が立ち並び、石州赤瓦の葺景観、白壁やなまこ壁、土蔵、格子戸、ろうそく型土塀などが落ち着いた景観を形成しています。

3. 統一感のある景観要素

赤瓦や白壁、木製建具が連続的に存在し、伝統的町並みを今に伝えています。

4. 自然との調和

背後には青野山をはじめとする山並みが迫り、歴史的町並みと自然環境が一体化している点が特徴です。城下町景観の中に自然が溶け込み、津和野独自の風致を創り出しています。



旧主水畑から望む町並み

【景観形成上の課題】

1. 歴史的建造物の保存

町家や土塀などが劣化・改変により保存状態が損なわれつつあり、修復・維持の体制強化が必要です。

2. 町並みと現代生活の不調和

新築・改修された建物や工作物の一部が、形態や色彩の面で伝統的景観と調和しない事例が見られます。

3. 観光と生活のバランス

観光需要の高まりによる施設整備が進む一方で、住民の生活利便性や地域の落ち着いた景観との調和が課題となっています。

【景観形成基本方針】

1. 歴史的景観の保全と継承

町家や土蔵、白壁、なまこ壁、ろうそく型土塀などの伝統的建造物を保存・修復し、「津和野百景図」に描かれたような江戸から昭和にかけての多様な町並みを一体的に継承します。

2. 町並みと調和した建築誘導

町並みと調和するよう、建築物や工作物の形態・意匠・色彩・高さを制限・誘導し、良好な歴史的景観を守ります。

3. 象徴的景観の保全

青野山など象徴的な山並みの眺望を確保し、町並みと自然景観との調和を維持します。

4. 生活と観光の両立

住民の生活利便性を尊重しつつ、観光資源としての町並みを活かし、観光と生活のバランスをとった持続可能な景観形成を図ります。



魚町通り 青野山を望む



今市通り 青野山を望む



新丁通りのろうそく塀



本町通り（石畳舗装） 野坂山・陶ヶ嶽を望む

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること イ 眺望を保全すること ウ 建物は町並み壁面線を考慮して建てること
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること イ 原則として2階建て以下とすること ウ 棟の高さは10m以内とし、軒及び庇の高さは周りの伝統的建造物の高さを考慮して決めること エ ただし、地域の公共的な活動や防災機能の確保を目的とする体育館等の大規模集会施設については、内部空間の機能上やむを得ない場合に限り、建築物の最高高さを15m以下とすることができる この場合においても、周辺景観との調和を図るため、外壁色彩・屋根形状・軒線の処理等に十分配慮すること
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること イ 2階建ての場合は原則として1階と2階の間に庇を設けること ウ 歴史的風致と調和したものとする
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いた色調への配慮 (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 歴史的風致と調和したものとする
屋根	ア 勾配屋根を使用すること イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とすること
附属建築物及び施設	ア 歴史的風致と調和したものとする
照明	ア 歴史的風致と調和したものとする
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備（太陽光パネルを除く） ア 原則として通りから望見できない位置に設置すること ただし、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じること <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 原則として通りから望見できない位置に設置すること ただし、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じること イ 眺望点*2からの景観に配慮し、目立たないようにすること
施設や土地の利用	ア 歴史的風致と調和したものとする

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること イ 歴史的風致と調和したものとする
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること イ 歴史的風致と調和したものとする
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 通りから望見できないように配慮すること イ 歴史的風致と調和したものとする
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 歴史的風致と調和したものとする
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの * 独立した建造物	ア 歴史的風致と調和したものとする
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けること
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	ア この地区への設置は避けること。
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） * 電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。 ウ 歴史的風致と調和したものとする事。 エ 鉄塔の設置は、避けるよう努めること。 オ 電線、電柱等は、整理整合し、できる限り目立たない位置となるよう努めること。
動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。 イ 歴史的風致と調和したものとする事。
物干し場	ア この地区への設置は避けること。
屋外広告物	ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。 イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。 ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とすること。 エ 点滅するネオンサインを使用しないこと。 オ 表示総面積7㎡以内とすること。
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	ア この地区への設置は避けること。

【行為】 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点* ² から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
堆積の方法	ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。 イ 眺望点* ² から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 眺望点*2 直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 イ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 ウ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 歴史的な町並み景観への影響に配慮するよう努めること。 イ 通りから見える樹木及び、地区を特徴付けている樹木等は伐採しないこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合には、歴史的景観にふさわしく、かつ周辺樹木と同種のものを基本とした植栽を施すこと。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 歴史的な町並み景観への影響に配慮するよう努めること。 イ 通りから見える樹木及び、地区を特徴付けている樹木等は伐採しないこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合には、歴史的景観にふさわしく、かつ周辺樹木と同種のものを基本とした植栽を施すこと。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

* 重伝建区域内における行為については、重伝建の許可を優先し、景観計画はその基準の補完として運用する。

*1 赤褐色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

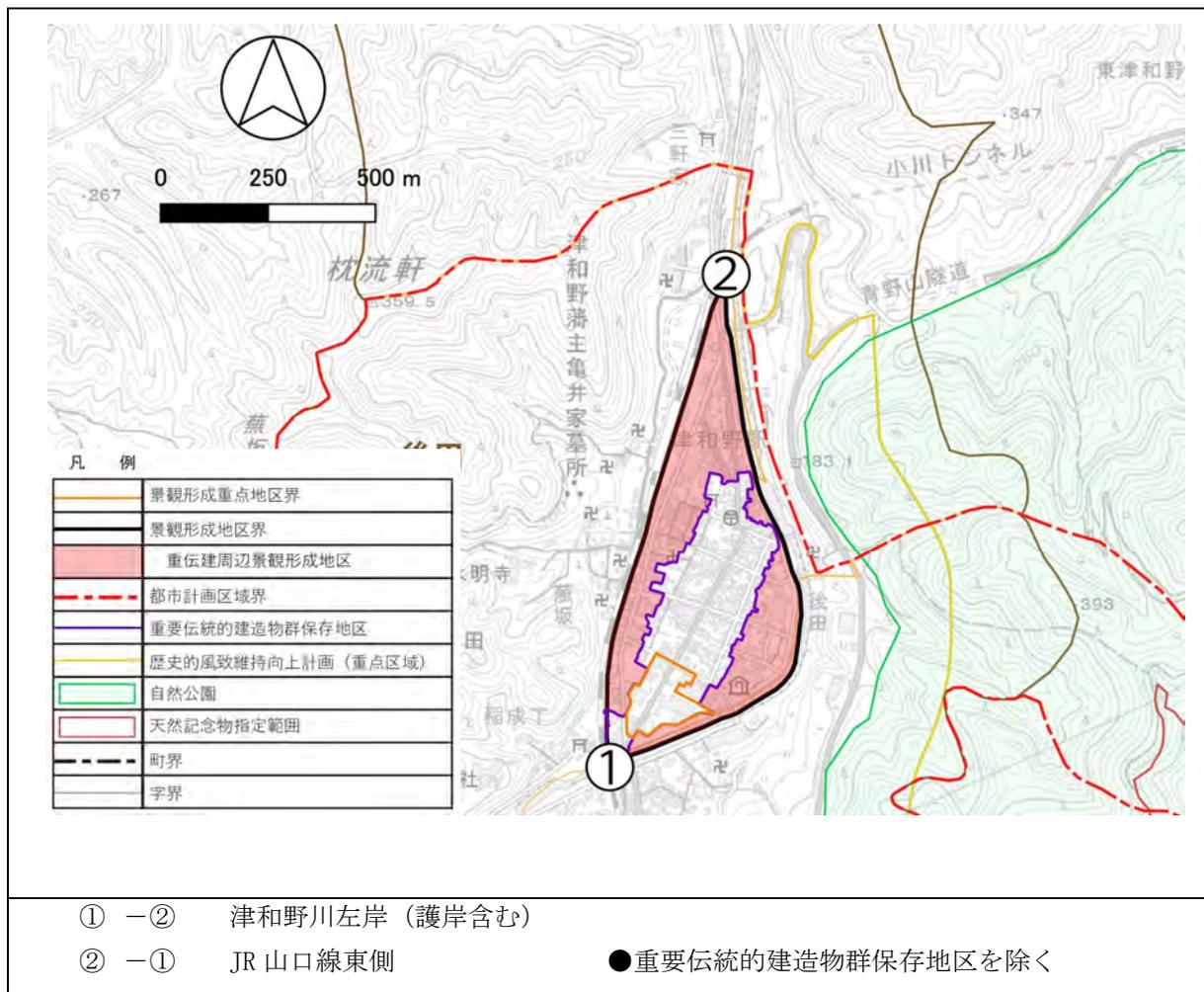
*2 「景観ゾーニング・地域資源図」(第2章 18-21P) 参照

3. 重伝建周辺景観形成地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 重伝建地区と調和し、歴史を伝え訪れる人を迎える景観づくり

- 重伝建周辺景観形成地区は、重要伝統的建造物群保存地区（重伝建景観形成地区）の周辺部に広がるエリアです。
- この区域は、鉄道開通後に発展した市街地を中心としており、津和野駅が立地する地域を含みます。駅前通りや高岡通りなどの通り沿いには、近代以降に建てられた町家や商店、住宅が連なり、津和野の玄関口としての景観を形成しています。
- この地区は、歴史的町並みと近代的市街地が連続して存在し、観光や交通の拠点としての役割を担うとともに、住民の生活空間としても重要な地域です。



(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

鉄道の開通により、津和野は城下町から交通拠点都市へと発展しました。

津和野駅が開設された後、駅前通りや高岡通りなどの主要通り沿いに商店や町家が建ち並び、宿泊施設や土産物店、住宅などが混在する近代的な市街地が形成されました。

この地区は、かつての町人町の景観を受け継ぎながらも、近代建築や道路整備が進み、生活と観光の両面で町の中心的役割を担うようになりました。現在では、鉄道駅を中心に観光客の出入口としての機能を果たしつつ、地域住民の生活の場としての役割も担っています。

【景観特性】

1. 玄関口としての景観

津和野駅を中心に形成された町並みであり、観光客を迎える玄関口としての役割を担っています。駅前から続く通りは、歴史的町並みへとつながる導入空間として重要です。

2. 近代と伝統の調和

駅開設以降に建てられた町家や商店、住宅が、石州赤瓦や木製建具などの伝統的意匠を部分的に取り入れ、旧来の町並みと調和しています。

3. 通り景観の連続性

駅前通りや高岡通りなど主要な通りが、保存地区へと滑らかに接続し、歴史的景観と一体となったまちの骨格を形成しています。

4. 自然との一体性

背後には青野山や城山の緑が広がり、鉄道沿線や通りから望む山並みが、津和野らしい風致を生み出しています。

【景観形成上の課題】

1. 駅周辺における空き家の増加と景観の希薄化

駅前や主要道路沿いでは、建築物の空き家化が進行しており、町並みの連続性や活気が失われつつあります。これにより、地域の玄関口としての印象や景観的な魅力が低下しています。

2. 通り景観の統一性の低下

看板や外壁素材、屋根形状などの多様化により、通り全体としての統一感が損なわれ、歴史的な町並みとの調和が取りづらくなっています。地区ごとの特性を踏まえた素材や色彩の統一が求められます。

3. 観光と生活環境の両立

観光拠点としての機能が強まる一方で、日用品の購入や生活利便施設が不足しており、住民の生活環境とのバランスを取ることが課題です。観光による賑わいと、地域住民

の暮らしやすさを両立させる取り組みが必要です。

4. 景観資源の維持管理体制の不足

伝統的建造物や石垣、用水路、樹木などの景観資源が老朽化しつつあり、維持管理や修景に関する担い手不足が課題となっています。地域住民や行政、民間団体が連携した保全体制の構築が求められます。

5. 新規開発との調和の確保

道路沿いや周辺部で進む新しい開発が、周囲の景観特性と調和していない事例も見られます。伝統的な景観と現代的な機能の調和を図るための誘導方針づくりが必要です。

【景観形成基本方針】

1. 駅前景観の整備と誘導

津和野駅周辺は町の玄関口として、訪れる人に良好な印象を与えるよう、色彩・素材・サイン計画を含めて一体的に整備します。

2. 通り景観の調和

駅前通り・高岡通り沿いの建物については、屋根の形態、外壁の色彩、看板・照明などを周囲と調和させ、連続的な町並み景観を維持します。

3. 伝統意匠の継承と現代的工夫

石州赤瓦や白壁、木質素材など、津和野らしい意匠を取り入れつつ、現代的な技術・デザインを柔軟に活用します。

4. 眺望・風致の保全

「津和野百景図」に描かれた青野山や城山など、津和野を象徴する山並みを望む景観を守り、建物の高さや形態を適切に誘導します。

5. 観光と生活の調和

観光拠点としての魅力を高めるとともに、地域住民の生活環境や安全性を確保し、持続可能な景観形成を進めます。



津和野駅



津和野城跡から望む町並み

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 地上15mかつ4階建て以下とすること。 ただし、屋根勾配を3/10～4.5/10とし、建築物の軒の高さを15m以下とした場合に、建物（屋根の頂部）の高さは、18m以下とする。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 伝統的町並みの景観形成。 ウ 壁・建具等の伝統的形態意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用すること。 ただし、周囲の町並みと調和した場合はその限りでない。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物 及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備（太陽光パネルを除く） ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 歴史的風致と調和したものとする。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 連続した歴史的町並み景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態、意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。 ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周囲の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	
自動車車庫の用に供する立体的施設	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。 ウ 鉄塔の設置は、可能な限り避けるよう努めること。 エ 電線・電柱等は、整理統合し、できる限り目立たない位置となるよう努めること。
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。 イ 歴史的風致との調和に配慮するよう努めること。
物干し場	—
屋外広告物	ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。 イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。 ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とすること。 エ 表示総面積15㎡以内とすること。
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並には設置しないこと。 イ 眺望点*2から見えない位置に設置すること。 ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。 エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制すること。 オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。 カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*2から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
堆積の方法	ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。 イ 眺望点*2から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 イ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に配慮するよう努めること。
事後の処理	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とするよう努めること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 イ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 ウ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 歴史的な町並み景観への影響に配慮するよう努めること。 イ 通りから見える樹木及び、地区を特徴付けている樹木等は伐採しないこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合には、歴史的景観にふさわしく、かつ周辺樹木と同種のを基本とした植栽を施すこと。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 歴史的な町並み景観への影響に配慮するよう努めること。 イ 通りから見える樹木及び、地区を特徴付けている樹木等は伐採しないこと。 やむを得ず伐採しなければならない場合には、歴史的景観にふさわしく、かつ周辺樹木と同種のを基本とした植栽を施すこと。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

*1 赤褐色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

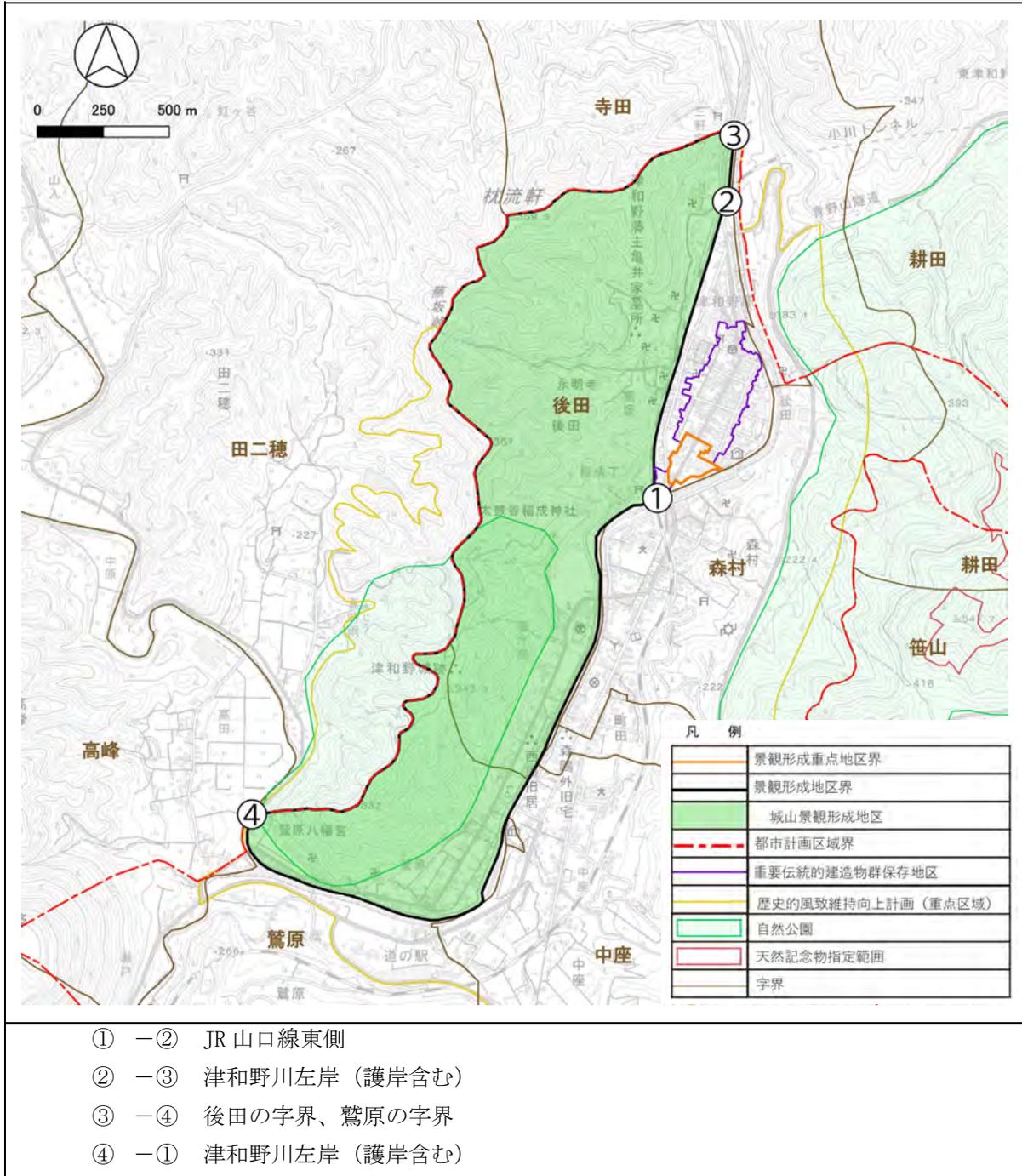
*2 「景観ゾーニング・地域資源図」(第2章 18-21P) 参照

4. 城山景観形成地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり

- 城山を中心とする尾根部の東側で、津和野市街からの眺望に含まれる区域は、中世以来の津和野城の城郭および武家町の歴史を今に伝える地域です。この区域を「城山景観形成地区」と位置づけます。
- 本地区は、津和野城本丸および出丸を中心とし、南は鷺原八幡宮および鷺原地区の一部（津和野川北岸）、北は興源寺を含む後田地区（一部地域を除く）までを基本範囲とします。
- この範囲には津和野城の遺構が点在し、山城としての構造を示すとともに、近世の大手門や藩邸の名残、さらには城の防御線と連続性を持つ寺町境界が含まれます。



(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

城山景観形成地区の歴史は、鎌倉時代末期にさかのぼります。吉見氏が津和野城を築いたことにより、城山一帯は津和野の政治・軍事の中心としての性格を持ちはじめました。この時期、尾根筋に沿って本丸・出丸・曲輪が築かれ、城郭としての基盤が整えられました。

戦国時代に入ると、津和野城は拡張・改修が進み、堅固な山城としての特徴を強めました。城の南西には鷲原八幡宮が位置し、城下町の原型が形づくられていきました。

関ヶ原の戦い以降の江戸時代には、坂崎氏・亀井氏が藩主となり、城郭を中心とした城下町の整備が本格化しました。城山の麓には武家町や寺町が造成され、城と町が一体となった防御的景観が展開しました。特に寺町境界は外郭防御線としての役割を担い、城と城下町を結びつける歴史的な都市構造を今に伝えています。

明治維新後は廃城令により津和野城は廃城となり、多くの城郭施設は失われましたが、石垣や曲輪などの遺構は残されました。また、武家町や寺町は近代以降も生活空間として活用され、往時の町割りや景観が受け継がれました。

近年では、令和3年に「津和野町城山整備事業」が完了し、森林整備、遊歩道・休憩施設・ライトアップの整備などが行われました。さらに出丸・本丸の石垣修理も進められて、美しい石垣が城下町や国道9号からも望めるようになり、歴史と景観が調和した町並みが再び注目されています。

【景観特性】

1. 山城遺構と城郭景観の存在

城山景観形成地区には、津和野城本丸や出丸をはじめとする石垣や曲輪などの遺構が良好に残されており、中世から続く山城の姿を今に伝えています。山上の城郭と城下の町並みが一体となることで、典型的な山城と城下町の構造を示す貴重な景観を形成しています。

2. 武家町・寺町と一体化した城下町景観

城山の麓には寺町や武家町が展開し、往時には城の防御の一部を担っていました。これにより歴史的な都市構造を読み取ることができ、白壁や石垣、水路といった要素が連続して残されていることから、当時の町並みを象徴する景観を今に伝えています。

3. 眺望景観の広がり

津和野市街から望む城山は地域のシンボリックな景観であり、城跡と町並みを一望できる眺望を楽しむことができます。加えて、城山からの眺望においては、津和野川や殿町通り、背後の青野山・野坂山・陶ヶ嶽などの山並みが一体となり、雄大で広がりのある景観をつくり出しています。

4. 自然環境との調和

城山を中心とした尾根部の樹林は、市街地に近接しながらも豊かな自然景観を維持しており、四季折々の植生変化が歴史的町並みと融合することで、独自の風致を生み出しています。

5. 歴史的連続性と文化的価値

鷲原八幡宮や永明寺をはじめとする社寺、藩政期の防御構造を継承する大手門跡などの歴史的資産が地区内に点在しています。これらがまとまりをもって現存していることにより、城山景観形成地区は津和野の歴史と文化を象徴する区域として、高い文化的価値を有しています。

【景観形成上の課題】

1. 歴史的景観の保全

津和野城本丸や出丸の石垣、曲輪、さらには武家町や寺町の町割りといった遺構が、劣化や風化によって保存状態が損なわれつつあります。そのため、これらの歴史的資産を将来に引き継ぐためには、適切な保存と修復を行うことが必要です。

2. 町並みと現代生活の調和

歴史的建造物や社寺の保全は進んでいるものの、周辺の住宅や店舗、さらには工作物の一部には、形態や色彩が伝統的景観と調和していない例が見受けられます。住民の生活利便性を確保しつつ、観光関連施設の整備も進める必要があるため、景観規制や誘導を適切に行い、歴史的景観と現代生活のバランスを取ることが求められます。

3. 自然環境との共生に関する課題

城山を中心とした樹林帯には維持管理が不十分な箇所があり、このままでは眺望景観が損なわれる可能性があります。また、津和野の町並みは四季折々の自然と調和することで独自の風致を生み出していますが、この調和をどのように保ち続けていくかが今後の重要な課題となっています。

【景観形成基本方針】

1. 藩政時代の歴史的景観の保全

津和野城本丸・出丸を中心とする城郭遺構、寺町や武家町を含む城下町の歴史的構造を尊重し、その景観を保存・継承します。

2. 歴史的資源と町並みの調和

「津和野百景図」にも描かれた鷲原八幡宮・永明寺をはじめとする歴史的建造物・社寺を保存し、自然や町並みと調和した形態意匠・色彩を基準とします。

建築物や工作物は、伝統的景観と不調和にならないよう規制・誘導を行い、景観の統一性を確保します。

3. 自然と調和した歴史的景観づくり

城山を中心とした樹林帯や周囲の山並み（青野山・野坂山・陶ヶ嶽など）との調和を重視し、眺望景観を守ります。

四季折々の自然景観と融合した町並み形成を推進します。



国道 9 号の東側から見た津和野城跡



太鼓谷稲成神社



乙女峠マリア聖堂



稲成丁線



津和野大橋から望む城跡



戦国時代当初の原型を残す
鷲原八幡宮境内の流鏝馬の馬場



城山の麓の寺町に立地する永明寺



茅葺きが特徴的な西周旧居

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 稜線を保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 地上15mかつ4階建て以下とすること。 ただし、屋根勾配を3/10～4.5/10とし、建築物の軒の高さを15m以下とした場合に、建物（屋根の頂部）の高さは、18m以下とする。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 城山を中心とした地区の自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用すること。 ただし、周囲の町並みと調和した場合はその限りでない。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備（太陽光パネルを除く） ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するよう努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないよう努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないよう努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態、意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去 (2)

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線(アンテナ)その他これらに類するもの(これらの支持物を含む) * 電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔(それを支えるもの)	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とするよう努めること。</p> <p>エ 表示総面積15㎡以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 (自立式の太陽光発電施設等)	<p>ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並には設置しないこと。</p> <p>イ 眺望点*2から見えない位置に設置すること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制すること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*2から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないこと。</p> <p>イ 眺望点*2から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように配慮すること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

*1 赤褐色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

5. 津和野盆地景観形成地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 歴史的景観と調和する、津和野盆地の田園景観づくり

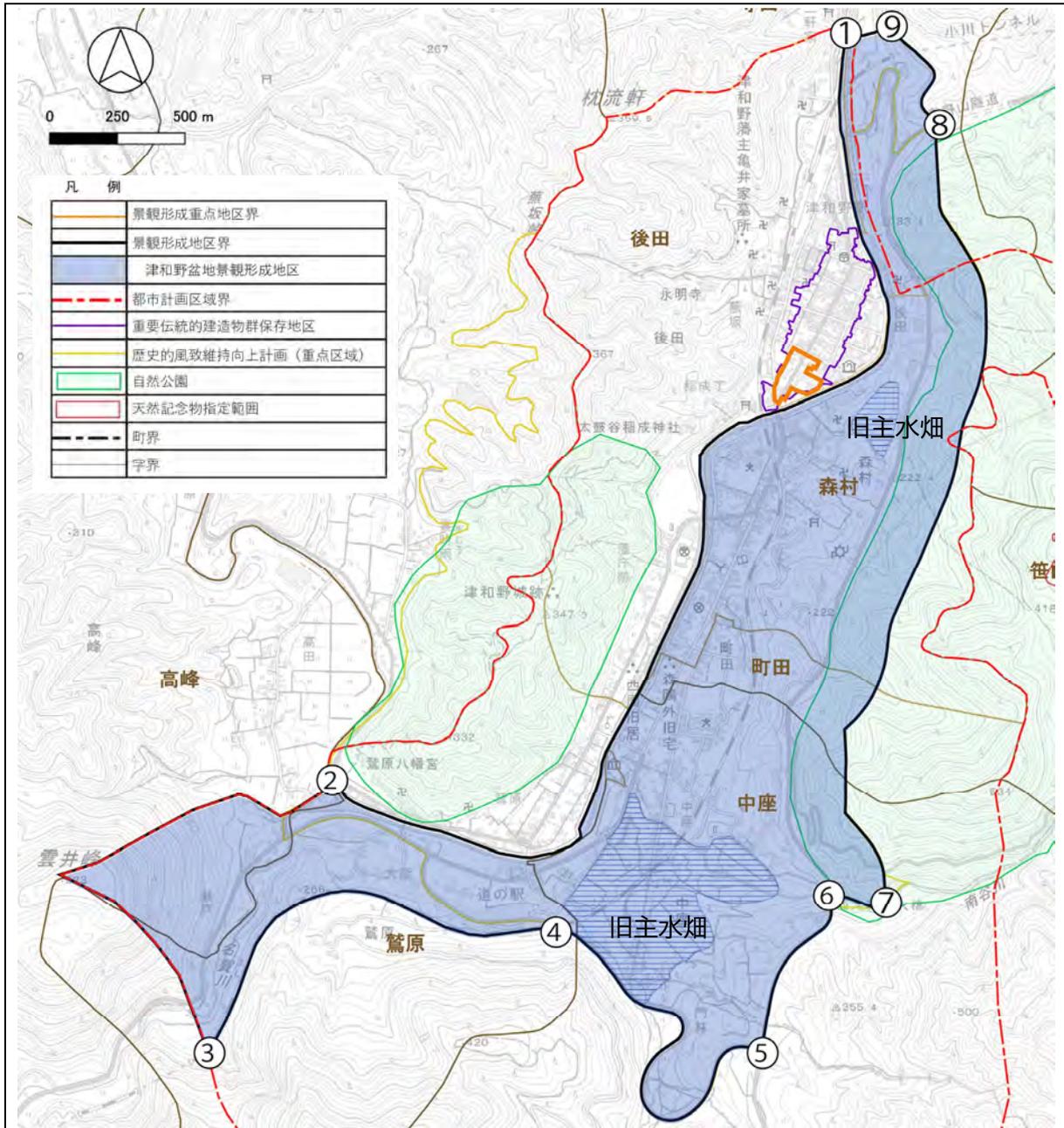
- 津和野城下町の中心を流れる津和野川右岸に広がる市街地と、その背後に連続する、かつて主水畑が広がっていた山麓部を「津和野盆地景観形成地区」として指定します。
- 本地区には、かつて半農の武家町としての雰囲気を残し、殿町・本町地区とともに津和野盆地において石州赤瓦による統一感のある景観を形成している町田・森村地区、ならびに、かつての主水畑の雰囲気を残す中座・門林地区、鷲原地区および高田地区の農耕田園地帯が含まれます。



津和野城跡からの望む森村地区



旧山陰道と旧主水畑



- ① - ② 津和野川左岸 (護岸含まず)
- ② - ③ 都市計画区域
- ③ - ④ JR 山口線 (鉄道敷含む)
- ④ - ⑤ [中座バイパス] 一般県道柿木津和野停車場線 (道路含む)
- ⑤ - ⑥ 国道 9 号 (道路含む)
- ⑥ - ⑦ 南谷川 (河川含む)
- ⑦ - ⑧ 国道 9 号から東側へ 200m のライン
- ⑧ - ⑨ 林道笹山山入線
- ⑨ - ① JR 山口線北側から 100m のライン

(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

津和野盆地景観形成地区は、津和野城下町とその周辺に広がる歴史的景観および農耕景観が一体となって形成されてきた区域です。

町田・森村地区は津和野城下町の一角として発展し、かつては半農の武家町としての性格を有していました。殿町や重伝建景観形成地区とともに、石州赤瓦による統一感のある町並みを形成し、津和野旧市街の重要な一部を担ってきました。往時の武家町の面影を随所に残しながら、時代の変化とともに住宅地と畑地が混在する市街地へと移り変わり、現在では落ち着きのある住宅地と田畑が広がる、のどかで歴史的な雰囲気而今に伝える区域となっています。

一方、中座・大蔭地区は、津和野盆地南部に広がる農耕田園地帯で、かつて「主水畑」と呼ばれた農地が展開していた地域です。江戸時代には城下町を支える食料生産の基盤として発展し、棚田や石積み水路などの農耕景観が形づくられました。また、旧山陰道沿道には酒造や古民家が残されており、往時の町並みや生活文化を今に伝えています。陶ヶ嶽や野坂山など周囲の山並みを背景に、田園と集落が調和する景観は、旧城下町の眺望を彩る象徴的な景観として受け継がれてきました。

近年では、平成13年度に「津和野温泉なごみの里」が開業し、平成30年度には一般県道柿木津和野停車場線（中座工区）が開通するなど、交通基盤や交流拠点としての整備が進められてきました。これにより、本地区は津和野旧城下町地区の南の玄関口としての役割を担う地域となっています。

【景観特性】

1. 津和野川と河岸段丘が形づくる町並みと田園の一体的景観

本地区は、津和野川を中心とした河岸段丘上に市街地が広がり、その背後の山麓部に主水畑や棚田が連続する地形構造を有しています。

住宅地と畑地が隣接・共存し、城下町に由来する歴史的町並みと田園景観が一体となって、津和野盆地ならではの調和のとれた景観を形成しています。

2. 石州赤瓦による景観の統一性

往時の武家町に由来する建築物や住宅には石州赤瓦が広く用いられており、屋根景観に連続性と統一感をもたらし、落ち着きと品格のある町並みを形成しています。

3. 歴史的景観と調和した建築のあり方

建物の形態・意匠・色彩は、歴史的景観との調和が図られており、周囲の町並みや田園、自然環境と一体となった良好な景観を維持しています。

4. 主水畑・棚田に代表される歴史的農耕景観

かつて城下町の生活を支えた主水畑や棚田が広がり、石積み水路や用水網とともに、農耕と暮らしが密接に結びついた景観を現在に伝えています。これらは農村的生活文

化を象徴する貴重な資産です。

5. 旧山陰道沿道に残る歴史的町並み

地区を貫く旧山陰道沿いには、伝統的な酒造や古民家が点在し、往時の商いと暮らしの記憶をとどめる町並みが形成されています。これらは地区の歴史的景観の骨格を成しています。

6. 象徴的な山並みと眺望景観

野坂山、陶ヶ嶽、城山などの象徴的な山並みを背景に、盆地の田園景観と町並みが調和した眺望が広がり、津和野特有の歴史的風致を構成しています。

7. 旧城下町南側の玄関口としての景観的役割

津和野温泉なごみの里や一般県道柿木津和野停車場線の整備により、本地区は旧城下町地区南側の玄関口としての役割を担っています。観光客や住民が最初に接する空間として、地域全体の印象を左右する重要な景観的意義を有しています。

【景観形成上の課題】

1. 津和野川を軸とした景観連続性の分断

市街地や河川沿いで無秩序な建築や土地利用が進むと、津和野川を軸に形成されてきた町並み・田園・山麓景観の連続性が分断されるおそれがあります。

2. 石州赤瓦景観の連続性の喪失

屋根材や色彩が周辺と調和しない建築が立地することで、石州赤瓦による統一感のある景観が損なわれる懸念があります。

3. 津和野川沿いからの象徴的眺望の阻害

河川沿いや段丘縁辺部における建築物・工作物の立地により、野坂山、陶ヶ嶽、城山などへの眺望が遮られるおそれがあります。

4. 主水畑の荒廃

主水畑や棚田では担い手不足や耕作放棄が進み、河岸段丘背後に連続する農耕景観と生活文化の継承が困難になることが懸念されます。

5. 歴史的建造物・町並みの維持管理の困難化

旧山陰道沿道の建物の老朽化が進み、歴史的景観の骨格が失われるおそれがあります。

6. 河川沿い・田園部における新たな景観阻害要因の出現

現代的な建築物や工作物が、河川景観や田園景観と調和しない形で立地することにより、地域固有の景観の一体性が損なわれる懸念があります。

7. 玄関口機能の強化に伴う河川・沿道景観への負荷

南の玄関口としての整備や交通量の増加により、津和野川沿いの景観や落ち着いた町並みに過度な負荷が生じる可能性があります。

【景観形成基本方針】

1. 津和野川と主水畑を核とした田園一体型歴史的景観の継承

津和野川を景観の軸として、河岸段丘上の市街地と背後の主水畑・棚田が一体となった歴史的景観の維持・再生を図ります。

2. 歴史的景観と調和した建築・工作物の誘導

河川沿い、市街地、田園部それぞれの立地特性を踏まえ、屋根形態、素材、色彩等について歴史的景観と調和した建築誘導を行います。

3. 津和野川沿いからの眺望と主水畑・山並み景観の保全

津和野川沿いや段丘上の主要な視点場から、主水畑や象徴的山並みを望む眺望を重要な景観資源として保全します。

4. 歴史的資産の保全と河川空間を活かした活用

旧山陰道沿道の酒蔵等の歴史的建造物を保存・活用するとともに、「津和野百景図」にみられるような歴史・文化を体感できる景観づくりを進めます。

5. 津和野川沿いの遊歩道整備による景観体験の向上

津和野川沿いを、町並み・田園・主水畑・山並みを身近に感じられる景観軸として位置付け、散策や回遊を促す遊歩道の整備を推進します。

これにより、来訪者や住民が津和野らしい風景を体感できる、魅力的な河川景観の形成を図ります。

6. 南の玄関口にふさわしい河川・沿道景観の形成

津和野温泉なごみの里や主要道路周辺では、津和野川や主水畑と調和した景観整備を行い、旧城下町への導入部としての質の高い景観形成を推進します。



国道9号からの田園集落風景



津和野城跡から望む中座・大蔭地区



津和野川と町並み 背後に青野山



津和野大橋南詰



白壁の弥重庄屋屋敷と土蔵屋敷



森村の町並み 野坂山・陶ヶ嶽を望む



石州赤瓦の蓮得寺



津和野川と山並み



旧街道筋



若宮神社



門林の古民家



田園と石州赤瓦の集落

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 地上 15m かつ 4 階建て以下とすること。 ただし、屋根勾配を 3/10～4.5/10 とし、建築物の軒の高さを 15m 以下とした場合に、建物（屋根の頂部）の高さは、18m 以下とする。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いたある色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。(色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用すること。 ただし、周囲の町並みと調和した場合はその限りでない。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1 とするよう努めること。
附属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備（太陽光パネルを除く） ア 主要道路*2から過度に目立たないように努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないように努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去 (1)

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの(支持物を含む) *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの(自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く) *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態、意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。 ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（2）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とするよう努めること。</p> <p>エ 表示総面積 15 m²以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並には設置しないこと。</p> <p>イ 眺望点*²から見えない位置に設置すること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制すること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とすること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止すること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*2から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に配慮するよう努めること。

*1 赤褐色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

*2 「景観ゾーニング・地域資源図」(第2章 18-21P) 参照

6. 山並景観形成地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 津和野盆地周辺の山麓田園景観づくり

- 津和野盆地の東から南にかけて広がる山地を対象とし、城下町を囲み、町並みの背景となる山並を一体的に捉え、「山並景観形成地区」として指定します。
- 東側は、青野山山系の尾根筋を中心とする区域であり、概ね都市計画区域に至る範囲までを対象とします。
- 南側は、野坂山山系に広がる山並を含み、津和野町境及び島根県の県境に至る範囲までを対象とします。



津和野大橋北詰から望む山並み



白壁蔵屋敷と青野山



鷺原地区から望む山並み（南側）



鷺原地区から望む山並み（北側）

(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

津和野盆地は、四方を山地に囲まれた立地条件を生かし、山麓の田園と歴史的な城下町が一体となった景観を育んできました。城下町の町並みの背景には、山並景観形成地区に位置する青野山山系や野坂山系を望むことができ、自然と調和した独自の景観が展開しています。なかでも青野山は、青野山県立自然公園に指定され、さらに令和元年には国の天然記念物及び名勝にも指定されるなど、その価値が広く認められています。

【景観特性】

1. 象徴的山並と城下町の調和

青野山や野坂山などの山並が町並みの背景を成すことで、視覚的な一体感と地域のアイデンティティが形成されています。山地の輪郭が町のスケールと調和し、歴史的景観の価値を高めています。

2. 山麓に広がる田園景観

山裾の水田や畦畔、里地里山的な緑が町と自然をつなぎ、季節感や生物多様性を支えています。これらは景観の基盤であるとともに、地域の生活文化とも深く結びついています。

3. 展望地・主要交通軸からの眺望性

駅・主要道路・展望地などの視点場からの眺めが景観評価の重要な要素であり、観光資源や日常の風景記憶に大きく影響します。視点ごとの借景性が津和野らしさを強調しています。

【景観形成上の課題】

1. 山並の視界阻害

無秩序な建築や高い構造物増加などにより、山並の輪郭や借景としての機能が損なわれるおそれがあります。

2. 歴史的町並みとの調和喪失の危険

新たな建築様式や色彩、屋外広告等が歴史的町並みと山並の調和を損ない、地域固有の風景価値を低下させる可能性があります。

3. 樹木伐採による景観変化

無秩序な伐採や林業活動の影響で、山並の連続性が途切れたり、土砂流出を招くなど景観が大きく変化する可能性があります。適切な森林管理が求められます。

4. 再生可能エネルギー施設の影響

大規模な太陽光発電施設や風力発電施設の立地は、山並の連続性や眺望景観に大きな影響を与える可能性があります。導入に際しては景観への配慮や立地規制が課題です。

5. 歴史的町並みとの調和喪失の危険

新たな建築様式や色彩、屋外広告等が歴史的町並みと山並の調和を損ない、地域固有の風景価値を低下させる可能性があります。

【景観形成基本方針】

1. 象徴的山並の眺望保全

「津和野百景図」に描かれた青野山・城山等の視認性を確保するため、建築高さ制限を行い、借景性を保全します。

2. 眺望軸・展望地の確保と整備

主要交通軸や展望地の視界を定期的に点検・管理します。

3. 森林資源の適切な管理

樹木の過剰伐採を防ぎ、山林の景観的連続性を維持するため、森林管理計画や緑の保全指針を策定します。

4. 再生可能エネルギーと景観の調和

太陽光・風力発電施設の導入にあたっては、立地選定や規模を適切に調整し、景観保全と両立する仕組みを整えます。

5. 歴史的町並みとの調和を図る規制・誘導

建築意匠・色彩・屋外広告・照明などについて歴史的町並みとの調和を誘導します。



県道萩津和野線から望む山並み



高岡通りから望む山並み



町田地区から望む山並み



津和野駅から望む青野山

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 稜線を保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。(色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努める。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態、意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とするよう努めること。</p> <p>エ 表示総面積 20 m²以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並には設置しないこと。</p> <p>イ 眺望点*²から見えない位置に設置すること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制すること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とすること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止すること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

*1 赤褐色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

*2 「景観ゾーニング・地域資源図」(第2章 18-21P) 参照

7. 麓耕景観形成地区

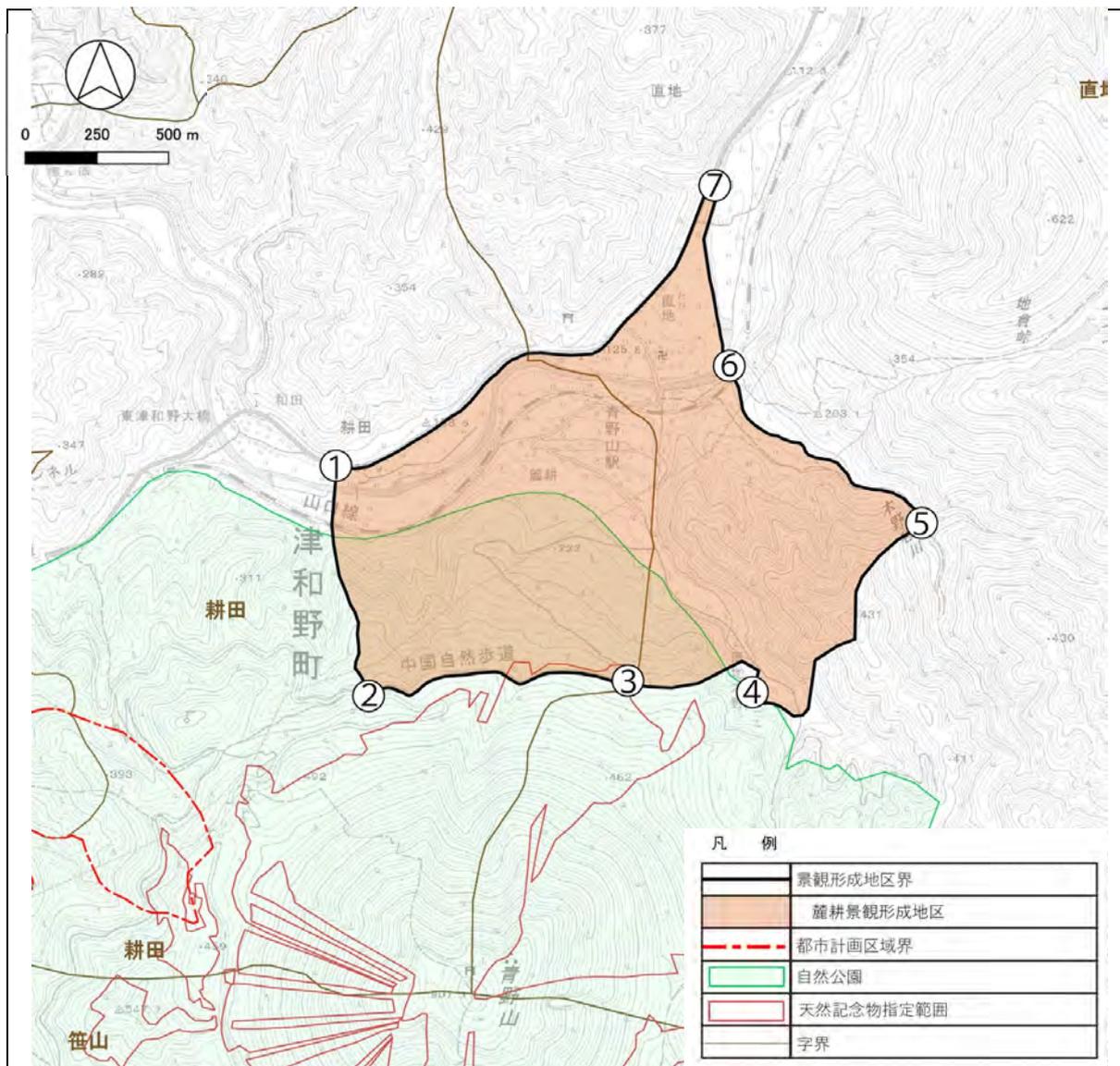
(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 青野山を背景にした田園集落景観づくり

- 青野山北山麓に位置し、津和野川の南側に広がる丘陵地を「麓耕景観形成地区」として指定します。
- 国道9号沿道からの眺望景観を基本とし、旧棚田が段状に展開する丘陵地と青野山の背景が一体となった景観を形成しています。
- 農耕地の歴史的利用形態と自然環境が融合する、津和野らしい風景資源を有する地域を対象としています。



青野山と裾野に広がる石州赤瓦の集落（直地・麓耕地区）



- ① - ② 尾根筋（「林班 19 小班は」と「林班 19 小班ろ」の境界）
- ② - ③ 中国自然歩道
- ③ - ④ 直地木野集落まで（「林班 18 小班い分班 36・40・42・38」の境界
「林班 18 小班い分班 36・40・42・38」は含まず）
- ④ - ⑤ 尾根筋（保安林境界まで。保安林含まず）
- ⑤ - ⑥ 木野谷川（河川含む）
- ⑥ - ⑦ 津和野川左岸（護岸含む）
- ⑦ - ① 国道 9 号（道路含まず）

(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

本地区は、古くから青野山の裾野を利用した農耕地として、棚田や段畑、茶畑などが広がってきました。江戸時代から続く農地利用は地域の生活を支え、独特の段丘地形とともに歴史的景観を形づくりました。近代以降も果樹や農作物の生産が行われ、農村の暮らしと景観が共生する地域として受け継がれています。

【景観特性】

1. 棚田と段々畑の景観

青野山北麓に広がる棚田や段々畑が、農耕の歴史を今に伝える景観資源となっています。

2. 茶畑と農村集落の調和

茶畑や農地と赤瓦の家並みが一体となり、農村的な生活文化を象徴しています。

3. 青野山を背景とした眺望

国道9号から望むと、青野山を背景に段状の丘陵景観が広がり、津和野らしい眺望を形成しています。

4. 自然と農耕文化の融合

山麓の自然と人々の営みが一体となり、持続的に形成されてきた風景資産です。

【景観形成上の課題】

1. 農地の荒廃と担い手不足

棚田や段畑は維持管理に多大な労力を要し、農業人口の減少による耕作放棄が進めば景観の荒廃が懸念されます。

2. 茶畑景観の維持

高齢化や後継者不足により果樹園が放置され、農村景観の一体性が損なわれる恐れがあります。

3. 近代的施設の影響

自然と調和しない建築物や施設が出現することで、青野山を背景とする景観の価値が低下する可能性があります。

4. 眺望景観の阻害

国道9号からの眺望を妨げる工作物や広告物の増加が、地域の印象を損なう懸念があります。

【景観形成基本方針】

1. 農耕景観の保全・再生

棚田や段々畑を維持・再生し、地域農業の振興と連携しながら持続的な景観保全を推進します。

2. 茶畑と集落の一体的整備

茶畑を含む農地と赤瓦の家並みの調和を重視し、農村らしい風景を次世代に継承します。

3. 青野山を核とした眺望景観の継承

国道9号沿道からの視点に配慮し、青野山を背景とした象徴的景観を守ります。

4. 建築物・施設の調和

建築物や工作物の形態・意匠・色彩・高さは周囲の農村景観に調和させ、地域固有の風致を維持します。



石州赤瓦集落（直地地区）を望む



麓耕地区と青野山



麓耕地区の町並み



茶畑と青野山

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 青野山の象徴的景観を確保・保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。(色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないように努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないように努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態、意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点* ² から望見されない位置に設置するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（2）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	<p>ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。</p>
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とするよう努めること。</p> <p>エ 表示総面積 20 m²以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*2から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*2から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*2から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

*1 赤褐色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

8. 日原景観形成地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 天領の歴史と水辺が息づく景観づくり

- 高津川と津和野川の合流部に位置する日原地区は、両河川の流れがつくる広がりのある水辺景観と、石州赤瓦による統一感のある町並み景観が調和する区域であり、「日原景観形成地区」として指定します。
- 当地区は、江戸時代には「幕府直轄領（天領）」として栄え、商業や生活の拠点として町の中心機能が集積してきた地域です。現在も、当時から続く町割りや伝統的建築様式が多く残り、歴史的風情を感じさせる町並みを形成しています。
- また、当地区は吉賀川（高津川）および津和野川の自然と町並みが融合した広がりのある景観を有し、河川景観軸の合流点であるとともに、国道9号および国道187号が交わる交通結節点としても位置づけられます。これらの自然・歴史・交通が交錯する特性を活かし、水辺空間と町並みが一体となった景観形成を図ることが求められます。



高津川から望む日原市街地の町並み



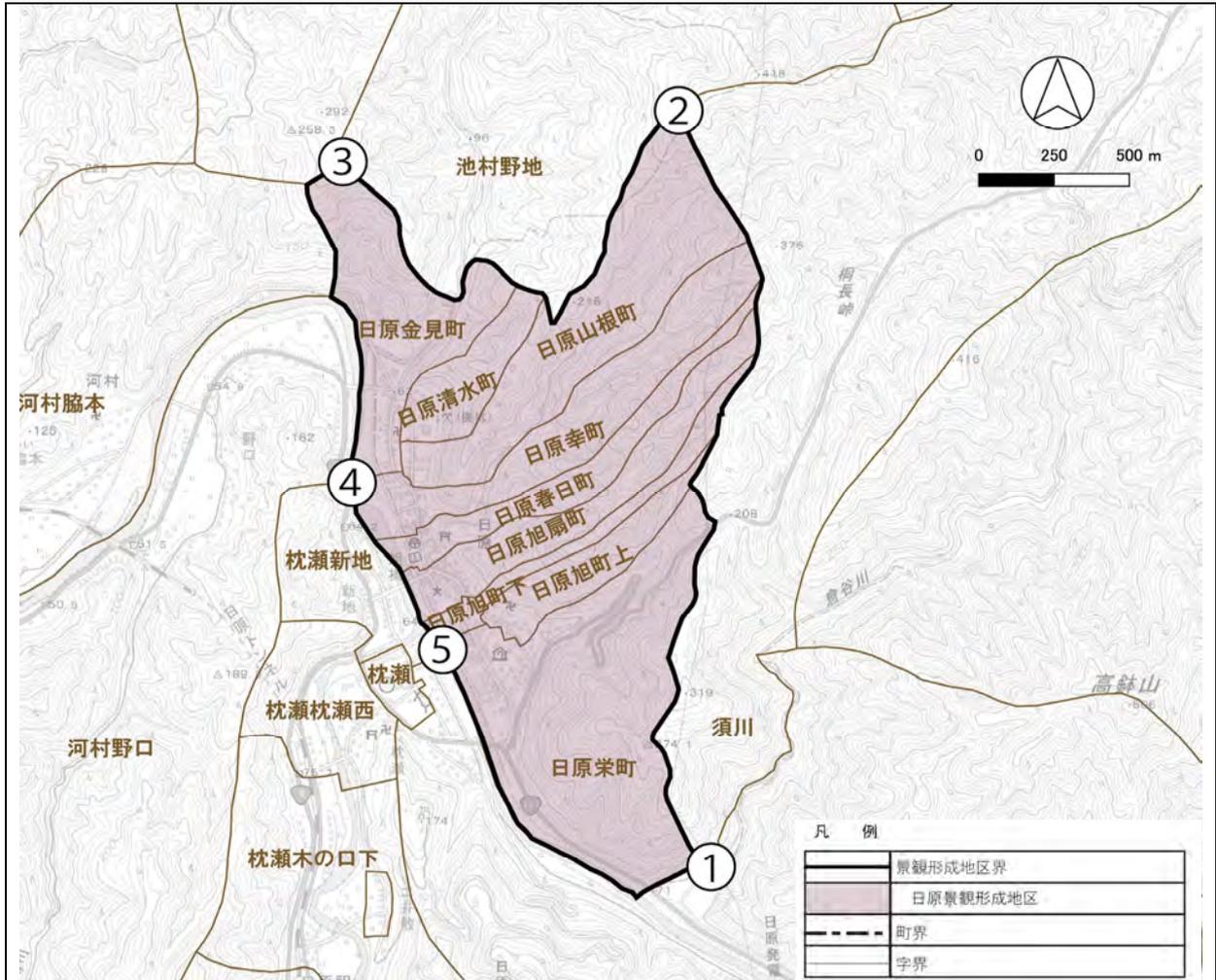
日原地区の町並み



吉賀川と津和野川の合流部 日原市街地の町並み



日原市街地の賑わい創出拠点



- ① - ② 須川の字界
- ② - ③ 池村野地の字界
- ③ - ④ 日原金見町の字界
- ④ - ⑤ 枕瀬新地の字界
- ⑤ - ① 日原栄町の字界

(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

日原地区は、江戸時代に銅山の採掘によって天領として繁栄し、また、古くから交通と交流の要衝としても栄えてきました。町の中心機能が集積し、商業や生活の拠点として発展してきた地域です。河川合流部の自然環境と調和し、赤瓦の屋根が連なる景観が一体感を生み出しています。これらの景観は、津和野の近代以降の発展を象徴するものとして、今も大切に継承されています。

【景観特性】

1. 河川合流部の広がり

高津川と津和野川の合流がもたらす開放的な地形が特徴で、水辺と町並みが調和した景観を形成しています。

2. 赤瓦の町並みの継承

石州赤瓦の屋根が連続し、歴史と温かみを感じさせる町並みを維持しています。

3. 歴史的な町の中心性

江戸期の銅採掘によって栄え、商業や行政機能が集まる津和野北東部の中核的な地域として発展してきました。

4. 象徴的な景観構成

川の流れと赤瓦屋根が織りなす風景が、津和野の近代発展を象徴する景観となっています。

【景観形成上の課題】

1. 赤瓦景観の維持

建て替えや改修時に赤瓦の使用が減少する傾向があり、町並みの統一感が損なわれるおそれがあります。

2. 水辺景観と治水の両立

合流部特有の洪水対策工事と景観保全の調和を図ることが求められています。

3. 観光動線の整備

観光客が訪れやすく、かつ住民の生活と調和する空間づくりを進めることが課題です。

【景観形成基本方針】

1. 赤瓦町並みの継承と修景支援

石州赤瓦の意匠を活かした修景を推進し、建物の高さ・色彩・素材を統一的に誘導していきます。

2. 水辺と町並みの一体的保全

治水施設や護岸整備にも景観的配慮を行い、自然と調和した空間を維持します。

3. 歴史資源の活用による景観形成

旧街道や歴史的建物を活かし、歩いて楽しめる魅力的な景観軸を形成します。

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げるものがないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 河川の周辺景観に調和する形態意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いたある色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。 (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 一体的な町並み景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするように努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態、意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） *電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とするよう努めること。</p> <p>エ 表示総面積 20 m²以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*²から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めることまた、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

*1 赤褐色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

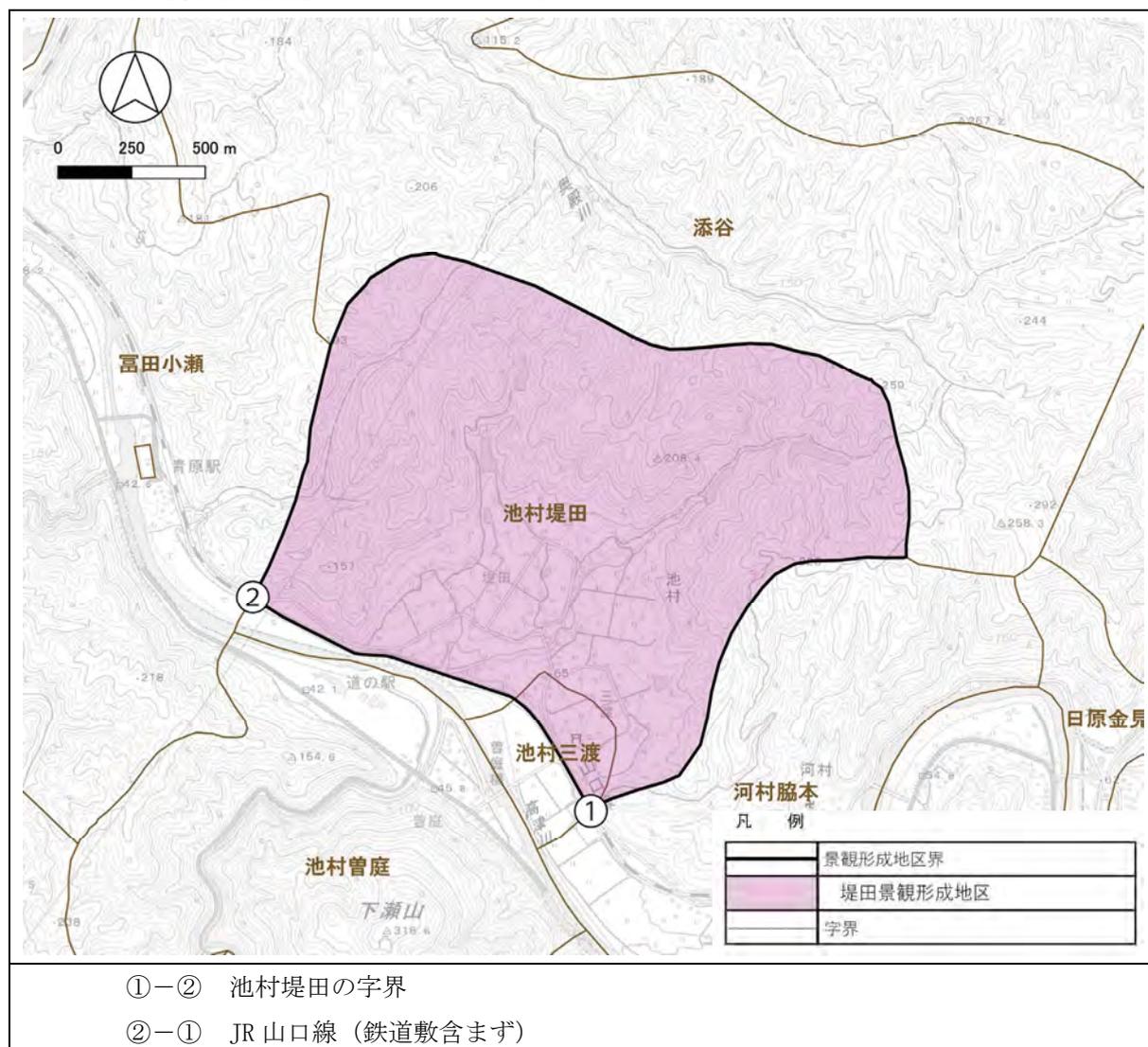
*2 「景観ゾーニング・地域資源図」(第2章 18-21P) 参照

9. 堤田景観形成地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 里山に囲まれた田園の集落景観づくり

- 高津川北岸の河成段丘上に位置する丘陵地の農村区域であり、周囲を山林に囲まれ、区域全体を見通すことができる範囲を「堤田景観形成地区」として指定します。
- 本地区は、下瀬山を象徴的景観要素として、高津川をはさんで北部に広がる丘陵地農村区域です。大元神社跡に残る大クスノキや、下瀬山城の鬼門にあたる北東部に位置する三渡八幡宮など、多様な地域資源を象徴とし、石州赤瓦による統一感のある民家集落景観が広がっています。



(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

堤田地区は古くから高津川段丘上の農地として利用され、農村集落と田園景観を育んできました。石州赤瓦の家並みは今も良好に残され、神社や自然の象徴と一体となって地域の独自性を示しています。

【景観特性】

1. 丘陵農村の田園景観

段丘上に広がる田園が、集落とともにまとまりのある農村景観を形づくっています。

2. 石州赤瓦の家並み

赤瓦の連続する屋根は、地域の風土を象徴し、統一感をもたらしています。

3. 象徴的景観資源

大クスノキや三渡八幡宮、下瀬山などが地区の象徴となり、歴史と信仰を今に伝えていきます。

4. 里山との一体感

背後の照葉樹林に囲まれた景観は、農村と自然が調和する里山の風情を示しています。

【景観形成上の課題】

1. 農村景観の維持管理

担い手不足により農地の荒廃や耕作放棄が進み、田園景観が失われる懸念があります。

2. 社寺資産の老朽化

大クスノキや三渡八幡宮など歴史的資源の老朽化が進み、保全体制の整備が課題です。

3. 現代的施設の影響

農村景観と調和しない建物や施設が出現することで、景観の一体性が損なわれる恐れがあります。

4. 集落の人口減少

高齢化と人口減少により、伝統的な景観の維持・管理が困難となりつつあります。

【景観形成基本方針】

1. 農村田園景観の保全

段丘上の田園景観を維持し、農地利用を促進することで景観の持続を図ります。

2. 赤瓦町並みの継承

石州赤瓦を地域景観の基調とし、改修や新築にも積極的に取り入れます。

3. 象徴資源の保護

大クスノキや三渡八幡宮など象徴的景観資源を保存し、地域の精神的支柱として活かします。

4. 里山景観との調和

建築物や施設整備は照葉樹林の里山景観と調和するよう形態・意匠・色彩を整えます。



下瀬山



旧大元神社のクスノキ



三渡八幡宮の社叢林



三渡八幡宮本殿



照葉樹の里山と集落の田園景觀



石州赤瓦の集落

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 稜線を保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠への配慮とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いたある色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。 (色彩基準シート2)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態、意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。 ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は避けるよう努めること。 イ 設置する場合は、眺望点*2から望見されない位置に設置するよう努めること。 ウ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） * 電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	<p>ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。</p>
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とするよう努めること。</p> <p>エ 表示総面積 20 m²以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*²から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

*1 赤褐色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等

*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

10. 青野山眺望景観形成地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 国道9号沿いの、青野山を象徴としたまとまりのある眺望景観づくり

- 国道9号およびJR山口線沿線において、青野山を象徴的に眺望できる区域を「青野山眺望景観形成地区」として指定します。直地や滝元の集落を含み、田園と一体的な景観を構成します。
- 青野山の端正な山容は、津和野町を代表する象徴的風景であり、その眺望を補完する田園・集落とあわせて一体感のある景観の広がりを含む範囲とします。

日原地区



津和野地区



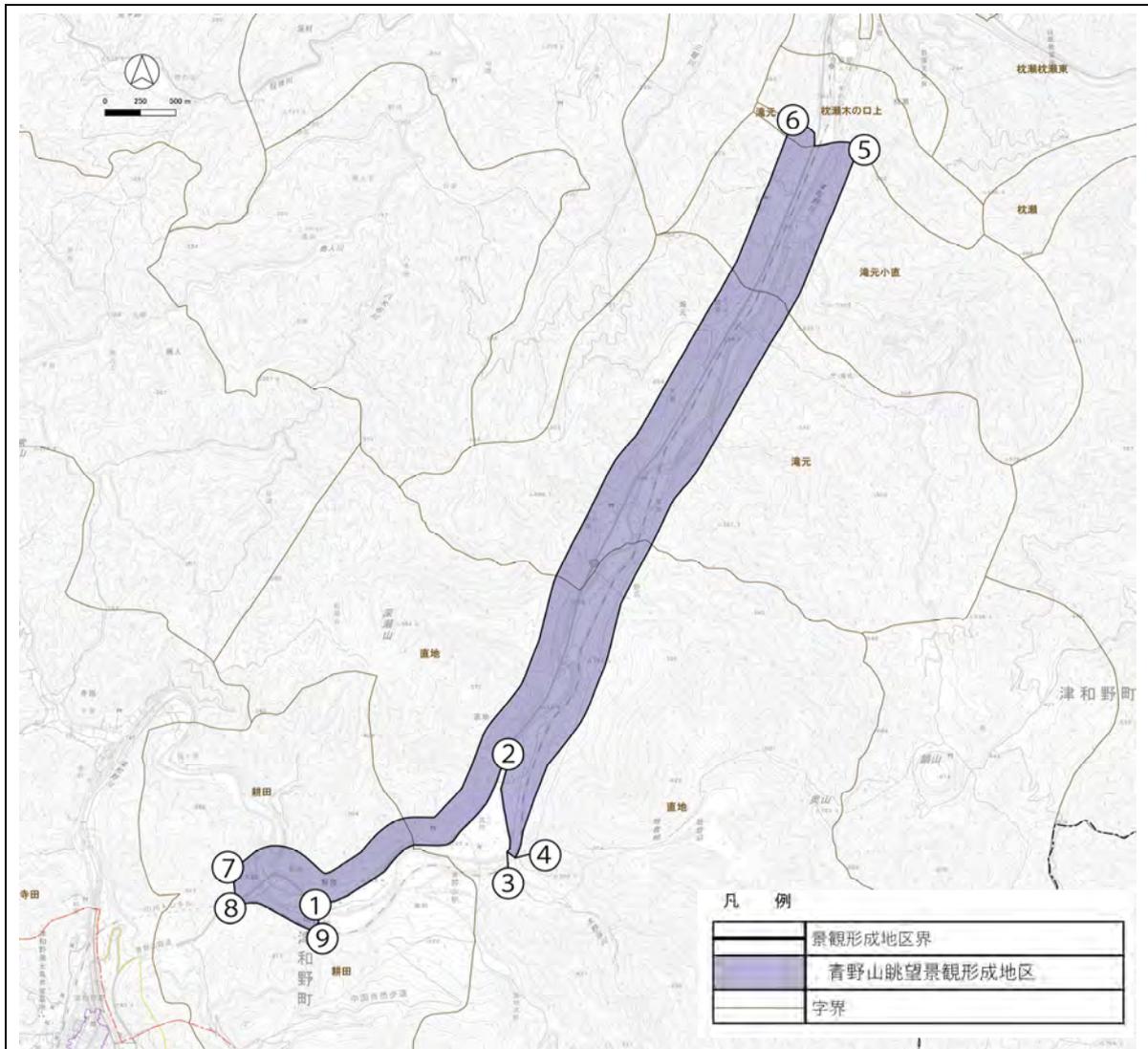
【滝元地区】



【野広第一大橋】



【直地地区】



- ① - ② 国道9号 (道路含む)
- ② - ③ 津和野川左岸 (護岸含まず)
- ③ - ④ 木野谷川 (河川含まず)
- ④ - ⑤ 国道9号から東側へ300mのライン
- ⑤ - ⑥ 枕瀬木の口上の字界
- ⑥ - ⑦ 国道9号から西側へ200mのライン
- ⑦ - ⑧ JR山口線小川トンネル坑口のライン
- ⑧ - ⑨ JR山口線 (鉄道含む)
- ⑨ - ① 麓耕景観形成地区との境界
(尾根筋「林班19小班は」と「林班19小班ろ」の境界)

(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

古来より国道9号沿線は津和野町の交通の要衝として発展し、沿道に点在する集落と田園が青野山を背景に景観を形づくってきました。移動の中で常に視野に入る青野山の姿は、城下町の風致とともに町のアイデンティティを形成してきました。

【景観特性】

1. 象徴的眺望の確保

青野山の秀麗な山容は町の象徴であり、国道やJRから連続的に眺められる点に価値があります。

2. 移動景観の連続性

沿線の集落や田園は、移動に伴い変化する眺めを豊かにし、青野山を際立たせています。

3. 田園と集落の調和

農村的な景観が山の眺望を引き立て、地域特有の風情を演出しています。

4. 玄関口としての性格

町を訪れる人が最初に目にする風景であり、津和野の印象を決定づける役割を担っています。

【景観形成上の課題】

1. 眺望障害の懸念

沿道に無秩序に建てられる建築物や広告物が青野山への視界を妨げ、眺望の質を低下させる恐れがあります。

2. 集落の老朽化と空洞化

沿線集落の建物は老朽化が進んでおり、空き家の増加とともに景観の連続性が失われる懸念があります。

3. 交通環境による影響

国道の交通量増大や道路拡幅に伴う環境変化が、沿道の景観に圧迫感や不調和をもたらす可能性があります。

4. 観光と生活の調整

青野山を目的とした観光客の増加により、沿線住民の生活環境と景観保全の調和が求められます。

【景観形成基本方針】

1. 眺望景観の保全

青野山を望む視点場を明確にし、建築物や工作物の高さ・配置・色彩を規制・誘導することで、眺望景観の質を維持します。

2. 集落景観の維持と再生

沿線集落の伝統的な景観要素を保存しつつ、空き家や老朽化建物を地域資源として活用できる仕組みを整えます。

3. 交通景観の整備

道路沿いの電柱や標識、看板などを整理し、移動の中で美しい青野山の姿を一貫して楽しめる環境を整備します。

4. 玄関口景観の演出

国道や JR から最初に目にする景観を町の顔として位置付け、観光と生活の両面から調和のとれた景観整備を進めます。



国道9号（滝元地区）から青野山を望む



滝元地区の石州赤瓦の集落



国道9号（直地地区）から青野山を望む



国道9号（野広第一大橋）から青野山を望む

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 青野山の象徴的景観を確保・保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることをしないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 (色彩基準シート3)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態、意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は控えるよう努めること。 イ 設置する場合、すっきりとした形態、意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	ウ 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） * 電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	<p>ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。</p>
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とするよう努めること。</p> <p>エ 表示総面積20㎡以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*²から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

*1 赤褐色またはグレー、青、緑系、それに近似する色味を有する瓦屋根等

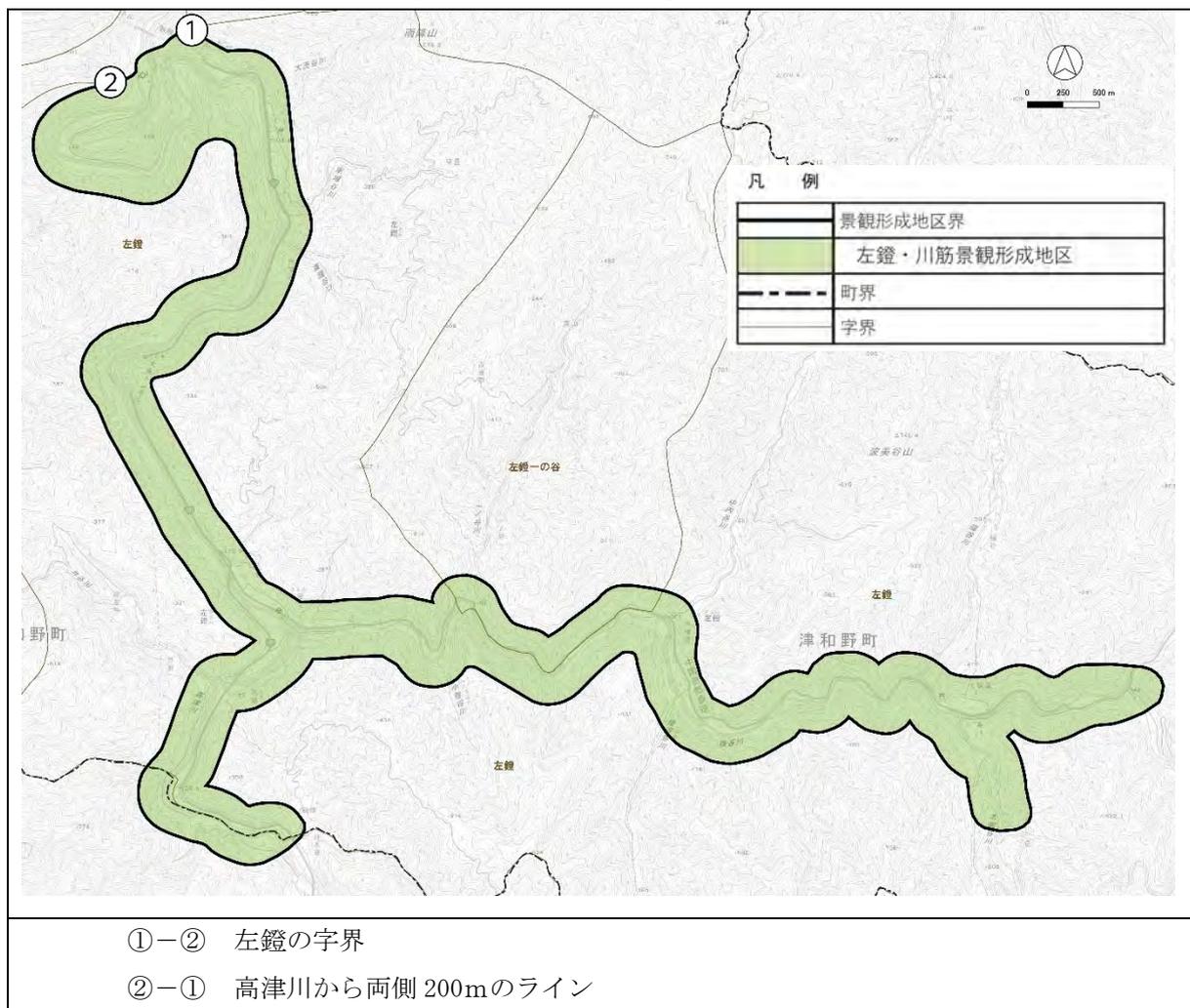
*2 「景観ゾーニング・地域資源図」(第2章 18-21P) 参照

11. 左鐙・川筋景観形成地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 高津川本支流の、自然と一体的な川筋集落景観づくり

- 吉賀川（高津川）およびその支流である横道川は、津和野町を象徴する河川景観軸であり、水景の要として町の風景を形づくっています。吉賀川に沿って走る国道187号は、これらの川とともに道路景観軸を形成しており、美しい渓谷や集落、棚田などが点在することから、この一帯を「左鐙・川筋景観形成地区」として指定します。
- また、吉賀川（高津川）および横道川流域には、溪流景観と安蔵寺山山塊をはじめとする緑深い山林、さらに谷あい広がる主水畑やワサビ田などの集落景観が連なり、津和野町の典型的な景観を形成しています。



(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

この地域は、古くから清流に支えられた農業と生活文化が根付いており、石積み棚田や段畑は先人の営みの記録として現在も残っています。川沿いの集落は、豊かな自然と共生しながら形成され、津和野を代表する農村的風景のひとつを形づくってきました。

【景観特性】

1. 渓谷と川筋の景観

清流と渓谷が織りなす景観は、四季ごとに異なる美しさを見せ、地域を象徴する自然資源となっています。

2. 農耕景観の象徴性

石積み棚田や段畑は、地域の暮らしを反映し、農耕文化の象徴として高い景観的価値を有します。

3. 山林と集落の一体感

背後の安蔵寺山山塊の深い緑が、川筋の集落景観に奥行きを与えています。

4. 生活文化の継承

川沿いに展開する小規模集落は、伝統的な建築や生活様式を色濃く残しています。

【景観形成上の課題】

1. 農耕景観の衰退

棚田や段畑の耕作放棄が進み、石積みの崩壊や農地の荒廃による景観の喪失が懸念されます。

2. 水辺環境の変化

洪水対策や護岸工事によって、川本来の自然景観が損なわれる可能性があります。

3. 生活インフラと景観の調和

道路や橋梁、電力施設の更新が、自然景観と調和しない形で行われる恐れがあります。

4. 人口減少による景観維持の困難

若い担い手の減少により、農地や集落景観の維持管理が難しくなりつつあります。

【景観形成基本方針】

1. 清流と渓谷の保全

川筋の自然景観を守るとともに、洪水対策や護岸工事は景観に配慮した方法で実施します。

2. 農耕景観の保存と活用

棚田や段畑を文化的景観として保存し、観光や教育資源として活用することで維持につなげます。

3. 集落景観の調和

新築や改修は自然環境や伝統的景観と調和する意匠・色彩を採用し、地域の統一感を

守ります。

4. 地域文化の継承支援

水利用や農作業など地域に根差した生活文化を継承する取り組みを支援し、景観の持続的保全につなげます。



高津川の溪流



高津川の溪流



高津川での釣り



高津川で遊ぶ人々



左鏡集落



谷あいの棚田



横道川沿川の集落



横道川沿川の下森酒造

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 河川眺望景観を確保・保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 (色彩基準シート3)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） * 垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） * 照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態、意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの * 独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は控えるよう努めること。 イ 設置する場合、すっきりとした形態、意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮するよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	ウ 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） * 電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	<p>ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。</p>
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とするよう努めること。</p> <p>エ 表示総面積20㎡以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*²から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように配慮すること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

*1 赤褐色またはグレー、青、緑系、それに近似する色味を有する瓦屋根等

*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

12. 枕瀬景観形成地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 川とまちが共生し、賑わいが広がる景観づくり

- 高津川と津和野川の合流部に位置する枕瀬地区は、両河川の流れが生み出す広がりのある水辺景観と、石州赤瓦による統一感のある町並み景観が調和する区域であり、「枕瀬景観形成地区」として指定します。
- 当地区は、JR 線および国道9号が通過する交通の結節点として発展してきた地域であり、古くから人と物の交流の場として機能してきました。
- また、吉賀川（高津川）および津和野川の自然と町並みが融合した広がりのある景観を有し、河川景観軸の合流点であるとともに、国道9号および国道187号の道路景観軸が交わる地点にも位置しています。津和野町の北東部における拠点景観として、今後の景観形成が特に期待される地区です。



日原駅



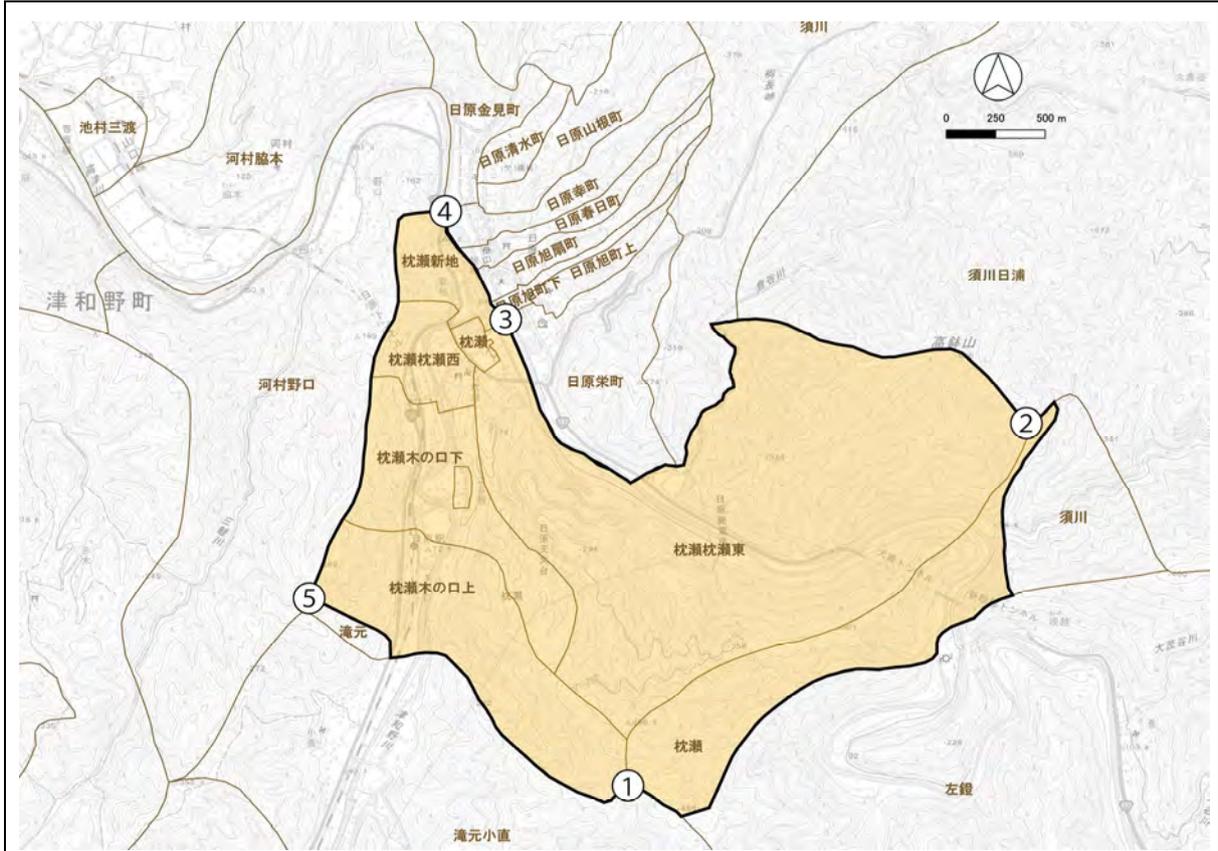
日原天文台



吉賀川と津和野川の合流部 背後に枕瀬山を望む



日原駅前 枕瀬地区の町並み



- ① - ② 枕瀬の字界
- ② - ③ 枕瀬東の字界
- ③ - ④ 枕瀬新地の字界
- ④ - ⑤ 河村野口の字界
- ⑤ - ① 枕瀬木の口上の字界

(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

枕瀬地区は JR 線や国道 9 号が通過する交通の結節点として位置づけられ、現代においても地域の交通・物流の中心的役割を担っています。広がる町並みは、河川合流部の自然環境と調和し、赤瓦の屋根が連なる景観が一体感を生み出しています。

【景観特性】

1. 交通の結節点

JR 日原駅や国道 9 号・187 号が交差する交通拠点であり、地域の玄関口としての性格を持っています。

2. 河川と道路の交差による開放的景観

高津川沿いに広がる地形と道路軸が重なり、広がりのある開放的な景観を形成しています。

3. 近代以降の発展の象徴

鉄道・道路交通により発展した近代的町並みが残っています。

【景観形成上の課題】

1. 日原地区との調和

隣接する日原地区との景観的つながりを意識しつつ、それぞれの地域特性を活かした調和の取れた景観形成が求められています。

2. 看板・建築デザインの乱立防止

道路沿いにおける無秩序な広告物や建物形態が景観を損なう懸念があり、適切なデザイン誘導が必要です。

【景観形成基本方針】

1. 交通景観の調和的整備

国道沿道における建築物や看板、色彩のデザインを誘導し、統一感のある調和的な景観を形成します。

2. 開放的で清潔感ある町並みの演出

過度な規制を避けながら、交通や商業活動と調和する明快で心地よい景観づくりを推進します。

3. 日原地区との一体的景観形成

石州赤瓦など地域的な要素を部分的に継承しつつ、近代的な町並みとのバランスを図り、一体的な景観形成を目指します。

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 河川眺望景観を確保・保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 河川の周辺景観に調和する形態意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いたある色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いたある色調とするよう努めること。 (色彩基準シート3)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	□ 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 □ 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
交通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態、意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。 ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は控えるよう努めること。 イ 設置する場合、すっきりとした形態、意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮するよう努めること。 ウ 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） * 電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とするよう努めること。</p> <p>エ 表示総面積20㎡以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*²から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように配慮すること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

*1 赤褐色またはグレー、青、緑系、それに近似する色味を有する瓦屋根等

*2 「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

13. 高津川筋景観形成地区

(1) 区域 (法第8条第2項第1号関係)

■ 高津川流域の、まとまりのある田園集落景観づくり

- 津和野町の中でも数少ない、小規模な平野地が河川流域に広がる地区であり、国道9号およびJR山口線が通過することから、益田方面からの玄関口としての景観を形成しています。この区域を「高津川筋景観形成地区」として指定します。
- 本地区は、高津川の河川景観軸と、国道9号・JR山口線の移動景観軸が交わる地点に位置し、蛇行する高津川と、焦点景として位置づけられる下瀬山(城址)が織りなす景観が、津和野町を代表する典型的な景観を形成しています。



シルクウェイ日原裏の高津川



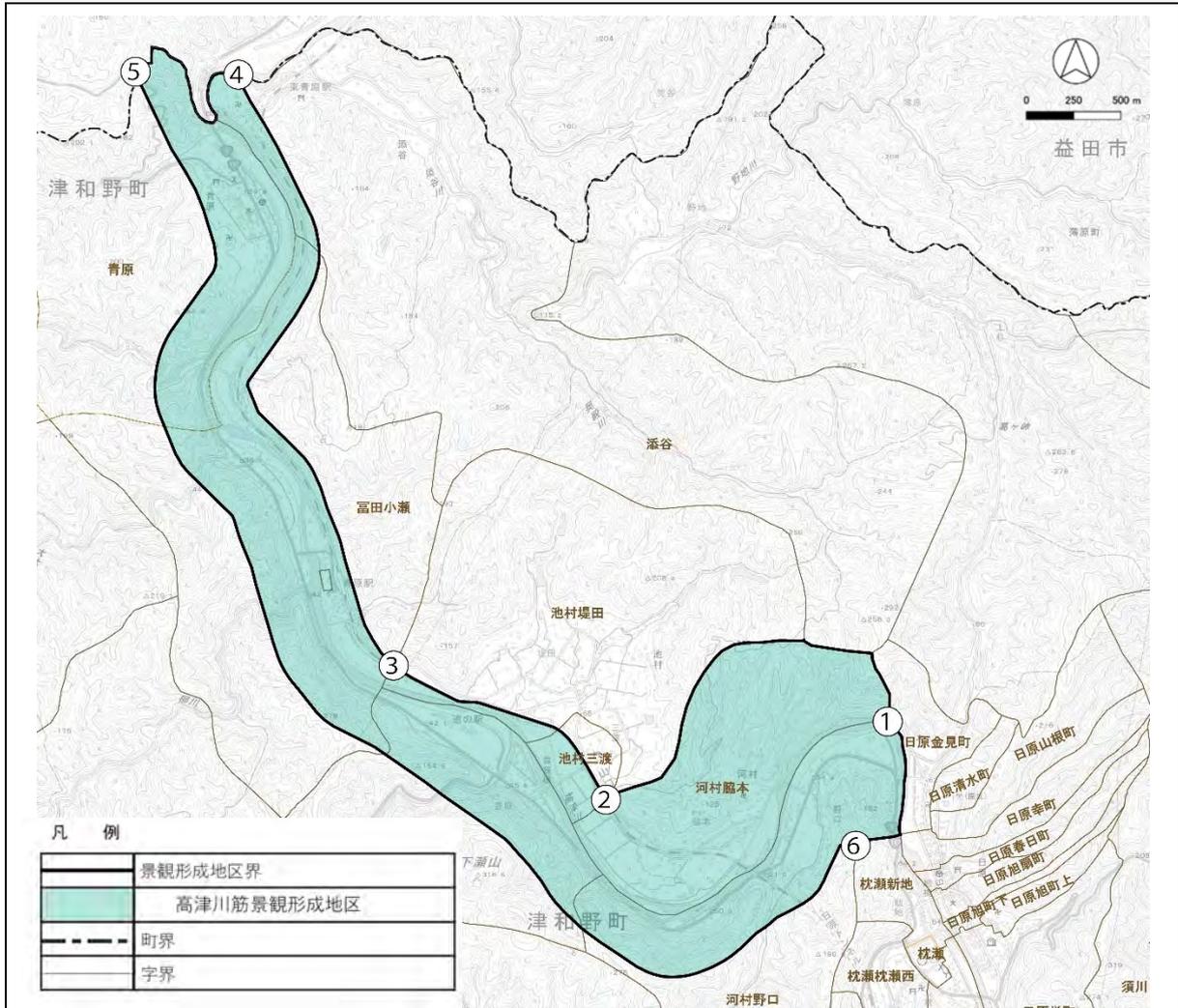
高津川と青原地区を望む



青原八幡宮



河村地区付近の高津川



- ① - ② 河村協本の字界
- ② - ③ JR 山口線（鉄道敷含む）
- ③ - ④ 国道 9 号から 250m のライン
- ④ - ⑤ 町境
- ⑤ - ⑥ 国道 9 号から 250m のライン
- ⑥ - ① 河村野口の字界

(2) 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

【町並み形成の沿革】

古くから高津川の流域は交通と農業の拠点として発展し、蛇行する川と下瀬山を背景に田園や集落が広がってきました。河川と集落が共生する景観は津和野を代表する典型的な風景のひとつです。

【景観特性】

1. 蛇行する高津川の景観

川の自然な蛇行がゆったりとした風景を生み出し、地域の特徴を際立たせています。

2. 下瀬山を焦点とした景観

下瀬山城址を中心とする山並みが、河川景観に奥行きと象徴性を与えています。

3. 移動景観の展開

国道9号やJR山口線からの視点により、川と集落、山並みが連続的に楽しめます。

4. 田園と集落の調和

川辺に広がる田園と伝統的な集落が調和し、地域らしい景観を形成しています。

【景観形成上の課題】

1. 河川管理と景観の両立

護岸工事や河川改修により、自然な蛇行や水辺景観が失われる懸念があります。

2. 集落景観の近代化

建物の建て替えや近代的施設の増加により、景観の一体性が崩れる可能性があります。

3. 玄関口としての調整

益田方面から訪れる人々に印象を与える地区として、観光と生活の調和が求められます。

【景観形成基本方針】

1. 河川景観の保全

高津川の自然な蛇行や水辺の広がりを守り、護岸整備は景観に配慮して行います。

2. 下瀬山を核とした景観継承

下瀬山を象徴的景観として位置付け、周辺の建築物は高さや色彩に配慮します。

3. 移動景観の演出

国道9号やJR山口線からの視点を重視し、沿道・沿線景観を整理・美化します。

4. 集落景観との調和

田園と集落が調和する伝統的景観を維持し、新しい建築も地域性に即した意匠を採用します。

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

【行為】建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去

事 項	景観形成基準
位置	ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること。 イ 眺望を保全すること。 ウ 河川眺望景観を確保・保全するよう努めること。
高さ	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることはないよう高さに配慮するよう努めること。
形態・意匠	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。 イ 生活文化景観の形成に努めること。 ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。
色彩・素材 (屋根を除く)	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。 ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 (色彩基準シート3)
敷地内の緑化	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。
屋根	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。
附属建築物及び施設	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮工夫すること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とすること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。
照明	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突・太陽光パネル等)	<input type="checkbox"/> 建築設備 (太陽光パネルを除く) ア 主要道路*2から過度に目立たないよう努めること。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル ア 眺望点*2からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。
施設や土地の利用	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（１）

事 項	景観形成基準
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。
門、垣、その他これらに類するもの（支持物を含む） *垣の種類：板塀、ブロック塀、金網フェンス、石垣	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。 イ 田園と一体の景観の形成に努めること。
擁壁その他これらに類するもの	ア 擁壁を設ける場合には、外観の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
煙突、排気塔その他これらに類するもの	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 イ 特に突出したものは設置しないように努めること。
鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの（自立型の支柱状工作物全般、ただし電気・通信インフラを除く） *照明柱、標識柱、信号柱、カメラ・センサー柱、案内板・サイン柱、門柱・ゲート構造、旗ざお・ポール類など	ア 特に突出したものは設置しないように努めること。 イ 道路を跨ぐ門柱・ゲート構造の工作物の設置は避け、できる限りすっきりした形態、意匠とするよう努めること。 ただし、道路を跨ぐ構造の鳥居は、地域の歴史的風致を象徴するものとして設置を許容する。
電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、その他これらに類するもの *独立した建造物	ウ 周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。 朱色の使用は日本古来の伝統的な色彩として認めるが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意すること。
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、塔、門、鳥居、モニュメントその他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	ア この地区への設置は控えるよう努めること。 イ 設置する場合、すっきりとした形態、意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮するよう努めること。 ウ 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの	

【行為】工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去（２）

事 項	景観形成基準
自動車車庫の用に供する立体的施設	<p>ア この地区への設置は避けるよう努めること。</p> <p>イ 設置する場合は、すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和する落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>ウ 敷地外周部には、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うよう努めること。</p>
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線（アンテナ）その他これらに類するもの（これらの支持物を含む） * 電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔（それを支えるもの）	<p>ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。</p> <p>イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。</p>
自動販売機	ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。
物干し場	—
屋外広告物	<p>ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p> <p>ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模に配慮するよう努めること。</p> <p>エ 表示総面積20㎡以内とすること。</p>
再生可能エネルギー施設 （自立式の太陽光発電施設等）	<p>ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。</p> <p>イ 眺望点*²から見えない位置に設置するよう努めること。</p> <p>ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。</p> <p>エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。</p> <p>オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。</p> <p>カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。</p>

【行為】屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

事 項	景観形成基準
遮へい	<p>ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>
堆積の方法	<p>ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。</p> <p>イ 眺望点*²から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。</p> <p>ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。</p>

【行為】土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

事 項	景観形成基準
遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 イ 眺望点*2 から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法によつて努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。 また、自然環境の復元に努めること。

【行為】都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】木竹の伐採

事 項	景観形成基準
伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。

【行為】水面の埋立

事 項	景観形成基準
変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に努めること。

*1 赤褐色またはグレー、青、緑系、それに近似する色味を有する瓦屋根等

*2 「景観ゾーニング・地域資源図」(第2章 18-21P) 参照

14. 景観形成基準一覧表

区分	景観づくりのテーマ	主要な景観づくりの取り組み
共通事項		「津和野百景図」に描かれた景観を保全する
保全ゾーン	殿町 景観形成 重点地区	城下町の歴史景観づくり（歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承） ●伝統的な町並みと調和した形態意匠・色彩とする ●堀割と白壁等の殿町界隈の町並み景観を保全する ●青野山、野坂山・陶ヶ嶽、津和野川の眺望景観を保全する
	重伝建 景観形成地区	本町通りを中心とした歴史的町並みの景観づくり ●伝統的建造物群を核とした、江戸から昭和に至る町並み景観を一体的に継承する ●町並みと調和した建築形態・意匠・色彩とする ●青野山・城山等の眺望景観を保全する
調和ゾーン	重伝建周辺 景観形成地区	重伝建地区と調和し、歴史を伝え訪れる人を迎える景観づくり ●津和野駅周辺を玄関口として、景観整備する ●町並みと調和した建築形態・意匠・色彩とする ●青野山・城山等の眺望景観を保全する ●観光と生活の両立を図り、持続可能な景観の形成
	城山 景観形成地区	自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり ●藩政時代の歴史的景観を保全する ●鷲原八幡宮・永明寺等の歴史的資源の保全と、自然や町並み景観とが調和した形態意匠・色彩とする
	津和野盆地 景観形成地区	歴史的景観と調和する、津和野盆地の田園景観づくり ●歴史的、田園集落景観に調和した形態意匠・色彩とする ●旧主水畑の生活文化景観や青野山・野坂山・陶ヶ嶽、城山等の象徴的景観の見通しを保全する ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する
共生ゾーン	山並 景観形成地区	津和野盆地周辺の山麓田園景観づくり ●津和野盆地周辺の借景的景観の保全を図る ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する ●青野山・城山等の象徴的景観の見通しを保全する
	麓耕 景観形成地区	青野山を背景にした田園集落景観づくり ●青野山を背景に、山麓に広がる段々畑と果樹園、集落によるまとまりのある景観を保全し、これに調和した建造物の形態意匠・色彩・高さとする
	日原 景観形成地区	天領の歴史と水辺が息づく景観づくり ●赤瓦の町並みの継承を図る ●水辺空間と町並みが調和した景観を一体的に保全する ●旧街道や歴史的建物を活かした景観軸を形成する
	堤田 景観形成地区	里山に囲まれた田園の集落景観づくり ●照葉樹林の里山に囲まれたまとまりのある農村田園景観と調和する形態意匠・色彩、高さとする ●下瀬山や大クスノキ等の象徴的景観を保全する
	青野山眺望 景観形成地区	国道9号沿いの、青野山を象徴としたまとまりのある眺望景観づくり ●国道9号やJR山口線からの青野山眺望を妨げないよう建造物等の位置・配置に配慮し、沿道の集落と自然景観とが調和する形態意匠・色彩を用いる
	左鎧・川筋 景観形成地区	高津川本支流の、自然と一体的な川筋集落景観づくり ●高津川本支流の景観に調和する形態意匠とする ●石積み棚田や段畑等の生活文化景観を保全する ●溪谷や川筋の四季折々の自然景観を保全する
	枕瀬 景観形成地区	川とまちが共生し、賑わいが広がる景観づくり ●高津川合流点の広がりのある河川景観を保全する ●まとまりのある町並み景観に配慮した形態意匠・色彩、高さとする
高津川筋 景観形成地区	高津川流域の、まとまりのある田園集落景観づくり ●高津川中流域の広がりのある河川や山並み景観を保全し、これに調和する集落の建造物の形態意匠・色彩・高さにも配慮する	

建築物			
位置	高さ	形態・意匠	色彩・素材（屋根を除く）
ア 周辺に対し突出しない配置や位置に配慮・工夫すること。 イ 眺望を保全すること。	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。	ア 景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮するよう努めること。	ア 周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 自然素材又はこれに類する仕上げとすること。
ウ 建物は町並み壁面線を考慮して建てること。	イ 原則として2階建て以下とすること。 ウ 棟の高さは10m以内とし、軒及び庇の高さは周りの伝統的建造物の高さを考慮して決めること。 エ ただし、公共的な活動等を目的とし、機能上やむを得ない場合に限り、最高高さを15m以下とすることができる。	イ 2階建ての場合は原則として1階と2階の間に庇を設けること。 ウ 歴史的風致と調和したものとする。	ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いた色調とすること。（色彩基準シート1） ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いた色調とすること。（色彩基準シート2）
ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。	イ 地上15mかつ4階建て以下とすること*1。	イ 伝統的町並みの景観形成 ウ 壁・建具等の伝統的形態意匠とするよう努めること。	ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いた色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）
ウ 稜線を保全するよう努めること。	*1 ただし、屋根勾配を3/10~4.5/10とし、建物の軒の高さを15m以下とした場合に、建物（屋根の頂部）の高さは、18m以下とする。	イ 城山を中心とした地区の自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。	ウ 自然と歴史的景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）
ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。		イ 生活文化景観の形成に努めること ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。	ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）
ウ 稜線を保全するよう努めること。	イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮するよう努めること。	イ 生活文化景観の形成に努めること ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。	ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）
ウ 青野山の象徴的景観を確保・保全するよう努めること。		イ 生活文化景観の形成に努めること ウ 河川の周辺景観に調和する形態意匠とするよう努めること。	ウ 歴史的町並みに調和する落ち着いた色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）
ウ 町並みの連続性を確保するよう努めること。		イ 生活文化景観の形成に努めること ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。	ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）
ウ 稜線を保全するよう努めること。		イ 生活文化景観の形成に努めること ウ 河川の周辺景観に調和する形態意匠とするよう努めること。	ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。（色彩基準シート2）
ウ 青野山の象徴的景観を確保・保全するよう努めること。		イ 生活文化景観の形成に努めること ウ 自然と歴史的景観に調和する形態・意匠とするよう努めること。	ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。（色彩基準シート3）
ウ 河川眺望景観を確保・保全するよう努めること。		イ 生活文化景観の形成に努めること ウ 河川の周辺景観に調和する形態意匠とするよう努めること。	ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。（色彩基準シート3）
		イ 生活文化景観の形成に努めること ウ 河川の周辺景観に調和する形態意匠とするよう努めること。	ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。（色彩基準シート3）
		イ 生活文化景観の形成に努めること ウ 河川の周辺景観に調和する形態意匠とするよう努めること。	ウ 自然景観に調和する落ち着いた色調とするよう努めること。（色彩基準シート3）

区分	建築物		建築物周辺	
	屋根	付属建築物及び施設	照明	
共通事項				
保全ゾーン	殿町 景観形成 重点地区	ア 勾配屋根を使用すること。 イ 石州瓦で赤茶色を基本とすること。	ア 歴史的風致と調和したものとすること。	
	重伝建 景観形成地区	ア 勾配屋根を使用すること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とすること。	ア 歴史的風致と調和したものとすること。	
調和ゾーン	重伝建周辺 景観形成地区	ア 勾配屋根を使用すること。 ただし、周囲の町並みと調和した場合はその限りでない。		
	城山 景観形成地区	イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。		
	津和野盆地 景観形成地区			
共生ゾーン	山並 景観形成地区			
	麓耕 景観形成地区	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*1とするよう努めること。	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とするよう努めること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫するよう努めること。 ウ 高さは、主建築物の高さ以内とするよう努めること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものとするよう努めること。	
	日原 景観形成地区			
	堤田 景観形成地区			
	青野山眺望 景観形成地区	ア 勾配屋根を使用するよう努めること。 イ 石州瓦及びこれに類する仕上げ*2とするよう努めること。	ア 主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とするよう努めること。 イ 目立たない位置・配置等に配慮・工夫するよう努めること。	ア 周辺の生態等の環境に配慮するよう努めること。 イ 周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること。
	左鏡・川筋 景観形成地区		ウ 高さは、主建築物の高さ以内とするよう努めること。 エ 屋根は、主建築物と同等のものにするよう努めること。	
	枕瀬 景観形成地区	*1 赤褐色またはグレー系それに近似する色味を有する瓦屋根等 *2 赤褐色またはグレー、青、緑系、それに近似する色味を有する瓦屋根等		
高津川筋 景観形成地区				

建築物周辺			
建築設備 (ガス、暖房、冷房、煙突等)	建築設備 (太陽光パネル)	敷地内の緑化	施設や土地の利用
ア 原則として通りから望見できない位置に設置すること ただし、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じること	ア 原則として通りから望見できない位置に設置すること。 ただし、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じること。 イ 眺望点* ¹ からの景観に配慮し、目立たないようにすること。	ア 歴史的風致と調和したものとすること。	ア 歴史的風致と調和したものとすること。
ア 主要道路* ¹ から過度に目立たないように努めること。 イ 周囲の景観および歴史的風致と調和するよう努めること。	ア 眺望点* ¹ からの景観に配慮し、過度に目立たないように努めること。 イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のもとし、反射や光沢を避けるよう努めること。 ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。	ア 敷地内の修景緑化に努めること。 イ 境界部の生け垣化や修景に努めること。 ウ 地域固有の樹木草花による緑化に努めること。	ア 空き家や空地が生じないように配慮し、その回避に努めること。 イ 家屋および敷地の適切な維持管理、周囲との調和を図る修景を行うよう努めること。 ウ 景観に配慮した駐車場の修景に努めること。 エ 耕作地や森林については、継続的な維持管理に努めること。
ア 主要道路* ¹ から過度に目立たないように努めることと。			
*1 「景観ゾーニング・地域資源図」 (2章18-21P) 参照			

区分	工作物		
	共通事項	門、垣（塀、フェンス）等	電線、ケーブル、アンテナ、電柱・鉄塔等
共通事項	ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。ただし、機能上必要な場合、その他やむを得ない理由がある場合は別途審議を行うこと。	ア 周辺と連続的な景観の形成に努めること。	ア 形態は簡素なものとし、低彩度・低明度の茶系統等、周辺景観と調和する落ち着いた色調とすること。 イ 電柱は、高さを15m以下とするよう努めること。
保全ゾーン	殿町 景観形成 重点地区	イ 歴史的風致と調和したものとすること。	ウ 歴史的風致と調和したものとすること。 エ 鉄塔の設置は避けること。 オ 電線・電柱等は、整理統合し、通りから望見できない位置に設置すること。
	重伝建 景観形成地区		
調和ゾーン	重伝建周辺 景観形成地区	イ 連続した歴史的町並み景観の形成に努めること。	ウ 鉄塔の設置は、避けるよう努めること。 エ 電線・電柱等は、整理統合し、できる限り目立たない位置となるよう努めること。
	城山 景観形成地区		
	津和野盆地 景観形成地区		
共生ゾーン	山並 景観形成地区	イ 田園と一体の景観の形成に努めること。	
	麓耕 景観形成地区		
	日原 景観形成地区	イ 一体的な町並み景観の形成に努めること。	
	堤田 景観形成地区		ウ 鉄塔・電柱を設置する場合は、周辺景観への影響を最小限に抑えるよう努めること。
	青野山眺望 景観形成地区		
	左鏡・川筋 景観形成地区	イ 田園と一体の景観の形成に努めること。	
	枕瀬 景観形成地区		
高津川筋 景観形成地区			

自動販売機	屋外広告物	再生可能エネルギー施設 (自立式の太陽光発電施設等)
ア 景観が損なわれないよう適切に維持管理すること。	ア 屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出を禁止する。 イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。	
イ 歴史的風致と調和したものとすること。	ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とすること。 エ 点滅するネオンサインを使用しないこと。 オ 表示総面積5㎡以内とすること。 カ 仮設的な屋外広告物(旗、のぼり)の掲出を禁止する。 ただし、地域の活性化に資する催し等に伴い、期間を限定して必要最低限掲出する場合はその限りではない。 オ 表示総面積7㎡以内とすること。	ア この地区への設置は避けること。
イ 歴史的風致との調和に配慮するよう努めること。	ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とするよう努めること。 エ 表示総面積15㎡以内とすること。	ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並には設置しないこと。 イ 眺望点* ¹ から見えない位置に設置すること。 ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。 エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制すること。 オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とすること。 カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止すること。
	ウ 周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模とするよう努めること。 エ 表示総面積20㎡以内とすること。	ア 稜線および山頂付近への設置を避けること。 イ 眺望点* ¹ から見えない位置に設置するよう努めること。 ウ 特に突出したものは設置しないよう努めること。 エ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。 オ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。 カ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。
		*1 「景観ゾーニング・地域資源図」 (2章18-21P) 参照

15. 建築物・工作物の色彩基準

建築物及び工作物（以下「建造物等」）の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕や模様替えまたは色彩の変更（以下「景観行為」といいます。）において、色彩は次のように使用することを基本とします。

① 景観を整える色彩の基本的な配慮事項

景観計画区域（全町）における基準*に準じます。

② 建築物の色彩基準

■ 使用を避ける色彩

景観計画区域（全町）における基準*に準ずる。

■ 使用を推奨する色彩

【ア 景観計画区域（全町）における基調色、配合色】

景観計画区域（全町）における基準*に準ずる。

【イ 景観計画区域（全町）における強調色】

景観計画区域（全町）における基準*に準ずる。

【ウ 景観形成地区における屋根の色】

重伝建景観形成地区、重伝建周辺景観形成地区、城山景観形成地区、津和野盆地景観形成地区、山並景観形成地区、麓耕景観形成地区、日原景観形成地区、堤田景観形成地区の屋根の色の推奨値は、下表のとおりです。

	色相		明度	彩度
	屋根色	N（無彩色）	0.0～9.9	8以下
R（赤）			6以下	6以下
YR（黄赤）				
BG（青緑）				
B（青）			3以下	1以下
PB（青紫）				

青野山眺望景観形成地区、左鐙・川筋景観形成地区、枕瀬景観形成地区、高津川筋景観形成地区の屋根の色の推奨値は、下表のとおりです。

	色相		明度	彩度
屋根色	N (無彩色)	0.0~9.9	8以下	—
	R (赤)		6以下	6以下
	YR (黄赤)			
	Y (黄)	0.0~4.9Y 5.0~9.9Y		
	GY (黄緑)		6以下	4以下
	G (緑)			
	BG (青緑)			
	B (青)			
	PB (青紫)		3以下	3以下

③ 工作物の色彩基準

■ 使用を推奨する色彩

【ア 景観計画区域（全町）における工作物の色】

景観計画区域（全町）における基準*に準ずる。

【イ 屋外広告物（表示面）等における基調色、配合色】

景観計画区域（全町）における基準*に準ずる。

【ウ 屋外広告物（表示面）等における強調色】

- 強調色の使用は、色数をできるだけ少なくするとともに、使用面積を最小限度にとどめます。
- 景観にまとまりのある歴史的地域や、景観が整った地区では、強調色の基準は設けるが、区域に調和されているかによっては、使用しないこととします。

	色相		明度	彩度
強調色	N (無彩色)	0.0~9.9	全範囲	—
	R (赤)			10以下
	YR (黄赤)			
	Y (黄)	0.0~4.9Y 5.0~9.9Y		8以下
	GY (黄緑)			
	G (緑)			
	BG (青緑)			
	B (青)			6以下*1 8以下*2
	PB (青紫)			
	P (紫)			
	RP (赤紫)			

*1 保全ゾーン、調和ゾーン *2 共生ゾーン

【エ 強調色等の表示面積について】

- 強調色を使用する場合は、使用する部分の総面積が表示面積の【下表に示す割合】以内となるようにすること。

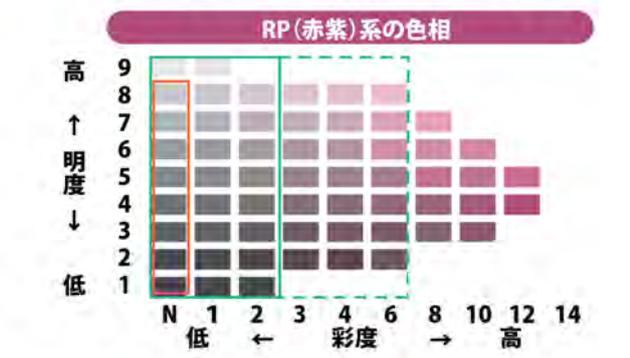
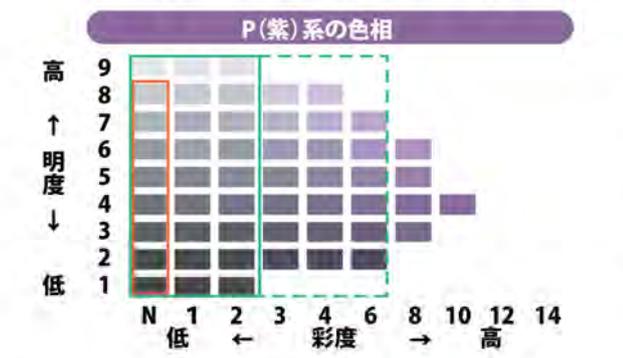
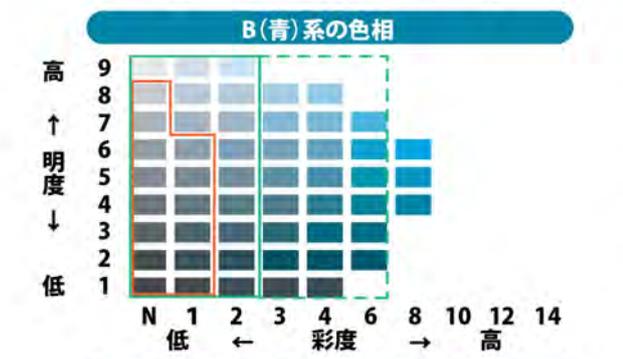
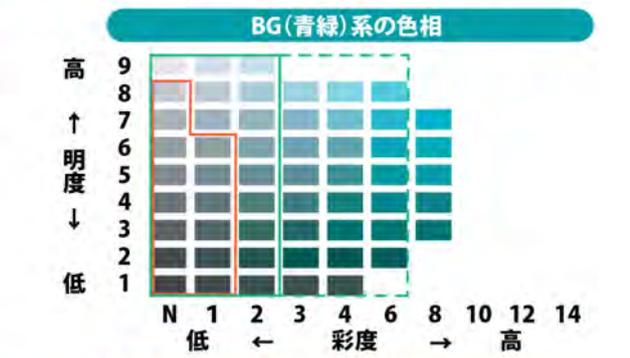
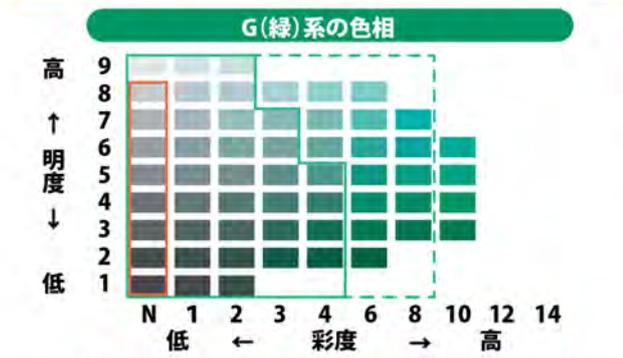
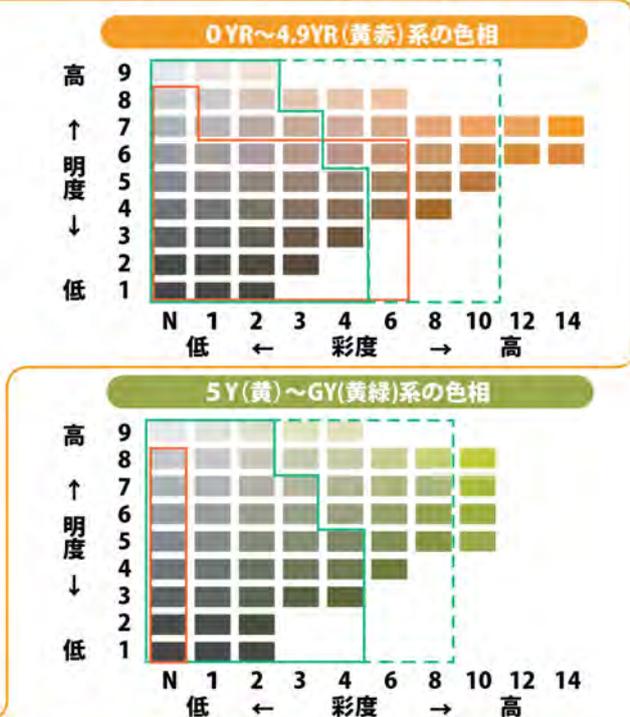
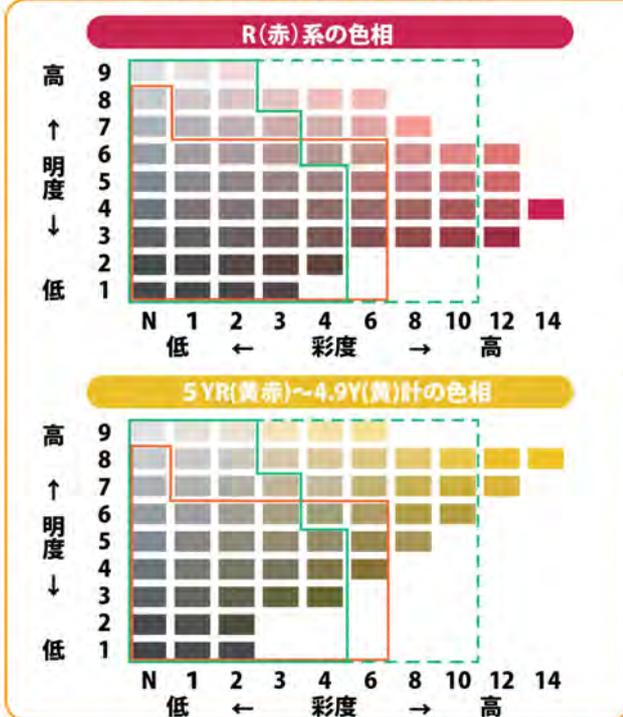
ゾーン別	景観形成地区等	割合	備考
保全ゾーン	重伝建景観形成地区	20%	*1
調和ゾーン	重伝建周辺景観形成地区 城山景観形成地区 津和野盆地景観形成地区		
共生ゾーン	山並景観形成地区 麓耕景観形成地区 日原景観形成地区 堤田景観形成地区 青野山眺望景観形成地区 左鐙・川筋景観形成地区 枕瀬景観形成地区 高津川筋景観形成地区	30%	*2

色彩基準の例 (主なマンセル表色系を抜粋)

色彩基準シート2

重伝建 重伝建周辺 城山
津和野盆地 山並 麓耕
日原 堤田

■推奨色 暖色系(津和野町の建物の慣例色)



凡例(推奨範囲)

基調色・配合色

強調色

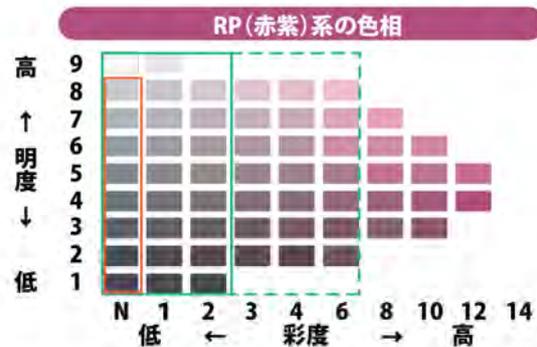
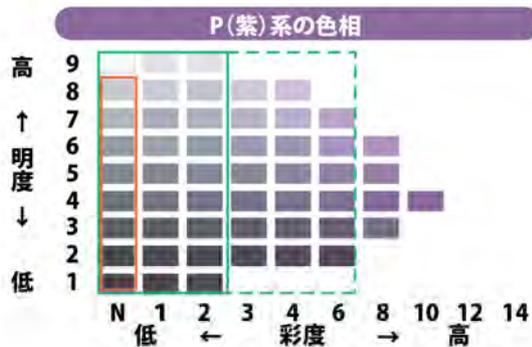
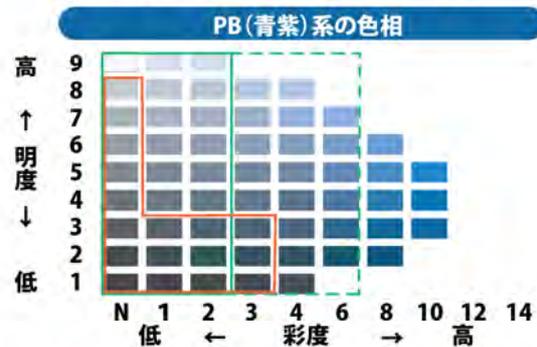
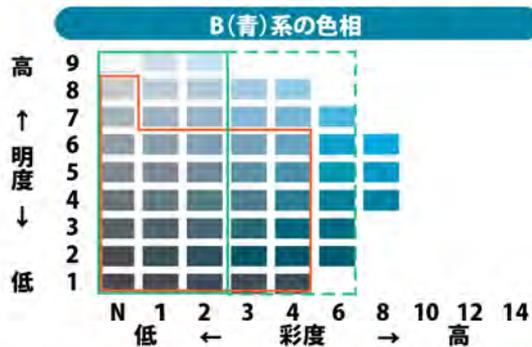
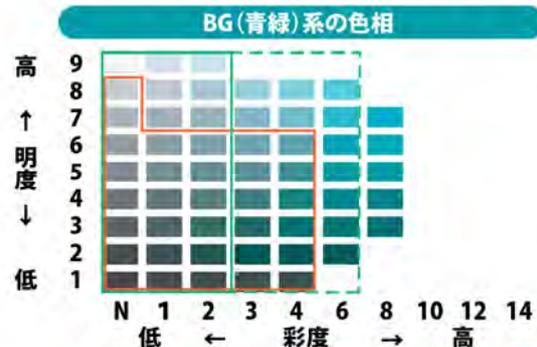
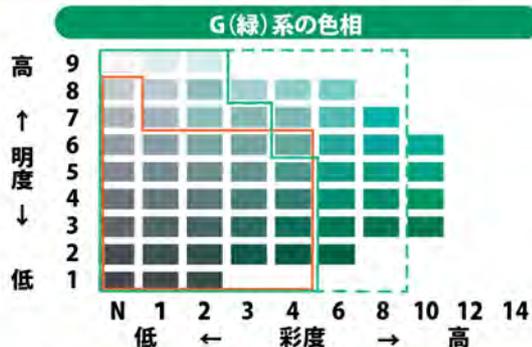
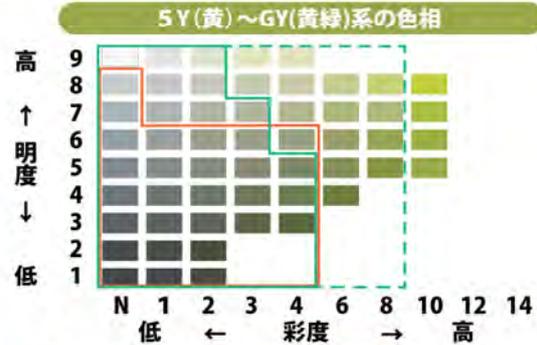
屋根色

色彩基準の例(主なマンセル表色系を抜粋)

■建造物の推奨色 暖色系(津和野町の建物の慣例色)

色彩基準シート3

青野山眺望 枕瀬
左鎧・川筋 高津川筋

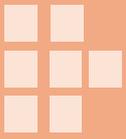


凡例(推奨範囲)

基調色・配合色

強調色

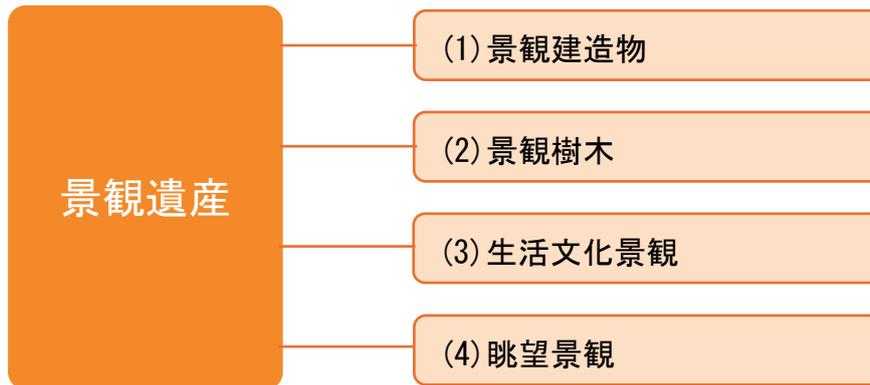
屋根色



第6章 景観遺産・重要公共施設

1. 景観遺産

これまでの津和野町環境保全条例における保存建物および保存記念物を中心として、町内景観のうち優れた景観、個性的な景観については、『景観遺産』として指定し、その保全と維持管理の推進を図ります。



(1) 景観建造物の指定の方針

[景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）]

① 景観建造物の指定

良好な景観形成に寄与する建造物について、津和野町では独自に「景観建造物」を定めま

す。今後は、景観法（第8条第2項第4号）に規定する「景観重要建造物」として指定すべき建造物について、随時検討を進めていきます。

なお、文化財保護法の規定により重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物に指定・仮指定されているものは、対象外とします。

また、景観建造物として整理し、所有者等との協議により承諾が得られた建造物については、景観重要建造物として指定を進めていきます。

景観建造物…景観形成上重要な建造物を景観建造物とします

② 景観建造物に関する方針

■基本方針

ア 目的

- 津和野町の優れた景観要素であり、地域の象徴として重要な建造物を「景観建造物」として選定し、指定します。

- 地域に受け継がれてきた建造物を保全し、地域資源・景観資源として活用しながら、次世代へ継承していくことが望まれます。こうした建造物は町民にとって貴重な歴史文化資産であり、外観が特に優れたものについては、適切に保全し後世に伝えていく必要があります。
- 地域の景観構成の中心となる建造物について、その保全と継承を図るため、景観計画に基づく町独自の指定対象として「景観建造物」を定め、方針を示します。

イ 方針

- 町内には、従前の環境保全条例に基づく「保存建物」および「保存記念物」が指定されています。当計画では、この基本的姿勢を継承しつつ、これらを景観建造物として発展させるとともに、所有者の意向を踏まえながら景観建造物の指定を進めていきます。

ウ 指定基準

- 外観が景観づくりにおいて特に優れており、次の各号のいずれかに該当する建造物について、景観建造物として指定するための調整を行います。
- また、特に重要な建造物については、所有者等との調整を経て、景観法（第19条第1項）に規定する景観重要建造物としての指定を行います。

■指定に際しての取扱い

- ア 公共的な場所から容易に眺められる位置にある建造物を対象とします。
- イ 建造物と一体となった庭園などの敷地や、土塀・石垣などの画地構造物・工作物が良好な景観形成に寄与している場合には、これらを含めて一体的に指定します。
- ウ 指定にあたっては、あらかじめ所有者の意見を聴取し、その意向を尊重することを基本とします。

■指定基準

- ア 町内の身近な建造物で、地域で広く親しまれているもの
- イ 優れたデザインを有する建造物
 - 景観や空間創造、造形の規範となる建造物
- ウ 優れた技術が用いられている建造物
- エ 再びつくることが困難な貴重な建造物
- オ 歴史的景観や地域の個性的景観に寄与しているもの
 - 歴史的な様式を継承した建造物や、地域のシンボリック的存在となっている建造物
- カ まとまりのある一体的・総合的な景観形成に寄与しているもの
 - 町並みなど、周辺と調和した一体的・総合的な景観づくりに寄与する建造物

(2) 景観樹木の指定の方針

【景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

① 景観樹木の指定

良好な景観形成に寄与する樹木について、津和野町では独自に「景観樹木」を定めます。今後は、景観法（第8条第2項第4号）に規定する「景観重要樹木」として指定すべき樹木について、随時検討を進めていきます。

なお、文化財保護法の規定により天然記念物等に指定・仮指定されているものは、対象外とします。

基本的には、個別の樹木を対象とします（樹林等の群生植物については文化的景観の対象とし、一部の草花については今後の検討項目とします）。

また、景観樹木として整理し、所有者等との協議により承諾が得られた樹木については、景観重要樹木として指定を進めていきます。

景観樹木…景観形成上重要な樹木を景観樹木とします

② 景観樹木に関する方針

■基本方針

ア 目的

- 津和野町の優れた景観要素であり、地域の象徴として重要な樹木を「景観樹木」として選定し、指定します。
- 町内の身近な樹木で、地域の人々に親しまれているもの、地域を代表するもの、希少・貴重なもの、歴史的または文化的価値をもつ地域資産としての樹木、さらには地域の個性的景観に寄与し、総合的な景観形成に重要な役割を果たしている樹木は、津和野の景観を支える重要な存在です。これらの樹木は、地域の風土や景観を守り、地域資源・景観資源として活用しながら次世代へ継承していくことが望まれます。また、町民にとって貴重な歴史文化資産でもあり、適切に保全し後世に伝えていく必要があります。
- 地域の景観構成の中心となる樹木について、その保全と継承を図るため、景観計画に基づく町独自の指定対象として「景観樹木」を定め、方針を示します。

イ 方針

- 町内には、従前の環境保全条例に基づき「保存記念物」が指定されています。当計画では、この基本的姿勢を継承しつつ、これらを景観樹木として発展させるとともに、所有者の意向を踏まえながら景観樹木の指定を進めていきます。
- 地域のシンボルとなっている樹木や、町並みなどのまとまりある景観形成に寄与する樹木など、景観づくりのうえで重要な樹木についても指定を行います。

ウ 指定基準

- 外観が景観づくりにおいて特に優れており、次の各号のいずれかに該当する樹木について、景観樹木として指定するための調整を行います。
- また、特に重要な樹木については、所有者等との調整を経たうえで、景観法（第19条第1項）に基づく景観重要樹木として指定します。

■指定に際しての取扱い

- ア 公共的な場所から容易に眺められる位置にある樹木を対象とします。
- イ 指定にあたっては、あらかじめ所有者の意見を聴取し、その意向を尊重することを基本とします。
- ウ 樹林、社叢、森などの複数の樹木・樹木群については、文化的景観として指定します。

■指定基準

- ア 町内の身近な樹木で、地域で広く親しまれているもの
 - 地域で育まれてきた巨樹・大樹、地域住民に長く親しまれてきた樹木
- イ 地域を代表する樹木
 - 地域を代表する樹木、農業生産など文化的景観づくりにおいて重要なシンボル性をもつ樹木
 - 地域の風土景観を形成するうえで重要な樹木や、希少で自然価値の高い樹木
- ウ 歴史的景観、地域の個性的景観に寄与しているもの
 - 歴史的価値・文化的価値が高い樹木、または歴史的価値が高くなくても地域住民に親しまれているシンボリックな樹木
- エ 町並みなど、まとまりのある一体的・総合的な景観づくりに重要な樹木
 - 緑豊かな町並み景観など、周辺と調和した一体的・総合的な景観形成に寄与する樹木

(3) 生活文化景観指定の方針

① 生活文化景観の指定

地域における人々の営みによって形成されてきた、その地域特有の生活や生産の風景などを、当計画では「生活的景観」と位置づけます。

ただし、文化財保護法に基づき指定・仮指定されているもの、また当計画で保存建造物や保存樹木・保存記念物等として指定されているものは対象外とします。

なお、指定にあたっては、所有者または管理者との調整を行い、その承諾を得たものを対象とします。

生活文化景観…地域の生活や文化・風習等により形成された風土の景観のうち、景観形成上重要なものを生活文化景観として指定します

② 生活文化景観の方針

■基本方針

ア 目的

- 津和野町環境保全条例に基づく生活文化景観の指定
これまでの津和野町環境保全条例では、保存計画を必要とする「その他指定物件」として主水畑等を指定してきました。これら町固有の文化的景観については、今後も継続的な保存と維持管理が必要であることから、本計画では特に重要な文化的景観を「生活文化景観」として指定します。
- 津和野らしい個性的で豊かな景観形成の推進
津和野町の景観を特徴づける集团的景観や文化的景観のうち、保存・継承が特に重要なものを生活文化景観として指定し、町らしい景観形成を図ります。

イ 方針

- 景観法および文化財保護法に基づく文化的景観の位置付け
平成16年6月の景観法制定に併せて文化財保護法が改正され、文化的景観（同法第2条）が新設されました。同法では、都道府県または市町村の申し出に基づき、景観計画区域または景観地区内の文化的景観のうち、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定できる（同法第134条）とされています。
本計画では、この枠組みに基づき、町独自の「生活文化景観」として位置付けを行います。

ウ 生活文化景観の指定

地域景観は、単独の対象物とその周辺のみで形成されるものではなく、複数の要素が複合して成り立っています。まとまりのある風景・景観のうち、津和野を代表する集团的景観・文化的景観を、町独自の内容項目として「生活文化景観」に指定します。

■指定基準

- ア 町内の身近な文化的景観で、地域に広く親しまれているもの
- 地域の生活や生業、風土により形成され、住民にとって身近な文化的景観。
- イ 地域を代表する固有の生活文化景観
- 地域の歴史や生業に根ざし、農業生産など地域景観づくりのうえで重要な象徴的景観。
 - 地域の風土景観を形成する上で重要であり、放置すると消失のおそれのある文化的景観。
- ウ 歴史的景観、地域の個性的景観に寄与するもの
- 歴史的・文化的価値が高い景観、または価値の高低にかかわらず地域の象徴的存在となっている景観。
- エ 集落景観等と一体となり、総合的な景観形成に重要なもの
- 石州瓦の農村集落など、まとまりのある景観形成や総合的景観づくりに寄与する文化的景観。

(4) 眺望景観指定の方針

① 眺望景観の指定

良好な景観を眺めることができる場所の確保、眺める対象としての眺望景観の保全、時空的な眺望景観の質を記録・点検する手段として、さらにはそれらを総合的に活用し、新たな津和野の魅力の発見や景観形成へと結び付ける対象として、眺望景観を指定するものとします。

なお、個々の景観の対象物については、保全建造物や保全樹木等により位置付けられるほか、周辺景観等も含まれることから、主として中景・遠景の眺望景観を対象とします。

眺望景観…良好な景観を眺望・展望できる場所および、そこから眺められる景観について、眺望景観として指定します。

② 眺望景観に関する方針

■基本方針

- ア 目的
- 優れた眺望景観は、「津和野らしさ」を感じさせる貴重な景観資源であることから、個性ある良好な都市景観の形成を図るため、これらを維持・保全するとともに、津和野の魅力やイメージの向上を目的として眺望景観を指定します。
 - 各眺望点については、今後の景観の維持管理および創出に向け、過去・現在・将来の景観像を比較することにより、景観の質の維持状況や活動・景観の推移を点検するための指標として活用します。

イ 方針

- 基本的に、保存地区等を対象として、眺望景観の保全および創出に関する方針を定めます。
- また、津和野町内（景観計画区域）における優れた眺望点を選定し、各眺望点ごとに眺望景観の保全・創出の方針を定めます。なお、眺望点については、必要に応じて順次追加していくものとします。
- 指定した眺望景観については、定期的な点検を行い、時空的な景観の質を確認するための資料として活用します。
- 指定した眺望景観については、「津和野景観 100 選」への選定や観光眺望点の整備等、津和野町の魅力ある景観資源としての活用を図ります。
- 誇りある津和野らしい個性的な景観については、「日本のふるさと」としての津和野観光の理念を創出する新たな観光資源・景観資源として活用します。

■ 指定基準

ア 見通し景観の優れた景観と眺望点

- ながめの良い場所および眺望点と、その眺望景観
- 高所からの優れた景観が望まれる眺望点と俯瞰景観
- 町並みや辻等、見通しのきく眺望点において、優れた景観として見上げる景観（仰角景観）や見通し景観が形成されている場所

イ 地域の個性的な景観と眺望点

- 地域を代表する眺望景観およびその眺望点

ウ 人々に親しまれている景観と眺望点

- 住民が日常的に眺めることができる眺望景観およびその眺望点
- 地域観光の拠点の一つとして活用可能な眺望景観および眺望点

エ 総合的なまとまりのある景観と眺望点

- 中景・遠景として優れた景観を眺望できる場所、および一体的なまとまりを有する眺望景観

2. 重要公共施設

(1) 重要公共施設の指定

道路、河川、都市公園、自然公園等に関わる公共施設（特定公共施設）のうち、良好な景観の形成において重要な役割を果たす公共施設について、「重要公共施設」として指定します。

重要公共施設…津和野町独自の内容事項として景観形成上調整が必要と思われる公共施設を「重要公共施設」として指定します。

*津和野町、住民・町民、関係公共機関等が、景観形成上重要と認める項目を指定し、今後の整備等にあって調整を推進していくものとします。

(2) 重要公共施設に関する方針

① 基本方針

ア 目的

- 景観計画に関わる公共施設整備に関する基準を定めることを目的とします。
- 津和野町の主要な幹線道路をはじめとする道路景観軸や河川景観軸、歴史・文化・自然景観が位置する保存地区等、景観形成に影響を与える公共施設の整備について基準を設けるとともに、関係者間の調整を図ります。

イ 方針

- 重要公共施設の整備にあたっては、住民、事業者、行政、関係機関が参加する調整・協議の場を設け、協働による景観づくりを推進します。
- 協議・調整の方法やルールの整備を図り、円滑かつ質の高い景観形成を目指します。

② 指定基準

ア 主要な景観軸内および沿道地区の公共施設

主要な河川や幹線道路など、周辺に良好な景観が広がる主要な景観軸内および沿道地区に位置する道路・河川等の公共施設を対象とします。

- これらの公共施設の占有および利用に関する設置基準
 - これらの公共施設の整備等（*）に関する関係機関との協議・調整
- *橋梁等の塗替えや形状変更など、維持管理時における変更事項の調整を含みます。

イ 良好な景観形成が期待される地区の公共施設

景観計画により良好な景観形成が期待される地区における公共施設を対象とします。

- これらの公共施設の占有および利用に関する設置基準

- これらの公共施設の整備に関する関係機関との協議・調整
- ウ その他の指定

場所や位置が景観形成上重要なもの、繰り返しまたは時間的に連続して設置・整備されるもの、設置量が多いもの、大規模なもの、長期にわたる占用施設等については、整備や管理状況に応じた調整を検討します。

③ 許可基準

良好な景観形成を図る観点から、景観計画において、各施設に関わる許可基準を定めることができます。基本的に、次の公共施設等について検討します。

ア 公共施設の占用・利用等に関する許可基準

- 道路の占用許可（道路上空占用、道路空間占用等）
架線（電力、CATV、有線等）、電柱、電力施設等
信号機、看板・サインその他表示物等の工作物
- 河川の占用許可
河川・水路等の占用（水路の蓋掛け、水路用水の引き込み等）
- 土石等の採取
- 工作物等の新設許可
- 公園管理者が行う公園施設の設置

イ 公的施設の整備等に関する関係機関との協議・調整

- 公共的設備の整備に関する協議・調整
電線・ケーブル（CATV、有線、電話線等）、電柱等の設置
携帯電話中継設備、アンテナ設備等の設置
- 主要な道路施設・河川施設等の整備に関する協議・調整
景観軸や環境形成地区内およびその周辺における公共施設
・主要な橋梁、トンネル、道路構造物（ガードレール、擁壁、標識等）
・主要な河川の護岸構造、堰、橋梁等



第7章 今後の景観づくりの取り組み

(1) 景観計画策定後の景観に係わる取組の状況

津和野町では、景観計画策定以降、町全域を対象とした景観形成の取組を進めてきました。特に、殿町通り周辺をはじめとする歴史的景観が残る地区においては、建築物の形態・意匠・色彩等に関する景観形成基準を定め、建築行為等に対する届出・事前協議制度を通じて、町並み景観の維持・誘導を図ってきました。

また、公共施設や道路等の整備にあたっては、舗装材や工作物の意匠に配慮するなど、周辺景観との調和を重視した修景が行われてきました。

(2) 取組の成果

これらの取組により、殿町通り周辺を中心に、歴史的な町並み景観の連続性や統一感が維持され、無秩序な建築行為や過度な広告物の設置が抑制されるなど、景観水準の確保に一定の成果を上げてきました。

また、津和野町の景観は、観光資源としての価値を有するものとして評価されており、町のイメージ形成や観光振興に寄与しています。加えて、建築行為等に際して景観への配慮を行う意識が、住民や事業者の間で徐々に共有されてきた点も、成果の一つとして挙げられます。

(3) 顕在化してきた課題

一方で、景観計画の運用を継続する中で、いくつかの課題も明らかになっています。

人口減少や高齢化の進行に伴い、建築物の維持管理や修景に係る負担が増大しており、空き家・空き店舗の増加が景観形成上の課題として顕在化しています。また、景観形成基準が建築コストや利活用上の制約として受け止められる場合もあり、生活や経済活動との両立に配慮した運用が求められています。

さらに、津和野町の景観を形成するうえで重要な田園景観についても、荒廃農地の増加が課題として顕在化しています。

加えて、重点的に景観形成を図ってきた地区と、それ以外の地域との間で、景観に対する意識や取組状況に差が見られることから、地域の実情に応じた運用が求められます。

(4) 今後の景観まちづくりの方向性

今後の景観まちづくりにおいては、これまでの取組を踏まえ、景観を「守る」ことに加え、「活かす」という視点を取り入れた取組へと発展させていくことが重要です。

空き家・空き店舗等を地域の景観資源として捉え、利活用や再生を促進する仕組みづくりを進めるとともに、住民・事業者・来訪者など、多様な主体が景観づくりに関われる体制の構築を図ります。

また、景観形成基準については、その趣旨や考え方を丁寧に共有しながら、地域特性や建築行為の内容に応じた柔軟な運用を行うことが求められます。観光景観のみならず、日常の暮らしの中で形成される景観も含め、津和野町全体としての魅力的な景観形成を目指します。

1. 住民・事業者・行政および関係者の連携協働による景観づくり

(1) 住民・事業者・関連団体・行政の参加と連携・協働の景観づくり

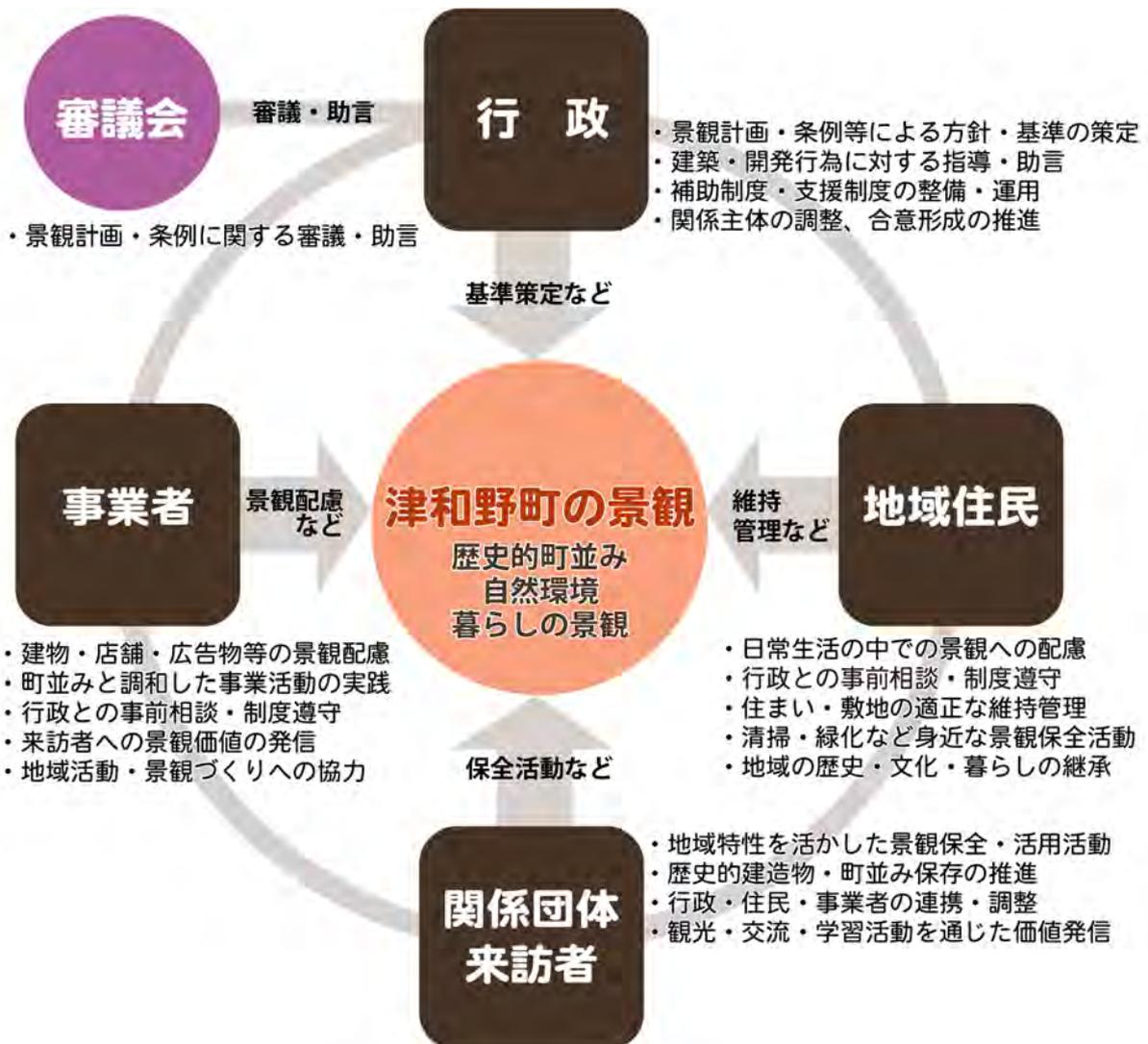
良好な景観づくりを進めていくためには、行政の取組だけでなく、住民や事業者、関係団体の理解と協力、主体的な参画が不可欠です。

日常の暮らしの中で、住民一人ひとりが身近な景観づくりに気軽に関わり、地区や地域の景観を育てていくことが、良好な景観形成の基礎となります。

津和野町の景観は、いずれか一つの主体のみで守り、育てていくことはできません。

行政、地域住民、団体、事業者がそれぞれの役割を理解し、相互に尊重しながら連携・協働することで、津和野らしい景観の維持・形成が可能となります。

町は、このような協働のもと、将来世代に誇ることのできる景観を継承していくことを目指します。



■ 総合的な推進体制の構築

(2) 行政（津和野町）の役割

津和野町は、景観行政団体として、良好な景観形成を総合的・計画的に推進する責務を担います。

- ◆ 景観計画や景観条例等に基づき、景観形成の方針や基準を明確に示す
- ◆ 建築行為や開発行為に対する事前相談や届出制度を適切に運用し、景観への配慮を促す
- ◆ 伝統的建造物群保存地区、日本遺産など、地域資源と連動した景観施策を推進する
- ◆ 補助制度や支援制度を活用し、町並み修景や景観配慮型整備を支援する
- ◆ 住民・事業者・関係団体との対話を重視し、合意形成を図りながら景観づくりを進める
- ◆ 景観に関する情報提供、啓発活動、担い手育成を行う

(3) 地域住民の役割

地域住民は、日常生活を通じて景観を支える最も身近な担い手であり、主体的な関与が求められます。

- ◆ 自らの住まいや敷地、身の回りの環境が景観の一部であることを認識する
- ◆ 景観計画や関係制度を理解し、行政との事前相談を行う
- ◆ 建物の修繕や改修、工作物の設置等において、周囲の景観との調和に配慮する
- ◆ 清掃や緑化、身近な景観の保全活動に積極的に取り組む
- ◆ 地域の歴史や文化、暮らしの知恵を次世代へ継承する

(4) 地域団体・関係団体の役割

自治会、保存団体、観光・文化団体、NPO等の地域団体は、景観を守り育てるための中核的な役割を担います。

- ◆ 地域特性を活かした景観保全や活用活動の企画・実践
- ◆ 伝統的建造物や歴史的景観の保存・活用に関する活動の推進
- ◆ 行政、住民、事業者をつなぐ調整役としての役割
- ◆ 景観資源を活かした交流・観光・教育活動の展開
- ◆ 地域内外への情報発信や啓発活動

(5) 事業者の役割

町内で事業を営む事業者は、経済活動と景観保全の両立を図る重要な主体となります。

- ◆ 店舗・事業所・広告物等の設置において、町並みや周辺環境との調和に配慮する
- ◆ 歴史的建造物や既存資源を活かした事業展開を検討する
- ◆ 景観計画や関係制度を理解し、行政との事前相談を行う
- ◆ 来訪者に対して津和野町の景観や文化の価値を伝える役割を担う
- ◆ 地域活動や景観づくりへの協力・参画

2. 事業の推進体制

(1) 景観行政関係課と役割

津和野町の景観行政は、特定の一課のみで完結するものではなく、景観を「守る」「活かす」「支える」各分野の所管課がそれぞれの役割を分担し、相互に連携することで成り立っています。

町は、関係各課が緊密に連携しながら、地域住民や事業者、関係団体と協働し、津和野らしい景観の維持、形成を総合的に推進していきます。

□ 庁内関係諸管理課と役割

部 署	役 割
商工観光課	【景観行政の中核】 <ul style="list-style-type: none">景観計画、景観条例の策定および運用景観法に基づく届出、事前協議、指導建築行為や開発行為に対する景観配慮の誘導景観審議会等の運営他課、関係機関との総合調整 【景観の活用・発信】 <ul style="list-style-type: none">日本遺産を活用した景観資源の活用推進観光振興と調和した景観形成観光施設・案内サイン等における景観配慮事業者・観光団体との連携調整
教育委員会	【歴史的景観の保全】 <ul style="list-style-type: none">伝統的建造物群保存地区の保存、活用文化財保護法に基づく建造物や史跡等の保護修理・修景事業への指導、助言歴史文化資源を活かした景観形成の推進
農林課	【農地・里山景観の保全】 <ul style="list-style-type: none">農地、農村集落景観の維持と管理耕作放棄地対策と景観保全の両立農業振興施策と調和した景観形成中山間地域の景観維持への支援
つわの暮らし推進課 建設課	【生活景観の維持】 <ul style="list-style-type: none">空家等対策計画に基づく空き家対策危険空家・老朽建築物への対応住環境の改善と景観悪化の防止地域住民や自治会との連携

(2) 景観審議会

景観行政を推進するにあたり、町は、町民や各種団体等の代表、建築・都市計画・景観分野の専門家や学識経験者などで構成する景観審議会を設置します。

景観審議会は、景観計画や景観条例に基づく施策の推進に関して、専門的かつ多様な立場から意見を聴取するための機関として位置づけます。

本審議会では、景観計画の策定および見直し、景観形成に関する重要な事項、建築行為や開発行為に関する景観上の課題などについて審議を行い、その意見を町の景観づくりに反映させていきます。

また、町民や関係主体の視点を取り入れることで、地域の実情に即した、合意形成に基づく景観行政の推進を図ります。

町は、景観審議会での議論を尊重しながら、良好な景観の維持・形成に向けた施策を総合的に進めていきます。

津和野町景観計画

発行元 津和野町 商工観光課
住所 〒699-5605
島根県鹿足郡津和野町後田口64-6
電話 0856-72-0652
発行日 令和〇年〇月
